ゲ シ ヒ テ

第 16 号　2023 年 4 月

目　次

【論文】
ドイツ相対的安定期の対スペイン通商条約 交渉における農業利益代表の政治的役割
——ドイツ国家国民党と全国農村同盟を中心に—— …… 岡本勇貴 …… 3
東ドイツにおける「自発性」論
——自由意志と動員のはざまで—— …… 藤原星汰 …… 19

【研究ノート】
第一次世界大戦前後におけるドイツ社会主義の思想的拡大
——「倫理的自由主義者」レオナルト・ネルゾンの事例をもとに—— …… 鈴木健雄 …… 33

【特集】
学問と政治の関係を考える ——ドイツ現代史学会第 44 回大会シンポジウム——
趣旨説明 …… 磯部裕幸 …… 45
アカデミーと自由 ——18 世紀パリ王立科学アカデミーの理念と実際—— …… 隠岐さや香 …… 48
「価値自由」と政治
—— ドイツ社会学会 (1909 ～ 34 年) におけるゴルトシャイト・ウェーバー・マンハイム——
…… 野口雅弘 …… 59
東ドイツにおける「公共性」と「超党派性」
—— 文化同盟の議論を中心に—— …… 伊豆田俊輔 …… 68

【書評】
北村陽子著『戦争障害者の社会史 ——20 世紀ドイツの経験と福祉国家——』 … 林田敏子 …… 81

二〇二二年度例会一覧 …… 85
ドイツ現代史研究会規約 …… 87
編集後記 …… 90

ドイツ相対的安定期の対スペイン通商条約交渉における農業利益代表の政治的役割

――ドイツ国家国民党と全国農村同盟を中心に――

岡本勇貴

1　はじめに

ヴァイマル共和国を失敗ばかりと断じる評価を見直す動きは、今もなお盛んである。そのような視点から、第一次世界大戦直後の敗戦と革命による危機、世界恐慌以後の混乱を取り上げた研究は数多く存在するが、その間の「相対的安定期」と呼ばれる時期については注目が比較的弱いように思われる。ヴァイマル期の諸様相を問い直すにあたり、体制の崩壊をもたらしえた諸要因に焦点を当てるばかりではなく、この相対的安定期においてもどのように「安定」を創出・維持する試みがなされたのか、およびその限界について考察する必要があるだろう。本稿ではそのような関心から、ヴァイマル期の保守政党であるドイツ国家国民党（以下ＤＮＶＰ）、および同党と関係が深かった農業利益団体を中心に、一事例として対スペイン通商条約交渉を取り上げる。

従来ＤＮＶＰは、共和国末期にナチ党と協働して民主体制の崩壊を助長したものとして評価されることが多かった。特に一九二八年にＤＮＶＰ党首となった急進派のアルフレート・フーゲンベルクの役割が注目され、ナチ党の躍進を助けたことが強調される。[1] しかし、帝政期の広範な保守派の結集政党として反共和国を掲げ出発したＤＮＶＰは、時々の状況によってその性格を変えてきた。とりわけ相対的安定期のＤＮＶＰは、クーノ・フォン・ヴェスタルプのもとで敵視しているはずのヴァイマル体制に協力するとも見られるような姿勢をとっていた。

近年のヴァイマル期研究では、このような相対的安定期のＤＮＶＰに着目した議論が登場してきている。親体制的なＤＮＶＰへの注目はメルゲルの研究が嚆矢となっており、失業保険など社会保障の議論に積極的に参加し、ヴァイマル体制を承認する共和国保護法に断腸の思いながら賛成するなど、ＤＮＶＰが体制に統合されうる保守主義（トーリ保守主義）たりえたことが彼によって論じられた。[2] リンスによる古典的研究では、ＤＮＶＰは準忠誠的反対派と位置づけられ、民主体制の崩壊過程において重要な役割を持つとされるが、ライテルはリンスとメルゲルの研究を総合し、議会制民主主義の存命には準忠誠的反対派であるＤＮＶＰを議会に組み入れることが重要だったと説く。[3] また、ジブラットは非民主化に対する安全弁としての旧体制エリートに着目し、戦間

期の英独を比較した。[4] ミュラーも経済と民主主義の関係を論じる中でプラグマティックなＤＮＶＰの姿勢を認め、フーゲンベルクが党首にならなければヒトラーの台頭は防げたのだろうかと問いを投げかける。[5] このように、民主体制の崩壊のみならず、その存命においてもＤＮＶＰの意義は注目されている。

ところで、ＤＮＶＰが政治的実践において親体制的となった重要な要因として、農業利益団体の全国農村同盟（Reichslandbund、以下ＲＬＢ）が挙げられなければならない。ＲＬＢはユンカーや大地主が指導的地位にある利益団体で、その前身である農業者同盟（Bund der Landwirte、以下ＢｄＬ）と帝政期のドイツ保守党の関係を引継いで、ＲＬＢもＤＮＶＰに対して政策決定における大きな影響力を有していた。ＤＮＶＰが敵視していたヴァイマル体制での政権参加へと舵を切ったのも、政策の次元で自らの利益を実現させるためにＲＬＢがＤＮＶＰに圧力をかけ、議会主義路線への変更やドーズ案への賛成を促したことが一因であった。[6] こうした観点からの分析によって、反共和国のイデオロギーばかりでは捉えきれない、農業利益代表としてのＤＮＶＰ像を提供することが可能となるだろう。

一九二五年にはＤＮＶＰが初めて連立与党（第一次ハンス・ルター内閣）に加わったが、その時期にはヴェルサイユ条約によって制限されていた関税自主権の回復（同年の一月十日）を踏まえ、各国との通商条約について交渉・議論されていた。当時の外交方針は、賠償金支払いのための工業品輸出を優先し、その代償として農業関税を低く抑えるものであり、農業界はこれに激しく反対していた。農業界の主張は工業界との激しい対立を招き、その対立は政府内でも繰り広げられた。それが特に激しかったのは、フランスやスペインとの通商条約交渉においてであった。対仏交渉は研究の蓄積がある一方、[7] 対スペイン交渉は少ない。スペインは第一次世界大戦で中立国でありヴェルサイユ条約の関税自主権制限に関係せず、交渉に明確な始点がないためか関心を集めていないが、ドイツの外交方針では国際的承認も兼ねて互恵最恵国待遇も目指されており、同時並行して行われた対仏交渉とも関税率交渉が相互に影響しあう側面もあった。対スペイン交渉の詳細な実証研究としては、パンツァーが農工間対立の様相に重きを置いて交渉過程を整理しているが、関心の違いからアクターの一つである政党の内部状況には踏み込んでいない。[8] ＤＮＶＰを主眼とする研究においては、交渉での党の妥協的な姿勢についてデルは例外的だと評価する一方、[9] オーネツァイトは妥結した他国との交渉結果を例に出し、例外とするには議論の余地があると述べる。[10] しかし、両者は対スペイン交渉そのものには踏み込んでおらず、そこから伺える農業利益代表のあり方を評価できているとは言い難い。そこで本稿では、対スペイン通商条約交渉にＤＮＶＰとＲＬＢがどのように関わったかを分析し、それらの政治的実践を「安定」の観点から論じることを目的とする。なお分析には公刊史料である内閣府史料集を主に用いたが、未刊行史料については二次文献より引用したものもある。

2　相対的安定期までの状況

本章では論の前提として、交渉が本格化する以前の状況を説明する。ＤＮＶＰとＲＬＢのそれぞれの前身であるドイツ保守党とＢｄＬは、ともにエルベ以東のユンカーや大地主が主体となっていたものの、ヴァイマル期に新組織へと再編されるにあたって、こうした特徴は変わらぬまま継承されたわけではなかった。

（1）ドイツ国家国民党

第一次世界大戦の敗北やドイツ革命をうけて、一九一八年十一月に広範な保守派が合流することでＤＮＶＰは結成された。合流した保守派は主に次のように分類される。すなわち、君主主義的なドイツ保守党、親ビスマルク路線ゆえにドイツ保守党から分離した自由保守党、全ドイツ連盟や祖国党などの民族至上主義グループ、反自由主義・反社会民主主義を掲げるキリスト教社会派の四つである。[11] こうした多様な右派の統合には、「国民的反対（nationale Opposition）」という理念が用いられた。大嶽の整理によると、それは「革命・共和政・西欧的議会主義、国際主義、社会民主党や共産党がもたらすであろう大衆支配といった一連の事象に対する国民的立場からの反対」と、「国民的基盤に立ったキリスト教の受容」を紐帯とする理念であった。[12] その担い手は党組織に限られず、一九一九年に連合国から講和条約案が出された際、極右ナショナリスト団体である全ドイツ連盟は「国民的反対」のもとに激しく反対を唱え、ＤＮＶＰ内で影響力を拡大した。こうした理念を訴えた結果、一九一九年の国民議会選挙での得票は約三〇〇万票のうちエルベ以西の地域が約六割を占めており、左派による「ユンカー政党」という非難に反して全国の保守・反共和国派の支持を獲得できていた。[13]

全国に拡大したのは支持者だけではなかった。ＤＮＶＰの党員は一九一九年時点で三〇～四〇万人であったが、一九二三年までに九〇万人に増加した。その後は漸減していくものの、一九二八年には六九万人を数え、党員の増加に伴って党組織も全国的に拡大した。[14]

（2）全国農村同盟

政党が拡大したのと並行して、農業団体の側も同様の拡大をすることになる。ＲＬＢの前身であるＢｄＬが結成されたのは一八九三年、帝国宰相レオ・フォン・カプリーヴィによる農産物輸入関税の引下げに反対したユンカーや大地主が、保護関税要求のために団結したことに端を発する。ＢｄＬはドイツ保守党と結びついてカプリーヴィへの攻撃を強めていき、その影響はカプリーヴィの失脚、自由貿易の強化に基づく「新航路」外交の頓挫にまでに至った。カプリーヴィの退陣後もＢｄＬによる保護関税要求は続き、一九〇二年には当時の帝国宰相の名を冠した「ビューロ関税」と呼ばれる、高率の穀物関税を特徴とする農業保護関税の成立に漕ぎつけた。[15]

このＢｄＬの地域的基盤はドイツ北東部に置かれていたが、ドイツ保守党と結びついたことによりテューリンゲンやザクセン、ヘッセン、フランケンといった地域でもその影響力を行使できた。結成時には約十五万人だった成員は一九一四年までに三三万人に増加し、他の農業団体を圧倒する規模に成長した。その成員の大半は中小農だったが、指導的地位は大地主が占め、農民に限らない農村大衆を動員できる影響力を有していた。[16]

しかし、戦争と革命によって状況は大きく変わっていくことになる。革命によって各地にできたレーテでは工業労働者が権力の座に就き、農民の参加はごくわずかであった。階級闘争が農村にも持ち込まれたことに加え、ユンカーの土地所有関係や農村の伝統的価値体系が崩壊の圧力にさらされ、従来の支配関係が揺らいでいった。最大の農業団体としてＢｄＬは反革命に動くも、一九一九年の国民議会選挙でＤＮＶＰ支持にむけた動員が不十分な結果に終わり、従来の伝統的なパターナリズムによる統合が疑問視されはじめた。この動員の失敗はユンカーや大地主の影響力が弱まったことの表れと見なされ、ＢｄＬ議長のコンラー

ト・フォン・ヴァンゲンハイムは、「［本部の置かれた］ここベルリンからのみ人々を率いるには、ＢｄＬは大きくなりすぎた。我々はきっと個々の州の希望や要求を考慮する必要がある」と影響力と組織規模の不釣り合いな現状を述べ、変化の必要性を感じ取っていた。[17] そうした中、革命による大地主の指導的役割の動揺に加え、戦後も続いた統制経済への抵抗や、農業勢力の結集を動機として新たな動きが生じる。その動きの中から結成されたのがドイツ農村同盟（Deutscher Landbund）であり、ＢｄＬと対照的に地方に重きを置く分権的な構造と、農村大衆の職能身分的な発展を掲げる組織であった。農村同盟は主に中小農の利益を代表し、経営規模による権利の差はないとしていたが、実際に指導的地位にいたのはＢｄＬと同じく大地主であった。[18]

従来の方針でうまく立ちいかなくなるにあたり、ＢｄＬ内では農村同盟を組み込んだ新組織の形成が有力な選択肢として出現した。合同については両組織から批判の声がなかったわけではないが、交渉の末に農村同盟の名称と分権的構造が採用され、一九二一年にＲＬＢとして合同することとなった。[19] 指導部の役職や活動路線においてはＢｄＬの要素が残されたものの、集権的構造が改められたという重要な性質の変化がこの時になされた。

ＲＬＢの地域的重点はＢｄＬと同様にドイツ北東部も含まれるが、農村同盟と合流したことでヘッセンやバイエルン、ラインラントなど、ＢｄＬが十分に参入できなかった南西部にも影響力を拡大した。ヘッセンやバーデン、ヴュルテンベルクのような農民経営の強い地域では農民層が指導的地位にいることもあったが、全国組織としては依然として大地主が指導的地位を占めていた。[20]

政党との関わりにおいてＲＬＢは中立を主張してはいたが、実際には明白な傾向があった。ＢｄＬとドイツ保守党の関係を引継いでＤＮＶＰが最も関係が深く、ＤＮＶＰの進出が弱い地域ではドイツ国民党（以下ＤＶＰ）が次点に並んだ。ＲＬＢ指導部でもこうした政党とのバランスが反映されており、発足時はＤＮＶＰ寄りのグスタフ・レジケと、ＤＶＰ寄りのカール・ヘップが代表に就いた。ヘップは一九三〇年まで就任し、レジケの後任であるカルクロイトはＤＮＶＰに所属していたため、一九二八年に純粋な農業政党ができるまではＤＮＶＰとＤＶＰの二大右派政党がプロテスタント農村と国政をつなぐパイプ役だったと言えよう。しかしＤＶＰは工業界とのつながりのほうが強く、グスタフ・シュトレーゼマン主導の外交が展開されていく一九二四年以降は、工業寄りの政策のために農業界からの支持を失いつつあったことから、相対的安定期の農業利益代表者はＤＮＶＰが存在の比重を増していった。[21] 一九二四年にはＲＬＢのうち国会議員となっている人数について、全六四人のうちＤＶＰ所属が四人だったのに対し、ＤＮＶＰには四四人が所属していた。[22]

（3）ドイツ・スペイン間の通商関係

スペインは農業従事者が非常に多く、その割合は世紀転換期で約六五％、一九二〇年でも約五七％にのぼっており、圧倒的な農業国だった。[23] ドイツがスペインから輸入していた農産物は果物やワインが大きな比重を占めていたが、特にワインに関して、従来スペインにとって主要な輸出先だったフランスが大戦後に関税率を引上げたために、代わりの市場としてドイツが注目され、表１が示すようにドイツはスペインからのワイン輸入を増やしていた。[24]

ヴァイマル期でも独西間ではワイン交易が重要になるのだが、大戦後

のドイツのワイン用ブドウの産地を確認すると、表2が示す通り、その大半がプロイセン西部のライン川流域・ライン左岸地域、およびドイツの南部に集中していた。これらの地域は、中央党と結びつくカトリック農村もあるものの、DNVPやRLBが拡大したことで影響力を及ぼすことができた地域でもあった。

帝政期のドイツが保護貿易に転じるのと同時期、スペインも関税保護を強めていった。一八九一年にカタルーニャやカスティーリャの大農業者が結集して保護関税要求を強め、一八九二年より極度の保護関税が適用されることとなった。一八九八年の米西戦争の敗北で海外植民地を喪失したスペインはその後、国内市場の強化へと舵を切り、一九〇六年にはさらに保護を強めた関税が成立した。

保護を強めるスペインは一八九二年より、それまでの通商条約を破棄して新保護関税率のもとで締結しなおす方針をとっていた。独西間の通商条約は一八八三年七月に結ばれていたものの、この方針により破棄されたが、スペインの関税率はドイツの輸出利益には受け入れがたいとされ、両国間の通商条約が結ばれないまま関税戦争状態にあった。しかし、米西戦争の結果に乗じてスペインに反乱を起こし統治が困難になったカロリン諸島を、スペインがドイツへ売却したことを契機として、両国の関係は好転した。一八九二年関税が障害となったために互恵最恵国待遇に基づく暫定協定という形にはなったが、一八九九年に独西間の通商協定が結ばれた。ところが、スペインで一九〇六年にさらに極度の保護関税が成立すると、ドイツ側の猛反発を招いた。ドイツは交渉の末、一九〇六年関税の適用前に一八九九年の協定を六ヶ月延長することをスペインに承認させ、翌年にもさらに延長を認めさせる暫定協定を結んだ。その延長については期限の合意がなされないまま第一次世界大戦を迎え、交渉ができずに同協定が一九二一年まで適用されることとなった。[27]

大戦後、スペインは自国産業の保護を名目に通商条約の破棄を再開した。独西間の通商協定は一九二二年末に破棄され、一九二三年一月には暫定通商協定が結ばれたが、スペインはこの間に新たな保護関税を成立させており、五月にはハイパーインフレの昂進によって価値が暴

	1900 年	1910 年	1913 年	1923 年	1924 年	1925 年	1926 年	1927 年
総輸入量	753,000	1,184,410	1,320,060	290,740	747,890	1,325,710	695,460	1,359,860
うちフランス	328,920	454,530	413,807	14,063	143,455	232,142	165,307	297,028
うちスペイン	133,980	274,550	506,918	55,667	200,725	713,717	374,928	653,537
うちイタリア	87,960	134,300	50,010	15,429	46,118	142,820	66,361	130,504

表1：ドイツのワイン輸入量（単位：ドッペルツェントナー dz=100kg）[25]

		1922 年	1923 年	1924 年	1925 年	1926 年	1927 年
プロイセン		682,280	110,760	536,188	427,280	182,657	311,946
内訳	ラインガウ・ライン地域	117,466	16,447	59,412	107,101	25,296	44,660
	モーゼル・ザール・ルーヴァー	469,415	70,092	378,603	222,135	131,913	224,122
	ナーエ地域	68,534	20,349	88,698	78,459	21,055	36,660
バイエルン		1,001,296	223,279	534,768	352,368	332,848	611,755
ヴュルテンベルク		400,678	134,902	65,596	168,420	42,869	89,273
バーデン		806,596	173,507	258,559	285,241	293,556	179,959
ヘッセン		515,338	148,592	406,442	354,254	135,830	232,352
ドイツ国 全体		3,406,188	791,040	1,803,954	1,590,941	989,343	1,427,619

表2：ドイツ国内のワイン用ブドウ収穫量（単位：ヘクトリットル）[26]

落したマルクに対する外貨関税を課す措置が講じられた。同年九月にはミゲル・プリモ・デ・リベラの軍事独裁体制が成立し、国家介入主義に基づく保護主義的な経済政策が実践され、保護は一層強まっていった。[28]

3　独西通商条約交渉

（1）交渉の本格化

一九二三年の暫定協定は翌年の六月三十日が期限と定められており、ドイツは正式な通商条約の締結に向けてスペインとの交渉に臨んだ。[29] しかしその交渉は、駐マドリード大使のエルンスト・ラングヴェアトが、通商条約交渉の予測は「果てしなく困難」と外務省へ書き送るほど見通しが立たなかった。また彼は、一九二二年にイギリス・スペイン間の通商条約が結ばれたことを受けて、とりわけ最恵国待遇が問題となるとも記している。通商条約の締結にはスペイン一国のみが問題とはならず、他国との通商関係も考慮する必要があり、ラングヴェアトはフランスとイギリスから抵抗に遭うことを懸念した。[30]

外務省が主導していた通商条約交渉は、まずドイツ国内で、農業利益に立つ食糧農業省の抵抗にあった。一九二三年八月四日の閣僚協議で食糧農業省次官カール・ハインリツィは、外務省の見解はドイツのワイン業農家の生活利益と一致しないと批判した。このような対立は閣内にとどまらず、九月五日にはブレーメンの州政府委員会が首相のシュトレーゼマン（ＤＶＰ）に宛てて、当時の食糧農業相ルター（無所属）のせいで輸出利益、ひいては経済生活全体に大きな意義のある条約が結べなくなると抗議している。[31] 農工間の対立は、以後も利益団体による国会の外での抗議の応酬という様相を見せることとなる。

プリモ・デ・リベラが政権を樹立した頃、ドイツではハイパーインフレで暴落した通貨が安定に向かっており、対スペイン輸出の妨げとなる外貨関税の廃止が議論の対象となった。外務省は一九二四年二月七日、工業製品のスペインでの販売が停滞していることを挙げて、スペイン市場の保護を名目とした外貨関税を廃止するようマドリードの大使館に書き送った。ラングヴェアトはプリモ・デ・リベラと交渉した際に、スペイン工業界の反対から外貨関税を含めた条約交渉が先行き不透明であるとの印象を記していたが、スペインは同年七月に対独ワイン輸出での譲歩が得られるならば、外貨関税の廃止と関税引下げをする用意があるとの姿勢を見せた。[32] しかし、ドイツのワイン業農家にはそのような譲歩は認めがたいものだった。六月二十一日のＲＬＢによる政府への要求では、戦時中に停止されたままの農業関税とは対照的な工業保護の現状を挙げて、農産物にも工業と同様の保護を求めている。[33] 以降は対スペイン交渉の争点として、ワインが一層重要となっていく。

一九二四年七月二日、第二次ヴィルヘルム・マルクス内閣でスペインとの通商条約が議論され、条約は必須で大きな利益があるものと見なされてはいたが、ワイン関税については意見が分かれた。当時の食糧農業相ゲアハルト・フォン・カーニッツ（無所属、元ＤＮＶＰ）はワイン関税によってワイン業農家の状況が悪化すると批判し、財務省次官ハインリヒ・ツァプフ（ＤＶＰ）は提案されていたワイン税について反対の声を上げた。他方、労働相ハインリヒ・ブラウンス（中央党）はスペインへの工業品輸出を増やさねば賠償金を支払えないと主張し、プロイセン通商省部局長のロベルト・ゾマー（ＤＶＰ）も条約締結を支持した。ただし、ゾマーは一方で農業負債問題におけるワイン業農家への負担軽減を認めるべきとも述べている。[34] 国会での議論が進まないなか、条約の

ない期間を埋めるべく七月二十五日にマドリードで暫定通商協定が結ばれた。七月三十日にはドイツでも外務省が暫定協定の承認を提案し、カーニッツの代理として出席した食糧農業省部局長エーリヒ・ホフマンは反対を表明したものの、賛成多数で閣議承認された。[35] 翌日の関係閣僚協議で、カーニッツは赤ワイン関税が現行の一ドッペルツェントナーあたり六〇マルクから二〇マルクへ引下げられるのは耐えられないとして条約反対を叫んだが、協議では七月三十日の決議の変更はできないと結論づけられた。カーニッツと占領地相アントン・ヘーフレ（中央党）の抵抗にもかかわらず、八月十九日の閣議で暫定協定の変更不可が再び確認され、八月二十五日には賛成多数で通商協定に関する法案が承認された。ただし、法案は会期中の可決には至らずに国会は解散した。[36]

一九二四年七月の暫定協定締結を機に、ドイツのワイン業農家の反対が激しくなった。プロイセン州のワイン業団体の代表者に加え、カトリック系のドイツ農民協会（Vereinigung der deutschen Bauernverein）のアンドレアス・ヘルメス（中央党）が内閣府に現れ、協定によって九〇％のワイン用ブドウ栽培地所有者や五〇万の世帯が破滅すると抗議した。八月半ばにはロンドンにいた首相マルクスのもとへ、コブレンツやトリーア、モーゼル・ザール・ルーヴァーといったドイツ各地のワイン産地の代表が抗議の電報を送った。十月にはバイエルン州政府までもがワイン関税への反対意見をマルクスに伝えている。[37]

暫定協定の破棄要求は、並行して進められていた独仏交渉によって喫緊の課題となった。互恵最恵国待遇を盛り込んだ形で独仏通商条約が結ばれれば、スペインの低い関税率がフランスにも適用され、ドイツのワイン産業は大打撃を受けることが予想された。[38] 十月二十九日にこの問題が閣議で取り上げられ、カーニッツの即時破棄要求は外務省や経済省の反対で否決されたが、対仏交渉の経緯によって判断すると決定された。しかし対仏交渉は進展せず、首相マルクスは自党（中央党）の票田であるワイン業農家を考慮して、一九二四年十二月選挙の前にワイン関税に関する決定を避けたため、条約が結ばれないまま、すなわち暫定協定を維持したまま政権は次の第一次ルター内閣へと移った。[39]

（2）ドイツ国家国民党の入閣

一九二四年十二月選挙の後の組閣にあたり、ハイパーインフレの解決に功のある財政専門家のルター（無所属）が各党との折衝を行い、議員団との密接な提携なしに信任者を専門閣僚に任命する専門家内閣が成立することとなった。こうして一九二五年一月十五日に発足した第一次ルター内閣の閣僚にはＤＮＶＰからも選ばれた。内相にマルティン・シーレ、財相にオットー・フォン・シュリーベン、経済相にアルベルト・ノイハウス、副首相にオスカー・ヘルクトが就き、議会におけるＤＮＶＰの立場は決して弱くないものだった。[40] 国会が開かれ再び議論の場が設けられたことで、条約締結を要求する工業界とそれに反対する農業界、特にワイン業農家との対立は激化していった。しかし、農業利益に立つＤＮＶＰや中央党だけでなく、工業界と関係が深いＤＶＰやドイツ民主党（以下ＤＤＰ）からも条約の反対意見があり、逆にＤＮＶＰ内にもいた工業派は条約に賛成していたことから、事態は複雑であった。[41] そのため、国会の本会議での議論は避けられ、委員会での調整に委ねられるようになる。一月二十一日の閣議では、ノイハウスが対スペイン通商条約の批准に関する法案を委員会に委ねることを提案し、直ちに特別委員会が新設された。[42]

外交を主導するシュトレーゼマンは、条約締結への賛成多数が見込

めないことを調査によって確認した。彼による二月九日の閣僚協議での報告によれば、「中央党の約半数、DVPから8人、DNVPの大多数、ワイン業農家の利益に立つバイエルン人民党（以下BVP）もまた同様［に大多数］、さらにドイツ社会民主党（以下SPD）や一部のDDPが条約に反対を投じるだろう」とある。[43] 農業問題においてDNVPが強硬姿勢を取ったとはいえ、DNVPばかりを条約成立の障害と見ることはできない状況にあった。そこでシュトレーゼマンは各政党や委員会に働きかける方針を採り、中央党との協議や委員会において、条約締結のために政府によるワイン業農家への救済措置を考慮するようになった。二月十五日の閣僚協議でこの救済措置について議論されるも、引続き食糧農業相を務めるカーニッツはその措置案には膨大な額が必要と否定的で、シーレとシュリーベンも同調した。ただしノイハウスは、通商条約についての議論は後回しにすべきとのシーレの意見には、関税戦争状態を恐れて反対している。[44]

シーレが優先すべきとした議論の一つには、関税法改正が挙げられていた。関税自主権の回復に際して、自前の関税表を作成することが議論されたが、農業界は保護関税の実現を期待して政府に働きかけた。そこで目指されたのは一九〇二年のビューロ関税の復活であり、一九二五年二月二十一日の閣僚協議ではカーニッツやシーレが農業保護関税を主張して、農業関税を経済計画の一部に組み入れることを全会一致で認めさせた。それを踏まえた三月三日の閣議ではジャガイモ、石炭、木材、ワインの関税が他の品目に先立って議論されている。[45]

ワインへの言及は、一九二五年にRLBのカルクロイトとヘップが連名で首相ルターに書き送った内容にも表れていた。以下、その引用である。

ドイツ経済政策の目的は、以下のようであるべきだ。一、ドイツの食品の自由を勝ち取るため、すなわち外国の輸入がなくても国民が生きられる可能性を創出するための、農産物の増産をすること。二、多様な困難があろうとも、平和を脅かすことのない範囲でできるだけ、輸出を増やすこと。三、奢侈品を抑制すること。貧しい国民が彼らの物質的状況に反するほどに奢侈品の消費を顧慮することは、避けられなければならない。戦前と比べてトロピカルフルーツや外国産ワイン、絹織物、その他必需品ではない品々の消費が増えたことは、ドイツの貧困を加速させた。［…］輸入は必要な原料に限られるべきである。[46]

このようにRLBは国産ではなく輸入ワインに対して攻撃しており、それはドイツ国民の貧困やアウタルキーの観点からなされていた。つまり、RLBにとっては外国からのワイン輸入は実利面だけでなく思想面でも望ましくないものとされていた。穀作を主とするエルベ以東の勢力が有力な団体とされるRLBが、西南部を中心とするワイン利益に関与することについて、そのような理由もあったことは強調しておく必要がある。

また一九二五年二月二十一日の閣僚協議では、ルターによってある問題が提起されていた。すなわち、交渉では外務省が経済問題を扱っており、政府中央における経済問題の統合が欠けているため、中央の指導が必要であるとした。シュトレーゼマンも現在の組織では要求のすべてを考慮できないと述べ、二十三日には専門委員の設置が必要との合意がなされた。[47] 三月九日の閣議での承認を経て、外務省設置の通商政策委員会が三月二十五日に発足し、通商政策に関連する閣僚は外相を除いて

ＤＮＶＰ系の閣僚で占められていたから、ＤＮＶＰおよび農業界の要求が無視できない組織となっていた。これにより、農業分野を犠牲にした条約交渉が進められることに歯止めをかけ、かつ外務省の権限を各部局に分散することができ、ＤＮＶＰ閣僚にとっては重要なことが実現された。[48]

一方で、ＲＬＢはこの委員会の成立過程を警戒の目で見ていた。政府が自由貿易路線をとることをなおも警戒するＲＬＢは、一九二五年三月十九日にルターら政府代表との間で通商政策委員会に関する会談を行った。ＲＬＢ会長のヘップは農業を重視しない外務省の方針を批判し、外務省ではなく内閣府に通商政策の中心が置かれるべきと主張した。また、幹部のカルクロイトは貿易収支の赤字を理由に余分な輸入の阻止、および保護主義的な農産物輸入制限を提言した。しかし、どちらもルターは強硬姿勢でもって反論し、最終的にはルターの説得にＲＬＢが屈する形に終わった。なお、この通商政策委員会は審議の内容を一般に知らせない秘密主義の下で運営され、特に経済的利益団体には隠されたため、経済界の介入は少なくなった。北村は、この委員会によって官僚たちの間で利害対立が調整されたことで、第一次ルター内閣における通商条約政策における政策決定能力が高められたと評価するが、同時に農業界の圧力を受けた政府の次元では依然として合意形成は困難だったことも認めている。[49]

一九二五年三月二十一日の国会委員会では、カーニッツが締結後に農業支援を約束することで条約賛成の姿勢を示すも、四月一日の国会委員会で締結に対して反対多数となっており、授権法による法案通過が選択肢として浮上するほど議論は難航していた。[50] ところが、四月末にＤＮＶＰの態度は一変する。四月二十八日の閣議では、ＤＮＶＰは農業関税で譲歩し、同時に進められていた独仏通商条約交渉でワイン関税の最恵国待遇を要求しないことを示した。五月後半にはより譲歩の姿勢を見せるようになり、五月二十日の党首脳間協議でＤＮＶＰのヴェスタルプは、帝政期からの通例とも言えるような条約締結後の破棄という方針が採られ、与党の農業派がみな受け入れるならば、ＤＮＶＰの賛成はおそらく可能と述べた。[51]

また、先行研究では触れられていない事例として、五月二十二日にノイハウスが内閣府へ以下のように書き送っていたことも重要である。

> 党の指導者たち、［…］とりわけヴェスタルプにとってはっきりと分かるのは、スペインとの通商条約が失敗し、特にＤＮＶＰが汚名を被ることになれば、少なくとも連立がかなり危ぶまれること、我々がスペインとの関税戦争に至り、スペインが協商国陣営に向かってしまうことだ。［…］今すでに立ち入っている批准の延期は、まさしく望ましくない不都合な事態をもたらすに違いない、なぜならばスペインの独裁の廃止が差し迫っており、スペイン議会で批准書の交換前に事細かな検討が必要となることが見込まれるからだ。[52]

ノイハウスはスペイン情勢に緊急の事態を見ていたが、それはモロッコ政策に関することと思われる。世界大戦勃発以前より、スペインはモロッコ侵攻に際して現地のリーフ人による抵抗に遭っていた（リーフ戦争）が、スペインは一九二一年に「アンワールの破局」と呼ばれる軍事的敗北を喫し、それによる混乱に対処できずプリモ・デ・リベラのクーデターを招いていた。そして一九二五年五月時点、スペイン軍は単独で

の軍事行動を起こせず、リーフ人との交渉も行き詰まった状況にあった。ただし後知恵にはなるが、五月末から六月にかけてのフランスとの会談で軍事協力が約束され、戦争をスペイン・フランス側の勝利で終えている。[53] プリモ・デ・リベラ政権は結局一九三〇年まで続いたのだが、ノイハウスが書き送った時点では、スペインの政局が混乱する前に一旦締結してしまおうという意図があったと思われる。ノイハウスは条約に反対していたDNVP、中央党、BVPが賛成に回る必要に迫られているとも記し、翌二十三日の閣僚協議では反対派のSPDを除いて条約交渉を急ぐことが確認された。[54] 緊急の状況にあって工業界は農業支援に向けて歩み寄る姿勢を見せ、条約はのちに破棄することを前提としていたこともあって、ワイン業農家も抵抗を弱めた。機関紙上でスペインとの条約に猛反対していたRLBも、沈黙して事態を見るようになった。五月二十六日の関係閣僚協議ではBVP以外の各政党が賛成多数を示し、翌二十七日には独西通商条約が内閣で承認された。[55]

スペインとの条約においてDNVPが譲歩を示した背景には、農業救済措置や関税表法改正、税制改革など、農業界を含む支持層の利益の実現と引換えという戦略的理由もあった。オーネツァイトはこれをDNVPの「連立理性（Koalitionsräson）」と表現しており、DNVPが交渉能力を持ち合わせた連立パートナーとして振舞えたことを強調している。[56] さらに、党の重鎮ヴェスタルプが連立を危険にさらさないようにしており、ノイハウスがスペイン情勢を挙げて譲歩を訴えていたことからも、体制内化されたと言えるDNVPの姿が伺えよう。

（3）利益団体との調整

一九二五年十月にはDNVPが連立を抜けるため、同党に着目した研究では独西通商条約交渉の叙述は前節までの時点で終わってしまうが、条約締結は再交渉を前提とするもので、最終的な決着を見ていない。以下では交渉に関わり続けた利益団体を中心に分析し、条約交渉全体から見える意義を論じる手がかりを提示したい。

政府は一九二五年五月二十七日の独西通商条約（以下、旧条約）承認後、その破棄を前提として新たに結び直す通商条約でより有利な条件を実現すべく交渉に臨んだ。しかし六月二十一日より始まった新条約交渉では、スペインはドイツに対してほとんど譲歩を示さなかった。マドリードのドイツ通商代表団の警告にもかかわらず、妥協がなされず七月十六日には旧条約の破棄が正式に決められた。破棄は三ヶ月の期間を置いて十月十六日にされることとなり、その間に新条約の交渉は進められたが、八月にはスペイン工業界が対独輸入は自らの利益にならないとして強く抵抗し、交渉が打切りとなった。スペインが交渉再開の姿勢を見せたのは十月であり、十月十二日に代表団がマドリードへ向かうが、数日で交渉がまとまるはずもなく期日を迎え、条約も暫定協定もない状態となってしまった。[57]

独西関係はさらに悪化する。十月三十一日には、旧条約よりも高いワイン関税を定めたイタリアとの通商条約が結ばれたが、ドイツは発効日の十二月十五日までは暫定協定として、スペインには認めずにいる旧条約と同じ関税率をイタリアに認めた。スペインはこれを自国に対する関税差別と捉え、十一月五日よりドイツ品に対する八〇％の関税率引上げという措置を取り、両国は関税戦争状態に入った。しかしスペイン農業界がこれに耐えられなかったため強硬姿勢は長続きせず、十一月十八日には六ヶ月を期限とする暫定通商協定が結ばれた。[58]

この間の十月二十五日、国際連盟加入やロカルノ条約締結など、共

和制を承認する政策に反対するナショナリストたちの声に押され、DNVPは連立から抜けることとなった。これにより政府は少数派内閣となり、連立拡大についての交渉も成功せず、一九二六年一月に発足する第二次ルター内閣では第一次内閣からDNVPを抜いた形のままとなった。この時、DNVP系閣僚の後任は経済相ユリウス・クルティウス（DVP）、財相ペーター・ラインホルト（DDP）と自由主義政党から任命され、食糧農業相はハインリヒ・ハスリンデ（中央党）に代わったものの経済面での重要ポストが工業利益に近くなった。与党内では工業品輸出のためにスペインのワイン関税要求を受け入れる用意をした外務相（シュトレーゼマン）・経済相・財務相と、中央党から任命された食糧農業相・占領地相（マルクス）との対立構図となり、野党になって譲歩の必要が弱まったDNVPが中央党に味方した[59]。

一九二五年十二月にはDNVPや中央党が対スペイン交渉について、独伊通商条約でのワイン関税率を最低ラインとすることを決定した。それを踏まえ、ワイン業農家をはじめとする農業界は、独伊通商条約を下回らないような関税を実現させるべく首相ルターや食糧農業相などへの訴えを繰り返した。抗議はときに暴力的なものに発展し、その最たる例が一九二六年二月に発生した、ライン川に連なるモーゼル川沿いの町ベルンカステルでの暴動だった。安価な輸入ワインの流通や、ワイン税負担によって困窮に陥っていたワイン業農家が税務署を襲撃したこの暴動は、ワイン税の廃止を訴えており、その結果として四月一日に失効させることに成功した[60]。独伊通商条約を下回らないワイン関税という要求は、ベルンカステルの暴動を経て無視できないものとなっていた。なお、旧条約、独伊通商条約、スペインの要求、および一九二六年三月二十五日の外務省の通商政策委員会案でのワイン関税率は、表3のとおりであった。委員会案はまだ独伊通商条約を下回ってはいたものの、スペインの要求よりは概ね高く、旧条約よりも改善されていることが分かる。

その間、工業界も輸出利益のためにスペインとの通商条約を締結するよう、首相への要求を続けていた。ワイン業農家の抵抗を受けて工業界は締結に向けた結束を強めてお一九二六年三月九日にスペインがドイツの化学工業への部分的禁輸措置を課したことや、前年十一月に結ばれた暫定協定の期限（五月十八日）が近づいていたことから、輸出産業からの即時締結への圧力は強まっていった[62]。

また、批判は協議の方法にも及んでおり、DDPのフーゴ・マイヤーは対スペイン交渉について国会で次のように述べた。

> 我々の意見では、事前に再度の通商条約委員会の公聴会をせずに［旧条約の］破棄がなされるのは許されない。［…］国会の本会議では破棄について一言も話されず、政府から独立して取り組まれていたが、私の意見では、こうした取決めは国会の本会議でのみなされうるのであり、委員会協議という暗闇においてではない[63]。

閣僚のみで決められる通商政策委員会を、マイヤーは「暗闇」と例えて批判したのであった。

	赤ワイン	白ワイン	デザートワイン
旧条約	20	30	25
独伊通商条約	32	45	32
スペインの要求	25	40	26.5
委員会案	26.5	42.5	26.5

表3：対スペイン交渉に関するワイン関税率（単位：ライヒスマルク /dz）[61]

その後の一九二六年三月三十日、首相ルターを交えて農業と工業の代表者協議が開かれた。そこには農業代表としてＲＬＢのヘップやＤＮＶＰ党員でもあるカルクロイト、オルデンブルク農民協会会長などを務めるアウグスト・クローネ＝ミュンツェブロック（中央党）、ドイツ農業会議のエルンスト・ブランデスが参加しており、協議の結果、政府への助言をする新たな委員会の設置が決定された。この委員会には国務次官のほか、各種団体の代表者やワイン貿易の専門家が参加し、利益団体による調整が進められた。[64] 第一次ルター内閣下で外務省の通商政策委員会が利益団体の影響を排する形で発足したのとは対照的に、この対スペイン交渉においては利益団体間の利害調整をすることで、政策実行能力を高める意図があったと言えよう。

スペインとの条約をめぐり、一九二六年四月には非常に多くの団体が首相ルター宛に電報で要求を突き付けた。農業での争点はやはりワインであり、その利益を連立与党で代表していたのは中央党であったが、職能的だけでなく宗教的にも団結するカトリック農村の利益以外は、不利な条件に置かれることもあった。例えば、プロテスタント農村の利益代表であるＲＬＢは四月三十日に首相ルターに宛てて、次のような抗議を書き送っている。

> ＲＬＢにとって重要なのは原理的問題、農業全体にとって当てはまるものである。このひと月の通商政策は、一部の農業部門（ワイン、果物、野菜、馬）を代償の的にした。農業は一つの全体を成すのであって、さもなければ、ある農業者が別の農業者の利益をさらうことになるだろう。[65]

遅くとも条約に署名すべきとされていた四月末が近づくと、[66] 工業界の姿勢に変化が現れた。一九二六年四月六日にドイツ工業全国連盟のアブラハム・フローヴァインは農業界の条約拒否に抵抗しつつも、条約が結ばれなければ工業界が反農業の運動を起こす恐れがあるとルターに書き送った。また彼は、一般的な農業保護には賛成だとも述べていた。[67] 暫定協定の期日が迫る中で、独伊通商条約の関税率を下回らないようにするとした決定に基づいて締結へと向かっていった。輸出利益にとっては望ましくない条件であったことから反対意見が出たが、それが投票において表出することはなかった。例えば、ＤＤＰ内ではそのような条約案が批判されつつも賛成が圧倒的多数であり、同党のマイヤーは好ましいと思うからではなく関税戦争よりは良いからだとして条約案に賛成を示した。[68] さらにＤＶＰのエルンスト・ハムケンスは五月十八日の国会で、条約交渉ではどの側にも犠牲があったとしつつも、「これまでの通商条約交渉の締結に際して、この犠牲は農業の一方にばかりもたらされてきたという考えを放棄することはできない」と述べた。[69] 工業寄りの政党から農業界に歩み寄る発言が現れ、パンツァーはこれを工業代表による「自責（Selbstbezichtigungen）」と表現している。[70] このような工業界の妥協のもとで五月二十一日に法案が成立し、独西通商条約が結ばれることとなった。

4　おわりに

本稿では対スペイン通商条約交渉を、農業利益という観点から分析した。そこから明らかになるのは、以下の二点である。一つは、反共和国という理念のみでは捉えられないＤＮＶＰ像である。ワイン関税が争

点となったのは、農業利益代表のＤＮＶＰやＲＬＢが帝政期からヴァイマル期にかけての変容のなかで、ワイン用ブドウの生産地に影響力を拡大したからであり、ＤＮＶＰを「ユンカー政党」などのステレオタイプで捉えては見落とされる側面によるものであった。条約交渉においては、各種農業利益団体がワイン関税や最恵国待遇の問題で激しく反対を表明していた。しかし、与党となったＤＮＶＰは必ずしも反対を貫いたわけではなく、連立の崩壊を避けるべく国内外の状況から判断して妥協点を模索する姿勢も見せていた。ヴァイマル期研究では、アクターの妥協能力の有無がしばしば指摘されている[71]。本稿で見たように、相対的安定期にはＤＮＶＰは政治的実践において妥協能力を発揮しており、フーゲンベルク下のＤＮＶＰとは異なる印象が与えられる。ただし、こうした実践の蓄積が党内の急進的右派との分裂を招いたことも事実である。今後の課題として、その実践が持つ限界についての議論もあわせて必要となる。

もう一つは、政策決定における利益団体の関わり方である。ワイン関税交渉の推移について、一九二五年には混乱必至として本会議での議論は避けられ、委員会を中心に閣僚のみで調整が行われたが、連立の危機となる局面を除いて合意はなされず、再交渉の段階でも条約に反対する農業界と即時締結を求める工業界それぞれから不満の声が叫ばれた。その一方で、一九二六年の締結においては暫定協定の期限が切れる直前に、政府は利益団体間の調整を行う委員会の設置を決定し、農工間の妥協のもとで独西通商条約を締結することができた。内容が各団体にとって真に満足のいくものかはさておき、対スペイン交渉においては利益団体を政策決定の場に招くことで利益の調整や対立の調停が進み、政府は政治的成果を上げることができたのであった。ここから、メイヤーの古典的研究における「団体主義的安定（Corporatist Stability）」が想起されよう。それは飯田が整理するに、「ブルジョワの利益をより優先的に反映した、しかも議会での決定ではなく組織化された利益団体間の取引や連携が実質的な重要性をもつ」とされる政治の理念型である[72]。この観点から利益団体間の妥協について可能性と限界の考察を実証的に深めることも、ヴァイマル期の安定を分析するための課題として見落とせない。

注

（1）Vgl. Manfred Kittel, „,Steigbügelhalter“ Hitlers oder „stille Republikaner“? Die Deutschnationalen in neuer politikgeschichtlicher und kulturalistischer Perspektive“, in: Hans-Christof Klaus / Thomas Nicklas（Hrsg.）, *Geschichte der Politik: Alte und neue Wege*, München 2007, S. 201-235; Ivo van Donselaar, „Führer ohne Volk: Alfred Hugenberg und seine Weltanschauungspolitik in der Weimarer Republik“, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 69, 2021, S. 807-827; 熊野直樹「ヴァイマル末期におけるドイツ国家国民党――全国農村同盟との関係を中心に」『現代史研究』三八、一九九二年、一―一六頁；同『ナチス一党支配体制成立史序説――フーゲンベルクの入閣とその失脚をめぐって』法律文化社、一九九六年。

（2）Thomas Mergel, „Das Scheitern des deutschen Tory-Konservatismus: Die Umformung der DNVP zu einer rechtsradikalen Partei 1928-193“, in: *Historische Zeitschrift* 276, 2003, S. 323-368.

（3）ファン・リンス（横田正顕訳）『民主体制の崩壊――危機・崩壊・再均衡』岩波書店、二〇二〇年、七七―七九頁。[Juan J. Linz, *The Breakdown of Democracic Regiemes: Crisis, Breakdown and Reequilibration*, London

1978]´ pp.77-79; Thomas Raithel, „Funktionsstörungen des Weimarer Parlamentarismus“, in: Moritz Föllmer / Rüdiger Graf (Hrsg.), *Die »Krise« der Weimarer Republik: zur Kritik eines Deutungsmusters*, Frankfurt am Main 2005, S. 253-256.

（4） Daniel Zibratt, *Conservative Parties and the Birth of Democracy*, Cambridge 2017.

（5） Tim B. Müller, „Demokratie und Wirtschaftspolitik in der Weimarer Republik“, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 62 (4), 2014, S. 569-601.

（6） 拙稿「ヴァイマル共和国とドイツ国家国民党――「共和化」の検討」『クリオ』34´二〇二〇年´一六一二六頁。

（7） Vgl. Robert P. Grathwol, *Stresemann and the DNVP: Reconciliation or Revenge in German Foreign Policy 1924-1928*, Lawrence 1980; 北村厚「シュトレーゼマン時代におけるドイツ通商条約政策の政治過程――独仏通商条約交渉を中心に」『法政研究』73（3）´二〇〇六年´五八七―六一六頁。

（8） Arno Panzer, *Das Ringen um die deutsche Agrarpolitik: von der Währungsstabilisierung bis zur Agrardebatte im Reichstag im Dezember 1928*, Kiel 1970, S. 52-100.

（9） Manfred Dörr, *Die Deutschnationale Volkspartei 1925 bis 1928*, Marburg an der Lahn 1964, S. 350.

（10） Maik Ohnezeit, *Zwischen »schärfster Opposition« und dem »Willen zur Macht«: Die Deutschnationale Volkspartei (DNVP) in der Weimarer Republik 1918-1928*, Düsseldorf 2011, S. 305-306.

（11） Ohnezeit, S. 32.

（12） 大嶽草弘「ワイマール共和国における人民保守派（Ⅰ）――新保守主義の一試行」『史学』53（2´3）´一九八三年´六五頁。

（13） 木村靖一「ドイツ国家国民党――1918-1920年」『史学雑誌』77（2）´一九六八年´一八―二〇頁; Dörr, S. 51-52 (Anm. 20).

（14） Ohnezeit, S. 57-59.

（15） Stephanie Merkenich, *Grüne Front gegen Weimar: Reichs-Lanadbund und agrarischer Lobbyismus 1918-1933*, Düsseldorf 1998, S. 46-47.

（16） Dieter Fricke / Edgar Hartwig, „Bund der Landwirte (BdL) 1893-1920“, in: Dieter Fricke, et al. (Hrsg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945)*, Bd. 1, Leipzig 1983, S. 242; Merckenich, S. 47-48.

（17） Fricke / Hartwig, S. 261-262; Merkenich, S. 49-54. 引用は一九一九年二月一七日のＢｄＬ通信（Merkenich, S.54）より。

（18） Merkenich, S. 34, 54-55, 71; 足立芳弘「初期ワイマール・東部ドイツにおける農業労働者の社会統合問題――フレミング「農業利害と民主主義」を手がかりとして」『農業史研究』23´一九九〇年´二一―二三頁。

（19） Merkenich, S. 57-70.

（20） Jochen Černý / Lutz Fahlbusch, „Reichs-Landbund 1921-1933“, in: Dieter Fricke, et al. (Hrsg.), *Lexikon zur Parteiengeschichte: Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945)*, Bd. 3, Leipzig 1985, S. 694-695; Wolfram Pyta, *Dorfgemeinschaft und Parteipolitik 1918-1933: Die Verschränkung von Milieu und Parteien in den protestantischen Landgebieten Deutschlands in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1996, S. 291; Merkenich, S. 73-74.

（21） Černý / Fahlbusch, S. 692; Merkenich, S. 139-142.

（22） Merkenich, S. 151.

（23） Javier Loscertales, *Deutsche Investitionen in Spanien 1870-1920*, Stuttgart

2002, S. 21.

(24) Heinrich Becker, *Handlungsspielräume der Agrarpolitik in der Weimarer Republik zwischen 1923 und 1929*, Stuttgart 1990, S. 161.

(25) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich* 各年版より筆者作成。ここでの「フランス」はエルザス＝ロートリンゲン地域を含まず、大戦後の同地域からは一九二三年に139,600dz、一九二四年に221,210dz のワインを無関税で輸入している。

(26) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich* 各年版より筆者作成。

(27) Loscertales, S. 54-57.

(28) Loscertales, S. 57; Panzer, S. 52-53; 渡邊千秋「王政復古体制」関哲行・立石博高・中塚次郎編『スペイン史２――近現代・地域からの視座』山川出版社、二〇〇八年、八八―九一頁。

(29) Panzer, S. 54.

(30) *Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945*,（以下ADAP）A7, Nr. 67, S. 142-144.

(31) Panzer, S. 53.

(32) *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik*（以下AdR）, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 244, Anm. 1 S. 855; ADAP, A9, Nr. 139, S. 364-367; Panzer, S. 54.

(33) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 230, S. 729-730.

(34) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 244, S. 855-857.

(35) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 266, S. 929-930.

(36) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 281, S. 975-976; Panzer, S. 56. 占領地省とは、一九二三年から一九三〇年まで設置された、連合国に占領された地域（ヴェルサイユ条約やルール占領による）に関する業務を専門に扱う省庁。

(37) Panzer, S. 57.

(38) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 315, Anm. 9, S. 1088.

(39) AdR, Marx I/II, Bd. 2, Nr. 344; Panzer, S. 57-58.

(40) Ohnezeit, S. 285-286; 平島健司『ワイマル共和国の崩壊』東京大学出版会、一九九一年、二七―二八頁。なお、ノイハウスとシュリーベンは国会議員団に属していなかった。

(41) Ohnezeit, S. 303; Panzer, S. 59.

(42) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 4, S. 8-9.

(43) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 23, Anm. 1, S. 87.

(44) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 23, S. 87-88; Panzer, S. 60.

(45) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 26, S. 100-102; Nr. 37, S. 138-140.

(46) Wege zur Aktivierung der deutschen Wirtschaftsbilanz. Die Vorschläge des Reichs-Landbundes, 1925, S. 7 (Zitiert nach Merkenich, S. 197).

(47) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 26, S. 102-103.

(48) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 42, S. 153; 北村、五九九―六〇〇頁。

(49) 北村、六〇一―六〇三頁。

(50) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 60, S. 216-218; Panzer, S. 60-61.

(51) Panzer, S. 64.

(52) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 90, Anm. 4, S. 299.

(53) 深澤安博「アブド・アルカリームの恐怖――リーフ戦争とスペイン政治・社会の動揺（1921-1926年）」（中）『茨城大学人文学部紀要』43、二〇〇四年、二八―二九頁；同（下）『茨城大学人文学部紀要』44、二〇〇五年、九―一〇頁。

(54) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 90, S. 298-300; Panzer, S. 65.

(55) AdR, Luther I/II, Bd. 1, Nr. 93, S. 305-306; Panzer, S. 65-66, 69.

(56) Ohnezeit, S. 305.

（57） Panzer, S.71-72.

（58） AdR, Luther I/II, Bd. 2, Nr. 225, Anm. 2, S. 867; Fritz Blaich, Der „Winzersturm von Bernkastel: Ursachen und Auswirkungen eines Steuerstreiks in der Weimarer Republik“, in: *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie* 33, 1985, S. 7; Panzer, S. 73-74.

（59） Panzer, S. 77, 83.

（60） Benjamin Ziemann, „Landwirtschaft und ländische Gesellschaft“, in: Nadine Rossel / ders (Hrsg.), *Aufbruch und Abgründe: Das Handbuch der Weimarer Republik*, Darmstadt 2021, S. 583; Blaich, S. 14-17.

（61） AdR, Luther I/II, Bd. 2, Nr. 330, Anm. 10-11, S. 1259-1260; Panzer, S. 76 より筆者作成。

（62） Panzer, S.73, 78.

（63） Verhandlungen des Deutschen Reichstags（以下 VDR）, III. Wahlperiode, 156. Sitzung, 9.2.1926, S. 5390D.

（64） Panzer, S. 78-79

（65） Panzer, S. 84, 91.

（66） AdR, Luther I/II, Bd. 2, Nr. 330, Anm. 10, S. 1259.

（67） Panzer, S. 80-81.

（68） Panzer, S. 85.

（69） VDR, III. Wahlperiode, 204. Sitzung, 18. 5. 1926, S. 7282A.

（70） Panzer, S. 86.

（71） Michael Stürmer, „Koalitionen und Oppositionen: Bedingungen parlamentarischer Instabilität“, in: ders (Hrsg.), *Die Weimarer Republik: belagerte Civitas*, Königstein, 1980, S. 250.

（72） Charles S. Maier, *Recasting Bourgeois Europe: Stabilization in France, Germany, and Italy in the Decade after World War I*, Princeton 2016 [1975], S. 355-356; 飯田芳弘「第一次世界大戦の衝撃と遺産」平島健司・飯田芳弘『改訂新版　ヨーロッパ政治史』放送大学教育振興会、二〇一〇年、一五〇―一五一頁。

※本稿はJSPS特別研究員奨励費（JSPS KAKENHI 22J23109）による研究成果の一部である。

（おかもと　ゆうき・東京大学大学院）

東ドイツにおける「自発性」論

――自由意志と動員のはざまで――

藤原星汰

1　はじめに

社会主義国東ドイツでは、「ドイツ社会主義統一党（以下ＳＥＤ）」による独裁体制が敷かれ、社会団体から地方行政機関に至るあらゆる組織が彼らの統制下に置かれていた。そのため、東ドイツ住民たちは、ＳＥＤ体制の抑圧の下に置かれ、自発的な政治参加の機会が非常に制限されていた。その意味で東ドイツは、西側資本主義社会において見られる自由な政治参加とは無縁であり、人びとの「自発性」が社会の中でほとんど重要な意味を有していなかったかのように思われる。

しかしながら、近年の東ドイツ研究において、人びとの「自発性」は主要な研究テーマの一つとなっている。そうした研究には、ＳＥＤ体制の方針に必ずしも翻弄されない東ドイツ住民の姿が映し出され、体制による人びとの一方的な抑圧を強調する「全体主義論」に基づく解釈に反論する意図がある。その代表的研究としては、フルブルックの研究が挙げられる。彼女は、東ドイツの日常生活を検討する中で、人びとが党の組織する社会団体の活動に自らの意志で積極的に関与し、さらには地域の行政機構や国家機関などに向けて政策に関する自らの提案、要望、批判等を日常的に行っていた点を明らかにしている[1]。

人びとの体制との政治的結びつきをよりミクロなレベルで検討したのが、パルモブスキやトーマスらの東ドイツの地域史を扱う研究である。これらの研究は、ＳＥＤ指導部が一九六〇年代以降、住民たちの行政参加を促す取り組みを全国的に展開し、その中で住民たちは、都市や農村などの地方行政当局と地元企業の協力の下で、住宅問題の解決、町の美化などの活動にボランタリとして積極的に関与していたと述べる[2]。

日本の東ドイツ研究においても、人びとの「自発性」に言及した研究が存在する。代表的なものとしては、一九五〇年代における東ドイツの造船業の実態を検討した石井聡の研究が挙げられる。彼の研究によると、ＳＥＤは企業における労働生産性の向上を図る目的で労働者のイニシアティブを喚起させる方策を積極的に実施しており、その中で労働者たちは一定の自律性を確保していたとされる[3]。

足立芳宏は、ロストック県における一九五〇年代の農業集団化の過程における農民たちの行動を分析した。彼の研究では、農民たちが

SEDによる集団化の圧力にさらされながらも、多様な行動を展開しながら意識的に体制へと順応していく過程が明らかにされた[4]。

つづいて伊豆田俊輔は、東ドイツの知識人たちによる社会主義体制下での政治的行動を分析し、彼らが有していた「自発性」の意味を検討している。彼の研究では、東ドイツの知識人たちがSED体制の下で一定の自律性を確保していくために、意識的に体制との関わりを構築していこうとする様子が描かれている。彼によれば、そうした知識人たちによる東ドイツでの生き残りをかけた戦略は、意図しない形で彼らの社会主義体制への内在化を促し、体制を安定させることにつながったという[5]。

さらに河合信晴は、東ドイツにおける余暇政策の実態分析を通じて、住民たちによる体制との政治的結びつきを検討した。彼の研究成果に即せば、東ドイツの人びとは、充実した余暇活動を実践するために、自らの要望や苦情を積極的に体制側に向けて示しており、さらにそうした住民たちの積極的な体制への働きかけが社会内部の利害対立を生み出していたとされる[6]。

川越修もまた、東ドイツで高齢者扶助を展開していた社会団体「人民連帯」の活動を扱う中で、東ドイツ住民の「自発性」を議論している。彼によると、「人民連帯」は、SEDや地方行政機構の強い統制下に置かれながらも運営の面では一定の自律性を有しており、高齢者の在宅支援に見られる地域住民らのボランタリとしての活動が組織運営において大きな役割を果たしていたとされる[7]。

こうした従来の研究では、東ドイツの人びとはSEDの支配が社会のあらゆる領域に及んでいる中にあっても、一定の自由意思に基づく活動を展開する機会を有していた点が立証されている。ただし、これらの研究で明らかにされた人びとの行動は、SED体制との積極的な結びつきがあって成立するものであった。ゆえに、東ドイツにおける「自発性」を扱う際、人びとによる自由意思に基づく下からの活動に加え、体制側による上からの政治的動員という側面も考慮に入れねばならないであろう。実際、SEDの議事録や当時の新聞、雑誌等を見てみると、ドイツ語で人びとの「自発性」を表現する際に用いられる「アクティヴィテート Aktivität」や「イニシアティブ Initiative」といった言葉が至る所で見受けられ、彼らがこれらの言葉を自らの支配を正当化する上で重視していたことが伺える。すると、東ドイツの「自発性」が有する自由意思と動員という二面性を理解するには、SEDの「自発性」観とそれに基づく政策の在り方について詳細に見ていく必要性がある。そうした分析を行うことで、東ドイツ住民たちがSEDによる支配が貫徹している中でも一定の自律性を確保することができた理由に迫ることができよう。

しかしながら、従来の研究では、住民側による下からの「自発的活動」の実態分析に重点が置かれており、体制側による上からの政治的動員という側面は十分に考慮されてこなかった。ゆえに、SEDの「自発性」論に関する詳細な分析は未だになされていない。

そこで本稿は、SEDが人びとの「自発性」をどのような意味合いを込めて理解し、それをいかなる形で実際の政策に反映させていったのかを明らかにする。本論ではまず、SEDが政策理念の拠り所とする社会主義思想における「自発性」観と、それに対する彼らの解釈について主に当時の刊行史料を用いて分析する。次にそれを踏まえて、東ドイツの建国から崩壊までの時期における人びとの「自発性」の展開を各時代の政治的、社会的背景を踏まえて考察する。

東ドイツでは、上述したように、社会団体や地方行政機関に見られるあらゆる組織がSEDの統制下にあり、彼らの掲げる理念や政策方針

が人びとの日常生活を大きく規定していた。ゆえに、SEDの「自発性」論を検討することは、体制側が描いた理想の社会像と現実との間の齟齬を明らかにし、社会主義社会が抱えた内在的弱点を浮かび上がらせることに寄与しうる。本稿はまた、考察範囲を東ドイツが存続した四〇年間に設定しているため、現在でも十分に解明が進んでいない体制末期の一九八〇年代における東ドイツ社会の実態を明らかにする上でも意義を持ちうる。[8]

今回の分析では、『アインハイト *Einheit*』をはじめとするSEDの理論・学術誌に加え、『ノイエス・ドイチュラント *Neues Deutschland*』や『ベルリン新聞 *Berliner Zeitung*』といった当時の新聞記事を利用しつつ、さらには従来の政治史・社会史研究の成果も取り入れていく。これによって、党の公式見解に偏った分析に陥ることなく、実際に人びとの「自発性」が各時代の政策の中でいかなる形で応用され、社会の中でどのように受容されていたのかについても迫ることができよう。

2　SEDの「自発性」観

マルクス・レーニン主義の理解に基づけば、人類誰もが平等な暮らしを享受できる共産主義の実現には、その前段階である社会主義を経なければならない。この社会では、資本家による搾取から解放されて生産手段が社会の手に渡りながらも、労働者、農民、知識人といった社会階層間での物質的、精神的差異が未だに残存する状態にある。そうした差異を払拭して共産主義社会へと至るには、共産党が労働者階級の「前衛 Avantgarde」として権力を握って人びとを統制し、彼らに共産主義社会の実現に必要な知識や行動を教育することが重視される。[9]この「前衛党」理論に基づいてSED指導部は、東ドイツ国内で権力を一手に掌握し、人びとを政治、社会、イデオロギーのあらゆる面で統合することが、戦後のドイツ社会で共産主義の建設を実行する際に不可欠であると認識した。

SEDは、自らの政策目標を実施する段階において、東ドイツ住民による国家業務への「積極的、直接的、実践的な関与」を促すことを重視した。[10]レーニンによれば、資本家の搾取から解放された大多数の勤労者は、社会主義を構築する段階でようやく自らが有する能力を最大限発揮して独自の才能を公にアピールする機会を持つに至り、そうした「自主的なイニシアティブ selbständige Initiative」は、彼らが生産活動から行政に至るあらゆる領域で主導権を握るための原動力になるとされた。[11]つまり、人びとが国家業務へ意識的に関与していく状況を作り出し、それを通じて将来的に社会全体の自治を実践するために必要なノウハウを彼らに植え付けていくことが、前衛党としての役割を発揮する上で不可欠とされたのである。[12]

SED指導部は、このレーニンの唱える「自主的なイニシアティブ」を、個々人の能力の開放を謳っている観点から、マルクスの疎外に関する議論と結びつけて理解した。[13]マルクスによれば、資本主義体制下における労働者たちは、分業体制に基づく資本家たちの搾取と抑圧に晒されており、本来ならば豊かな能力を発揮して生きる喜びを実感できる行為であるはずの労働が、彼らにとって苦痛となっている、いわゆる疎外された状態になっているという。その一方で、共産主義社会においては、生産手段がすべて労働者の手に渡り、共有される体制が生み出されるゆえに、彼らは苦痛であった分業体制から解放され、各々が持つ創造性豊かな能力、才能、個性を日常生活の中で自由に発揮することができ

るとされた。そうした活動は、他のあらゆる人びととの積極的な交流を通じて最大限発揮できるとされ、その中で彼らは、自らの行動が他人の利益の実現に大いに寄与しているという認識を持つに至り、生きる喜びをより実感していく。これこそが、労働疎外を克服した共産主義社会における理想の生き方であり、東ドイツでそれは「社会主義的生き方 sozialistische Lebensweise」と呼ばれた[14]。この生き方が促されることで、個々人は様々な社会的立場の人びとの価値観を理解し合い、最終的に階級と階層という区分、肉体的労働と精神的労働との根本的な差異に見られる資本主義社会の残滓を克服できると考えられた[15]。

こうしてSEDは、人びとの政治的、社会的統合を図る上で、住民たちに「社会主義的生き方」を実践するための機会を提供することが、前衛党理論に即した統治を行う上で必要であると考えていった。その上で彼らは、「社会主義的生き方の発達は、マルクス・レーニン主義を掲げた政党に導かれる中での意識的な活動、すなわち創造性豊かな自発性を通じてのみ実現できる」と説いていった[16]。つまりSEDは、東ドイツ国民に対して、体制側が掲げる政策方針の実現に向けて積極的に関与していく中で、各々の優れた能力を社会に向けて自由に発揮し、そこから自らの生き甲斐を見出していける人間性の構築を求めたのである。

ここからSED指導部は、東ドイツで権力を一手に掌握する中においても、「社会主義的生き方」の実現を阻害しないために、住民たちが企業や社会団体に見られるあらゆる場所で各々が持つ独自のアイデア、意見、批判などを相互に出し合って協議し、そこで出された新たな発想や改善案を実際の政策に最大限反映させられる機会を作り上げる必要性があったのである[17]。こうして東ドイツでは、SEDによる統制が日常のあらゆる領域に及んでいる中においても、人びとが一定の自由な政治的活動を発揮できる余地が生み出されていった。

以上の点から、東ドイツにおける「自発性」とは、マルクスの疎外論とレーニンの前衛党理論を融合させたものであり、社会主義社会の発展のために体制側との積極的な協働を志向していく人間像を象徴する言葉であった。いわばこの表現は、住民たちに対して一定の自由な政治的活動を保障することで、彼らの体制に対する信頼を取り付けていくというSEDが目指す統治方法の理論的支柱であったと言えよう。

ただし、自由意志に基づき、なおかつ住民らの多種多様な利益を最大限考慮した業務を実行に移すことが原則である以上、時として彼らの賛同や協力が十分に得られない、ないしは彼ら相互の意見の不一致や利害対立が引き起こされるなどして、本来目指されていた計画が行き詰まってしまうことは十分に考えられる。つまり、人びとの「自発性」がSEDの目指す政策目標と現実との間のずれを生み出す可能性もあったのである。

しかしながらSEDは、そうした人びとの活動によって生み出される「矛盾 Widersprüche」を、体制の安定性を脅かしうる要素としてではなく、むしろ社会主義社会を進展させる上での重要な「原動力 Triebkraft」であると肯定的に評価していた[18]。彼らの理解に即せば、社会主義社会において体制と人びととの間の利害対立とそれに伴う激しい論争が生じている状況は、住民たちが各々の有する独創的な考えを公に向けて遺憾なく示している証左であり、それは社会主義の発展を促す高度な発想や理念を生み出す契機となりえた[19]。

ゆえにSEDは、人びとによる体制との自発的な協働が体制内部における「矛盾」を生み出す可能性を認識しつつも、それを積極的に自らの政策に反映させることを厭わなかった。こうした状況は、社会の側か

ら上がってくる国民の様々な批判に対するＳＥＤ指導部の危機意識の低下を促す可能性をも示唆している。

以上の点に鑑みて、住民らの自発的活動を一元的に管理し、彼らの政治的、社会的統合を推し進めるというＳＥＤが持つ「自発性」の構想は、マルクスとレーニンの教義に則って党の指導性を正当化する上で不可欠であるものの、すでに議論構築の時点で体制の安定を脅かしうる要素を内包していたのである。

3　ウルブリヒト期における人びとの「自発性」

（1）戦後復興における「自発性」――建国から一九五〇年代

一九四九年の建国から五〇年代にかけての東ドイツは、戦後の国内経済の混乱を収束させ、ソ連をはじめとした戦勝国に対する賠償金を支払う必要性に迫られていた。ゆえにＳＥＤは、戦後ドイツ社会で自らの支配体制を確立する上で、人びとの労働生産性の向上を図ることが優先的課題であると認識した[20]。こうして彼らは、国内の主要産業を早急に再建して経済計画を達成するためには「大多数の勤労者が社会主義的意識を持ち、社会主義的労働を追求し、自発性を最大限発揮していくことが目下重要である」として、人びとの「自発性」を戦後の経済復興のために積極的に用いていった[21]。

そうした中でＳＥＤはまず、企業などの職場における人びとの「自発性」を促していった。例えば、石井聡によると、造船業の分野においては、労働者たちの創造的なイニシアティブを促進するという理念の下で、従業員から生産の質的向上や納品遅れなど、生産段階で生じうる問題を解決させる上での提案や改善策を募り、それらを実際の業務に反映させようとする方策が導入された[22]。

またＳＥＤは、一九五〇年以降、各企業に同じ業務に当たる労働者同士で構成される「作業班 Brigade」を導入していった。この作業班には、構成員たちに社会主義的な労働モラルを植え付け、彼ら相互の結束を強めて作業能率を向上させる狙いがあった[23]。この作業班は後に、労働ノルマの決定などを企業指導部と直接交渉で取り決めていくなど、労働者たちの利益代表組織としても機能していくこととなった。しかしながら、本来「科学的」に管理されるべきノルマが交渉によって決定されていたがゆえに、ＳＥＤが期待したほどの労働生産性の向上にはつながらなかったとされる[24]。

この時期のＳＥＤはまた、都市など地域共同体のレベルにおいても、人びとの「自発性」を促す取り組みを実施していった。都市部においては、戦争で荒廃した都市機能の再建に地域住民たちを原則ボランタリとして動員させる運動である「国民建設運動 Nationales Aufbauwerk」が導入された。この運動は、一九五一年に東ベルリンで実施されたのを皮切りに東ドイツ全土に広まり、人びとはこの活動を通じて、瓦礫の撤去、住宅、学校、道路などの再建に従事した[25]。

さらにその四年後には、農村部においても「美しき農村運動 Das schöne Dorf」という名で同様の活動が展開された。この運動は、農村住民たち相互の結束を深めて、彼らに「社会主義的生き方」を植え付けることを理念として掲げていた。しかしながら、ＳＥＤの本来の目的は、農村の復興を通じて農業集団化を推し進め、全国的に供給危機に陥っていた穀物や食肉、バターなどの乳製品の生産性を向上させることにあった[26]。

ただ、これらの運動を実施する共同体は年々減少し、「美しき農村運動」に至っては、一九六一年を最後に実施されなくなる。パルモブスキ

に即せば、ＳＥＤによる農業集団化が思うほど生産性の向上に寄与せず、住民たちの多くが集団化に対して否定的な立場をとるようになったことがその主たる要因であった[27]。

以上の点から見て、建国から一九五〇年代にかけての「自発性」は、戦後の経済復興、並びに農業集団化といったドイツ国内の社会主義化に見られる戦後の特殊な事情と強く結びついていたことがわかる。ただし、作業班による非公式での労働ノルマをめぐる自主的な行動や、「美しき農村運動」の参加を拒む住民の姿からは、人びとの意識的な行動が体制側の掲げた目的を滞らせるというＳＥＤの「自発性」観が有する内在的弱点が浮かび上がる。人びとの自発的活動は、終戦直後のドイツでＳＥＤの権力を確立させる段階ですでに、一種の足枷になっていたと言えよう。

（2）「地域行政の合理化 territoriale Rationalisierung」と「自発性」——一九六〇年代

一九六〇年代の人びとの「自発性」は、ウルブリヒトの経済方針とそれに伴う社会の変化と強い相関関係があった。ウルブリヒトは六三年、従来の中央集権的な計画経済を見直し、「計画と指導のための新経済システムNÖSPL」という新たな経済方針を打ち出した。各企業はそれ以降、経済活動で得た収益の一部を独自の裁量で自由に利用できる一定の自立性が認められた[28]。その中でＳＥＤは、労働者たちの労働生産性を高める目的で、職場における賞与額の底上げを図り、この時期の国民一人あたりの所得は徐々に上昇していった[29]。さらに彼らは、労働時間の削減も推進し、その結果、六七年には完全週休二日制が導入され、最低有給休暇取得日数は従来の一二から一五日へと拡大された[30]。

こうして一九六〇年代になると、職場から離れて自分の家庭や居住地域において家族、親戚、近隣住民たちと過ごす機会が増加し、休日における人びとの消費活動や余暇活動も活性化した[31]。それに伴い、公園や保養施設などの公共施設の維持・管理、並びにごみ処理等の公共サービスに見られる地方行政機関が受け持つ業務がより重要性を持ち始めた[32]。ゆえにＳＥＤは、この時期より、職場を超えた地域社会を中心とする人びとの政治的、社会的統合に政策の比重を置いていった[33]。

そうした中でＳＥＤは、複雑化する人びとの生活の中で生じる課題に効率的に対処するため、「新経済システム」の理論を地域行政にも応用していった。つまり、地方行政機関の活動に財政や運営の面で一定の自由な裁量を与えたのである[34]。その際、地域の行政機関と地元企業が協力関係を結んで共同で各地域の行政課題を解決していく点が重視され、この原則は「地域行政の合理化 territoriale Rationalisierung」と呼ばれた[35]。

またＳＥＤは、「地域行政の合理化」を促す中で、一九六七年以降、地域単位で人びとの統合を図る役目を担った「国民戦線」と地方行政機関を担い手として、住民たちを休日や就労時間外にボランタリとして集め、各地域が抱える行政課題の解決に直接関与させるキャンペーンを再度展開する[36]。この運動は、「我らの都市とゲマインデをより美しく、共に築き上げよう！Schöner unsere Städte und Gemeinden, mach mit!」をスローガンに掲げていたため、「マッハ・ミット運動 Mach-mit Bewegung」と呼ばれた。

むろん、そうした人びとの自発的な協力は、住民たち相互のつながりを強化して「社会主義的生き方」の構築を促すという前衛党理論に基づく統治を実現する上で必要であった。ゆえにＳＥＤは、「我が国の大多数の市民は、公共精神に基づく自発的な協力関係の構築と公的問題への

意識的な関与を通じて、新たな生き甲斐と各々の豊かな充足感を見出していく」として、「マッハ・ミット運動」が社会主義社会の中で持つ意義を国民に向けて宣伝していた[37]。また彼らは、この運動について、「地域における計画の遂行や勤労者たちの労働条件と生活条件を改善するための助けにもなる」と述べていた[38]。つまり、地域における人びとの「自発性」は、地方行政機関の抱える負担を軽減させて、多様化する人びとの要求を迅速に実現する効果も期待されていたのである。

こうして一九六〇年代より、実際に地域社会を中心とした人びとの「自発性」に基づく活動が盛んになっていった。例えば、ドレスデン県ノイキルヒ村の日常を分析したトーマスによると、現地住民たちは六〇年代後半より、「マッハ・ミット運動」を通じた地元のレジャー施設の拡充や整備などに積極的に関与していったとされる[39]。

トーマスはまた、当時の住民たちへのインタビュー調査を通じて、彼らがこの運動に関与していた動機についても言及している。彼によれば、住民たちは、レジャー施設での保養機会の拡大に見られる各々の生活条件の改善を早期に実現する目的でこの運動を利用しており、その際、社会主義の発展といったＳＥＤの掲げる方針は、さほど重視されていなかったという[40]。

そうした人びとの意識は、パルモブスキの研究からも見て取れる。彼は、「マッハ・ミット運動」における住民たちの行動を扱う中で、彼らが自宅の新築やガレージの設置といった個々の願望をいち早く実現するために、運動の中で提供される行政や地元企業からの金銭的・物質的支援を獲得しようとしていた点を明らかにしている[41]。

つまり、本来は体制側との積極的な協働を通じて公共的な利益の実現を絶えず追求していく「社会主義的生き方」の構築を掲げていた「マッハ・ミット運動」は、社会の側からすれば、自らの生活を改善していく中で生み出される個々の要求を体制側から効果的に引き出していくための手段と見なされていたのである。

一九六〇年代になると、人びとが職場以外の場所で過ごす機会が増加し、それは彼らの余暇活動や消費活動の活性化をもたらした。ＳＥＤはそうした社会の変化に対応する形で、労働現場を超えた地域社会を中心とした「社会主義的生き方」の構築を重視し、人びとの政治的、社会的統合を図っていった。ゆえにこの時期から、「マッハ・ミット運動」に見られるように、地域行政において人びとの「自発性」に基づく活動が盛んに展開されていった。その中で住民たちは、生活条件の改善に見られる各々の願望を早期に実現する機会を新たに見出したのである。

4　ホーネッカー期における人びとの「自発性」

（1）ホーネッカーの「主要課題 Hauptaufgabe」における「自発性」——一九七〇年代

ＳＥＤは、ホーネッカー体制に入ってからの一九七〇年代以降も、「地域行政の合理化」を通じた人びとの政治的、社会的統合を重視していた。ホーネッカーは、七一年の第八回ＳＥＤ党大会において、国民一人一人の物質的・精神的豊かさを向上させることが「主要課題 Hauptaufgabe」であると宣言し、それ以降、住宅問題の解消、補助金を通じた基礎消費財や家賃などの価格の据え置き、医療施設や託児所の新設並びに修繕といった社会政策の拡充が図られていった[42]。

ＳＥＤはその際、「東ドイツの都市とゲマインデに住む大多数の市民による自発的かつ無給での活動は、主要課題を完全な形で実現させてい

く上での決定的な力になる」として、「地域行政の合理化」を通じた人びとの「自発性」を社会政策の実現のために重視していった。[43] そもそも彼らの中には、体制側が一方的に物質的恩恵を国民に与える政策は、個々人の物質的豊かさとその増大を追求する消費活動を促すだけで、西側資本主義社会で見られる利己主義的な意識を排除することはできないという認識が存在していた。[44] つまりSEDは、生活水準の向上が住民たち相互の社会的つながりの強化に寄与しなければ、各々が持つ能力を社会において評価してもらう機会が構築されず、「社会主義的生き方」が実現されないと考えたのである。むろんそうした状況は、SEDが前衛党としての役割を十分に発揮できていないことを意味する。ゆえに彼らは、福利厚生の充実を広く国民に行き渡らせると同時に、その実現に際して人びとの積極的な協働を促して「社会主義的生き方」を構築させていくことこそが、自らが理想とする社会政策の本質と考えたのである。[45]

SEDは、そうした議論を展開することで、自分たちが国民一人一人の生活水準の向上を実現すると国民に向けて約束しつつも、その早期実現のために休日や就業時間外において様々な社会政策の実施を人びとに現場で担わせることを正当化できた。実際に、当時の「マッハ・ミット運動」の内容は、住宅の新設、既存住宅の修繕、医療機関や学校をはじめとした教育施設の拡充などに重点が置かれていた。[46]

しかしSEDは、社会政策に関連した「マッハ・ミット運動」を実施していく上で、いくらかの問題を抱えていた。それは特に、住宅の建設や修繕といった分野で見られた。これらの作業では、専門知識を有する手工業者たちの協力が必要不可欠であった。しかし、そうした人びとは、休日や就業時間外にボランタリとして運動に参加するのに消極的であった。逆に彼らの多くは、参加する条件として、体制側に対して金銭的な見返りを要求したのである。[47] 体制側は、次第にそうした要求に応じていき、この運動が掲げるボランタリとしての側面は形骸化していったとされる。[48]

この手工業者たちの態度からは、彼らが自己利益の実現を第一に考えてこの運動に関与していたことが読み取れる。彼らは、体制側が社会政策の実現のために自分たちの協力を必要としている点を逆手にとって、彼らが置かれていた経済的状況をこの運動を利用して改善しようとしたのである。すると、利己主義的な活動を廃して「社会主義的生き方」の構築を謳ったホーネッカーの社会政策は、かえって人びとに個人的利益を追求する機会を与えていたと言えよう。

一九七〇年代における「自発性」は、ホーネッカーの「主要課題」と強い相関関係あった。それゆえ、「マッハ・ミット運動」の内容も、住宅問題の解決に見られる社会政策に関連した案件に重点が置かれた。しかしながら、住宅問題の解決における手工業者たちの態度からは、体制側の掲げた方針と実際の人びとの行動との間にずれを生み出すSEDの「自発性」論が持つ内在的問題が浮かび上がる。いわば、ホーネッカーが自らの社会政策を軌道に乗せられるかは、地域行政における人びとの「自発性」がうまく機能するかどうかにかかっていたのである。

（2）国内経済の悪化と「自発性」――一九八〇年代

体制末期の一九八〇年代における「自発性」は、当時の経済状況の影響を色濃く受けていた。当時の東ドイツは、西側諸国や他の東欧社会主義国と同様に、七三年からの石油危機に伴う世界的な経済停滞の影響を受けていた。そのため、東ドイツの国内経済も徐々に行き詰まりを見せていき、国家財政の逼迫と対外債務の増大を引き起こした。[49] SED指

導部は、そうした背景から、八一年の第十回党大会において、国内外の厳しい経済状況の中でも従来の社会政策の拡充を継続させ、同時に貴重な資源や財源をより効率的に利用して生産性を向上させていくことが「経済戦略 Wirtschaftsstrategie」であると主張した[50]。

その際SEDは、「人びとの多様な自発性は、一九八〇年代の経済戦略を遂行し、国民所得を増大させ、経済政策と社会政策の統合路線における主要課題を絶えず実現する目的で生み出される」と社会に向けて宣伝していた[51]。つまり彼らは、住民たちの「自発性」を積極的に用いることで、東ドイツが厳しい世界情勢の中でも経済的、社会的発展を達成できると主張していたのである。

またSEDは、人びとの自発的な協力を通じて優先的に実現されるべき課題についても言及している[52]。そこで第一に取り組まれるべき課題とされていたのは、ホーネッカーの社会政策の要であった住宅問題の解消であった。そもそもSED指導部は、住宅政策を遂行する上で、既存住宅の修繕よりもむしろ住宅の新設に重点を置いていたため、都市郊外の住宅地の建設が優先的に実施されていた。逆に、旧市街地や地方における既存住宅の改修や修繕は十分に進まず、多くの家屋が使用不能に陥っていた[53]。ゆえにSEDは、この矛盾を解消させるために、既存住宅の修繕や住宅地周辺のインフラ整備といった案件に人びとの「自発性」を促そうとした[54]。実際にライプツィヒ市では、「屋根を丈夫にDächer dicht」というスローガンの下で、休日に地元の青年らを既存住宅の屋根や煙突の修繕に従事させる運動が展開されていた[55]。

第二に挙げられていたのは、使用済みの鉄や繊維類、古紙に見られる廃品回収業務であった。SED指導部は、「地域行政の合理化」を利用した廃品回収により、再利用可能な原材料の調達を図り、主要な輸出品である工業製品や国内向けの消費財の製造を低コストで実現しようと考えた。これは、厳しい国内経済状況の中でも生産性の向上に寄与すると見なされた[56]。実際にSEDは、各地域に廃品の回収場所を設置して、住民たち自身が収集した廃材や古紙を専門の企業が回収し、それらを製品づくりに再利用するシステムを展開させていた[57]。

第三の解決されるべき課題は、農業生産性の向上であった。ホーネッカーは当時、農業生産性の向上を図るために、穀物野菜生産と畜産のいずれかに生産を特化させる農業生産の専門化を推し進めていた。しかしながら、それは連作障害をもたらし、逆に農作物の収穫量を減少させてしまった。ゆえに、一九七〇年代後半から野菜、果物、食肉そしてバターに至るあらゆる食料品の供給が滞っていった[58]。そこでSEDは、灌漑設備の新設、家畜小屋の修繕、さらには未使用の農地や空き地を利用した野菜、果物、飼料作物の栽培を「マッハ・ミット運動」の中で展開しようとした[59]。例えば、シュヴェリーン県ノイ・カリス村では、八四年から、空き地を利用した飼料作物としてのカブラの栽培や用水路の設置などを「マッハ・ミット運動」の中で実施することが計画されていた[60]。つまりSEDは、農村を中心とした人びとの「自発性」を、農業生産性の向上と住民への農作物の安定した供給の一翼を担う活動として位置付けていたのである。

以上の点から、一九八〇年代のSEDは、人びとの「自発性」を利用していくことで、社会政策の拡充と悪化する国内経済状況の克服を同時に目指した「経済戦略」を軌道にのせ、さらには農業問題に見られる当時行き詰まりを見せていた政策における問題点をも解決しようとしていたと言える。その際彼らは、「市民たち自身が持つ知識、技量、利害、関心、能力を豊かにするには、我々の経済戦略から導き出される課題の

解決に尽力していくことが重要である」として、国内の危機的状況における人びとの協働が「社会主義的生き方」をより発展させる点を強調していた。[61] SEDは、この論理構成をとることで、前衛党としての役割を棄損することなしに、人びとの就労時間外における活動を通じて各政策の問題点を弥縫することを可能にしようと考えていた。

SED指導部は、国内の経済的状況が悪化する一九八〇年代においても、人びとの生活水準の向上を掲げた「主要課題」の方針を修正せず、社会福祉に対する投資を実施し続けていた。そうしたホーネッカーの政策方針は、後に行き詰まりを見せ、最終的に八九年の体制崩壊へとつながっていく。[62] すると、八〇年代における人びとの「自発性」は、当時のホーネッカーによる政策方針の在り方を決定づけた重要な要素であり、体制末期における東ドイツ社会の実態をより明らかにする上でも大きな意味を持ちうる。

5 おわりに

レーニンは、共産党が自らの政治的指導性を発揮するための条件として、人びとによる公的問題への積極的かつ意識的な協力を促す点を強調していた。SEDは、このレーニンの唱える人びとの行動を、各々が持つ創造性豊かな能力を公に向けて自由に発揮していくというマルクスの疎外論に基づく「社会主義的生き方」であると解釈した。ゆえに彼らは、体制側が掲げる政策方針に積極的に関与しながら生きる喜びを実感できる人間性の構築を国民に促すことで、前衛党としての政治的指導性を正当化しようとした。いわば、東ドイツにおける「自発性」とは、そうした理想の人間像を象徴する言葉であり、一定の自由意思に基づく活動を保障して人びとの体制に対する信頼を取り付けていくというSEDの統治方法における理論的支柱であった。

こうしてSEDは、建国以来、人びとの政治的、社会的統合を図る上で、人びとの「自発性」を積極的に自らの政策に応用させていった。戦後から一九五〇年代にかけての「自発性」は、企業における作業班の導入や「国民建設運動」、「美しき農村運動」の開始に見られるように、戦後の経済復興や農業集団化をはじめとした東ドイツ社会の社会主義化を推進する上で重要視された。六〇年代になると、人びとの余暇時間における活動が活性化したことで、「マッハ・ミット運動」に見られる職場を超えた地域社会の中で展開される「自発性」がSEDの政治的、社会的統合の中心となった。七〇年代における人びとの「自発性」は、社会政策を充実させて国民一人一人の生活水準を向上させていくというホーネッカーの「主要課題」と強く結びつき、その内容も住宅問題の解消を中心とする社会政策に関連する分野に重点が置かれた。そしてSEDは、体制末期の八〇年代になると、従来の社会政策を推進していくことに加えて、悪化する国内の経済状況を克服し、農業問題に見られる当時の体制の方針と現実との矛盾が顕著に表出していた政策分野を下支えする目的で人びとの「自発性」を利用しようとした。

このように人びとの「自発性」は、建国から体制末期にかけて、経済政策から社会政策に至る様々な政策に用いられていた。そうした各時代の政策目標の中では、常に「社会主義的生き方」の構築が謳われていた。SEDは、そうした「自発性」の持つ意義を強調することで、仮に政策の欠陥や問題点を弥縫する目的で住民たちの協力を仰ぐ必要があったとしても、それが社会主義理念に沿ったものであるという口実を作り出せたのである。

ただし、ＳＥＤが掲げる「自発性」論には、人びとの意識的な行動が体制側の目指す本来の目標と現実との間の矛盾を生みだすという内在的弱点が存在していた。戦後の作業班による自主的な行動や「美しき農村運動」に対する住民たちの否定的な姿勢、さらには社会政策に関連した「マッハ・ミット運動」における手工業者らの態度などからは、この理論が抱える内在的矛盾が実際の政策の中で表出していたことを物語っている。

ここから見て、ＳＥＤが考える「自発性」は、マルクスとレーニンの理論を最大限反映させて彼らによる支配の正当化と社会の安定化を図るための効果を持つと同時に、一旦処理を誤れば体制自体の安定性を脅かしうる危険性を秘めた「諸刃の剣」であったと見なすことができる。だとすると、東ドイツにおける人びとの「自発性」は、ＳＥＤが目指した理想の社会像と現実との乖離をことさらに浮かび上がらせ、一九八九年の体制崩壊をもたらした内在的要因となったと考えられる。ゆえに今後は、本稿が果たした東ドイツ史の通観的な考察を基盤として、個別時期における住民側の「自発的行動」について一次史料を用いた実証的な検討を進めていきたい。

注

（1）Mary Fulbrook, *The People's State. East German Society from Hitler to Honecker*, London 2005.

（2）Jan Palmowski, *Die Erfindung der sozialistischen Nation. Heimat und Politik im DDR-Alltag*, Berlin 2016; Marcel Thomas, *Local Lives, Parallel Histories. Villagers and Everyday Life in Divided Germany*, Oxford 2020.

（3）石井聡『もう一つの経済システム――東ドイツ計画経済下の企業と労働者』北海道大学出版会、二〇一〇年。

（4）足立芳宏『東ドイツ農村の社会史――「社会主義」経験の歴史化のために』京都大学学術出版会、二〇一一年。

（5）伊豆田俊輔『東ドイツの文化同盟（一九四五―一九五八）――知識人たちの自発性をめぐって』、東京大学大学院総合文化研究科博士学位論文、二〇一四年。

（6）河合信晴『政治がつむぎだす日常――東ドイツの余暇と「ふつうの人びと」』現代書館、二〇一五年。

（7）川越修「旧東ドイツに中間組織は存在したか――人民連帯の活動を手がかりに」、辻英史・川越修編『歴史のなかの社会国家――二〇世紀ドイツの経験』山川出版社、二〇一六年、一六三―一八六頁。

（8）この東ドイツ研究における欠陥部分については、拙稿「一九八〇年代東ドイツにおける大気汚染と住民の健康問題」『史学研究』第三〇五号、二〇二〇年、二四八―二六四頁、二五九―二六〇頁を参照。

（9）Vgl. Richard Herber, „Wesen und Entwicklung der wissenschaftlich fundierten Leistungstätigkeit der SED", in: *Einheit*, Bd. 21 (1966), 3, S. 291-301; Erich Honecker, „Die SED- eine siegreiche leninistische Kampfpartei", in: *Einheit*, Bd. 25 (1970), 4, S. 399-407.

（10）Vgl. Honecker (1970), S.402.

（11）Vgl. Vladimir I. Lenin, „Wie soll man den Wettbewerb organisieren?", in: Vladimir I. Lenin, *Die große Initiative. 4 Arbeiten zu Ökonomie und Politik des sozialistischen Aufbaus*, Berlin (Ost) (6.Aufl.) 1987, S. 5-18 特に S.7-10.

（12）Vgl. Herber (1966), S. 293; Honecker (1970), S. 402-403.

（13）Vgl. *Neues Deutschland* vom 24.02.1960, S. 4; Herber (1966), S. 293.

（14）Vgl. Bernd Bittighöfer, „Sozialistische Lebensweise- Errungenschaft und

Aufgabe“, in: *Einheit*, Bd. 32 (1977), 1, S. 25-33.

（15） Vgl. Ebenda, S. 26-27.

（16） Ebenda, S. 33.

（17） Vgl. Gerhard Schulze, „Vom humanistischen Wesen sozialistischer Demokratie“, in: *Einheit*, Bd. 35 (1980), 7/8, S. 765-770.

（18） Vgl. Gottfried Stiehler, „Die dialektische Widerspruch und der Aufbau des Sozialismus“, in: *Einheit*, Bd. 22 (1967), 3, S. 321ff.

（19） Vgl. Ebenda, S. 323-324.

（20） 石井前掲書（二〇一〇年）、四四―六六頁；河合前掲書（二〇一五年）、八四頁。

（21） *Neues Deutschland* vom 15.07.1952, S. 1.

（22） 石井前掲書（二〇一〇年）、一七二―一七五頁。

（23） 同上、一二一〇―一三三頁。

（24） 同上、一二四―一二八頁。

（25） Vgl. Palmowski (2016), S. 169.

（26） Vgl. Palmowski (2016), S. 169-170; Thomas (2020), S. 197-198.

（27） Vgl. Palmowski (2016), S. 170-171.

（28） Vgl. Andrè Steiner, *Von Plan zu Plan. Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004, S. 123ff.

（29） 河合前掲書（二〇一五年）、七〇頁。

（30） 同上、七一頁。

（31） 同上、一四二頁。

（32） Vgl. Dieter Hösel / Hans Hofmann, „Die stadt- und hauswirtschaftlichen Dienstleistungen als eine Funktion der Stadt im gesellschaftlichen System des Sozialismus“, in: *Staat und Recht*, Bd. 17 (1968), 3, S. 406ff.

（33） 河合前掲書（二〇一五年）、一四二頁以降参照。

（34） Vgl. Gerda Köppen / Kurt Meißner, „Die eigenverantwortliche Leitung der Städte und Gemeinden“, in: *Einheit*, Bd. 23 (1968), 2, S. 224ff.

（35） Vgl. Carsten Benke, *Ludwigsfelde- Stadt der Automobilbauer. Stadtentwicklung, Kommunalpolitik und städtisches Leben in einer kleinen Industriestadt der DDR*, Berlin 2010, S. 302-307.

（36） Vgl. Palmowski (2016), S. 165-168; 河合信晴『物語東ドイツの歴史――分断国家の挑戦と挫折』中公新書、二〇二〇年、一一九―一二二頁。

（37） *Berliner Zeitung* vom 27.09.1969, S. 3.

（38） Ebenda, S. 3-4.

（39） Vgl. Thomas (2020), S. 198ff.

（40） Vgl. Ebenda, S. 202-205.

（41） Vgl. Palmowski (2016), S. 179, S. 181-197.

（42） Vgl. Steiner (2004), S. 167ff.

（43） Werner Gramann, *Nationale Front und Bürgerinitiative. Die Rolle der Nationalen Front der DDR- das Zusammenwirken der Anschlüsse mit den Volksvertretungen bei der Organisierung des „Mach-mit- Wettbewerbes in den Städten und Gemeinden*, Berlin (Ost) 1973, S. 59.

（44） Vgl. *Neues Deutschland* vom 04.08.1974, S. 6.

（45） Vgl. Ebenda, S. 6.

（46） Vgl. Fred Stempel, *Mach-mit-Wettbewerb vorbereiten, organisieren, auswerten*, Berlin (Ost) 1979, S. 10-11; Palmowski (2016), S. 174-176.

（47） Vgl. Palmowski (2016), S. 177.

（48） Vgl. Ebenda, S. 177.

（49） Vgl. Steiner (2004), S. 191ff.

（50） Vgl. *Neues Deutschland* vom 23.04.1981, S. 2.

（51） *Neues Deutschland* vom 01.07.1982, S. 2.

（52） Vgl. *Mach mit: Zeitschrift für die Ausschüsse der Nationalen Front der DDR (Mach mit)*, Heft. 2 (1982), S. 31-35.

（53） Vgl. Ilko-Sascha Kowalczuk, *Endspiel. Die Revolution von 1989 in der DDR*, München 2009, S. 126-127.

（54） Vgl. *Mach mit*, Heft. 2 (1982), S. 32.

（55） Vgl. Christian Rau, *Stadtverwaltung im Staatssozialismus. Kommunalpolitik und Wohnungswesen in der DDR am Beispiel Leipzigs (1957-1989)*, Stuttgart 2017, S. 342.

（56） Vgl. *Mach mit*, Heft. 2 (1982), S. 33.

（57） Vgl. Clemens Villinger, *Von ungerechten Plan zum gerechten Markt? Konsum, soziale Ungleichheit und der Systemwechsel von 1989/90*, Berlin 2022, S. 405.

（58） Vgl. Steiner (2004), S. 213-215; 河合前掲書（二〇二〇年）、二〇八頁。

（59） Vgl. *Mach mit*, Heft. 2 (1982), S. 34.

（60） Vgl. *Mach mit*, Heft. 2 (1984), S. 8-9.

（61） Werner Kahnt, „Vom Nationalen Aufbauwerk zum „Mach mit!“- Wettbewerb“, in: *Einheit*, Bd. 37 (1982), 2, S. 209-211, hier S. 211.

（62） Vgl. Konrad. H Jarausch, „Realer Sozialismus als Fürsorgediktatur. Zur begriffliche Einordnung der DDR“, in: *APuZ*, Bd. 48 (1998), 20, S. 33-46.

（ふじわら　しょうた・ミュンスター大学大学院）

▼研究ノート

第一次世界大戦前後におけるドイツ社会主義の思想的拡大

――「倫理的自由主義者」レオナルト・ネルゾンの事例をもとに――

鈴木健雄

1　はじめに

第一次世界大戦前後で、ドイツの社会主義のあり方は大きく変わった。ドイツ社会民主党（ＳＰＤ）の分裂と、ドイツ共産党（ＫＰＤ）の創設に伴う二大社会主義政党の成立及び、「分派政党（Splitterpartei）」と称される小規模な社会主義政党・グループ[1]の成立といった組織面での変化と並び無視できないのが、大戦以前は社会主義を標榜していなかった人々の、社会主義陣営への参入とそれに伴う人的・思想的変化であった[2]。

本稿が対象とする哲学者レオナルト・ネルゾン（Leonard Nelson）もまた大戦を経て新たに社会主義を標榜した人物である。それ以前、彼は左派自由主義政党に属し、ゲッティンゲン大学で哲学研究、教育に携わる傍、同地の自由主義運動のなかで中心的な役割を果たしていた。史的唯物論に対する激しい批判者だった彼は、大戦の末期に突然社会主義者であると宣言し、戦後はＳＰＤと関係をもった。一九二六年に彼が興した社会主義政党、国際社会主義闘争同盟（ＩＳＫ）は、その前身組織、国際青年同盟（ＩＪＢ）とともに、先述の分派政党の代表的な組織として、今日知られている[3]。

ドイツ社会主義史の文脈でネルゾンが着目されるとき[4]、もっぱら「倫理的社会主義（Ethischer Sozialismus）」の思想と一九五九年に制定されたＳＰＤの新綱領ゴーデスベルク綱領との関係性が検討対象とされてきた。倫理的社会主義とは、新カント主義に端を発する、人々の平等と公正さを強調する立場で、社会主義の基礎に階級や唯物論的な価値観、歴史的必然性といったものではなく、実践哲学上の必要性、すなわち倫理を置く思潮のことである[5]。なかでもネルゾンは、新カント主義の哲学者ヤーコプ・フリードリヒ・フリース（Jakob Friedrich Fries）の哲学から刺激を受けていた[6]。

この倫理的社会主義の思想をネルゾンから受け継いだとされるのが、彼の死後、一九二八年から一九四五年までＩＳＫの代表を務めたヴィリ・アイヒラー（Willi Eichler）であった。彼は今日「ゴーデスベルク綱領の父」として知られている[7]。すなわち、基本綱領委員会委員長だった彼は、「自由と公正、連帯を社会主義理念の基本的価値とし、同党が精神の自由の党であり共通の倫理的な基本価値と同一の政治目標に基づ

く様々な思想信条をもつ人々の共同体である」とする「社会主義の基本的価値」と題された一章[8]が、綱領の冒頭に盛り込まれる上で、主導的な役割を果たしたとされている。同章は、路線対立を抱えてきた同党を倫理的に基礎づけ、まとめ上げる役割を果たしたとして、同党が「国民政党（Volkspartei）化」したことを示すシンボルとして理解されている[9]。そこでは、ネルゾンの倫理的社会主義の思想が、戦後のヴァイマル期を経て、第二次世界大戦後のＳＰＤの基本思想に繋がったと理解される。

しかしその一方で、ネルゾンの思想には、社会主義者としては理解し難い要素が含まれていた。例えば「指導者原理」に基づく反議会制民主主義の思想や、反キリスト教会の思想、そして反史的唯物論と社会主義のドグマ化の拒否などである[10]。それらは「常軌を逸した理念[11]」として切り捨てられるか、もしくは括弧に入れられ十分に検討されないという傾向があった[12]。ネルゾンの「社会主義者」としてのプロフィールが自明視され、ヴァイマル共和国期以降の社会主義のあり方を前提として、ネルゾンの主張が捉えられているという問題が存在している。

ネルゾンはそもそも左派自由主義陣営に属する哲学者であり、反史的唯物論という点ではＳＰＤの党方針からは明確に距離を置く人物であった。問われるべきは、なぜネルゾンは「社会主義者」となったのかという点、そして、それが、同時期の社会主義陣営の思想的拡大という点からどういう意味を持ち得たのかという点だろう。ネルゾンの思想的発展を追っていく必要がある。

この問いを検討するにあたって、本稿では、史料として、主にネルゾンによる同時代の論考・講演録[13]と、彼の日記をその弟子の一人ブレンケが翻刻・出版したもの[14]、そしてネルゾン並びにＩＪＢの関係者が同時期に出版した同時代文献を用いる。

2　ネルゾンと「倫理的自由主義」の立場

ネルゾンは、ベルリンの裕福な同化ユダヤ人の家庭に、一八八二年に生まれた。父は同市の法律顧問官を務めた法律家だった。母方の祖父は、ドイツ自由思想家党（Deutsche Freisinnige Partei）で帝国議会議員を務めた人物だった。父母ともにプロテスタントに改宗しており、大学教育を受けた文化エリートという、典型的な教養市民層家系の出身であった[15]。

一九〇一年にアビトゥーアを取得した彼は、ドイツ各地で学んだのちゲッティンゲン大学で一九〇四年と一九〇九年に、博士号と教授資格を取得した[16]。前述のように、ネルゾンは哲学者として新カント主義の潮流にあり、当時「忘れられた哲学者」とされたフリースの思想の掘り起こしと探究、その思想を元とする独自の哲学体系の構築に取り組んでいた[17]。一九〇九年にゲッティンゲン大学の私講師となり認識論や倫理、教育学、宗教哲学の授業を担当した。一九一九年に員外教授となった[18]。

ネルゾンが左派自由主義の政治運動に関わりを持ち始めたのは、一九〇七年の頃である。翌年彼は、自由思想家連合（Freisinnige Vereinigung）に参加し、また、複数の自由主義諸勢力による組織である、自由ドイツ国民協会（Nationalverein für das liberale Deutschland）[19]にも参加した。そこでの活動は彼にとって、フリース思想の探究と並ぶ「もう一つの仕事[20]」であった。

ネルゾンは自由思想家連合で、今日「中欧論」で知られるフリードリヒ・ナウマン（Friedrich Naumann）と交流をもった[21]。また、自由ドイツ国民協会では、著名な左派自由主義者でその総書記ヴィルヘルム・オール（Wilhelm Ohr）とも交流した[22]。一九一〇年には、同協会に所属する地域組織で学生団体でもあるゲッティンゲン・アカデミック自由同盟

（Akademische Freibund）[23]の代表に就任するなど、同市を中心に、左派自由主義運動のなかで頭角を現した。

この時期、彼が必要性を訴えたのが自由主義の哲学的な基礎づけであった。一九〇八年一一月の「自由とは何か」と題する講演で彼は、経済的な自由主義が促された結果、「常に増大する経済的な搾取と自由を失った大衆」が目下生まれているとし、社会的・経済的不公正の拡大を問題視した[24]。この社会的・経済的な不公正の是正という関心は、当時の左派自由主義者のなかでも広く共有されていた[25]。彼の独創性は、哲学的な思索のもと、自由主義がなぜ必要かを見定めようとしたことにあった。ネルゾンは、本来自由をもたらすはずの自由主義が個人の自由を奪うといった「理論と実践の間に存在する矛盾」が生じる理由として、自由主義の必要性が十分に検討されていないことを挙げた[26]。そしてその根拠が見定められていないが故に、理論上は生じるはずの公正さや個々人の独立といったものが、現実には「教条主義」や「日和見主義」によって毀損されているとした[27]。

ネルゾンによれば、自由主義とは自由に向けての努力である。しかし、「自由」とは多義的なものである。誰かの自由が別の誰かの自由を制約する以上、ルールが必要となる[28]。そこでもちだしたのが、フリースの思想であり、人間理性の存在だった。ネルゾンによると、理性とは「全ての人々が自身のなかに見つけ、全ての人々に共通するもの」だった。そしてそれが故に、理性こそ、自由主義のルールすなわち「法（Gesetz）」になるというのである[29]。

実践理性に対する批判を通じて、理性と倫理の関係性の定式化に先鞭をつけたのは、カントであった。しかし、彼の場合、理性の先験性は指摘されつつも、理性が命じる意思がなぜ最高善と合致するかという問いに対しては、「霊魂の不滅」と「神の現実存在」という宗教的な前提を置く必要があった[30]。対してフリースは、理性の先験性を認めるとともに、最高善を認識するための超越論的な認識それ自体は経験的な仕方で獲得しうるとし、それを可能とする哲学的な諸認識が、理性にあらかじめ内在されているとされた[31]。そのため人は、理性を信じそれに頼ることによって「普遍妥当的な規範を認識」することができるようになると、ネルゾンは述べる[32]。その上で彼は、理性の働きのもと、定言命法的に定められた法によって個人の尊厳が守られる社会こそが、自由主義の目指す社会だとした[33]。まとめるなら、ネルゾンの求める自由主義は、万人が備え万人に共通する理性の存在によって根拠づけられた、道徳的な要請に従うことが求められる自由主義であった。そのような倫理に基礎づけられ制限される自由主義こそ、彼のいう倫理的自由主義であったのである。彼がのちに唱える「倫理的社会主義」の思想と同一の構造・論理が見て取れる。

もっとも彼は、自由主義者を自認しており、一九〇七年の国政選挙で一部の自由主義者がＳＰＤに投票したことを難じるなど、社会主義勢力とは距離をとっていた[34]。彼の教養市民層としての出自と所属する自由主義的なミリューの存在とともに、その強固な反史的唯物論の思想と、労働者ではなく教養を備えた人々（Gebildeten）、すなわち教養市民層や大学人（Akademiker）を社会変革の主体として捉える認識が影響していたと考えられる。

ネルゾンにとって、人の理性は絶対であり、理性が人の判断や行動に制約をかけることはあっても、外部に存在する権威によって理性が制約を受けるということはあってはならなかった[35]。そこで教会と並び批判の対象となったのが、史的唯物論だった。ネルゾンは、史的唯物論を「自

然科学的な世界観」に基づく歴史主義であり、「ドグマ」と否定する。そこでは答えが予定されており、理性はもはや意味をもたず、人は思考することをやめ外部の権威に身を委ねることになるというのである。[36] この批判は、哲学的な論争を背景に行われたものだった。[37] しかし、運命決定論としての歴史主義、人間の主体性を否定するものとして物質主義、両者を否定したという点で、当時のＳＰＤの党是とは相いれないものであった。

シュタインベルクの古典的研究が示すように、一九世紀末から二〇世紀初頭のＳＰＤ内部において「史的唯物論」という言葉でもって指される思想は、自然科学的＝ダーウィン主義的な進化論と混ざり合い、一種の宿命論として理解されていた。すなわち発展は自然必然的なものであり、資本主義的な社会秩序はいずれ必ず没落し、その先には種々の問題が存在しないユートピア的な世界が自ずと訪れるというのである。[38] 彼が「俗流マルクス主義」[39]と呼ぶこの理解は広く普及したものであり、エドゥアルト・ベルンシュタインら修正主義者によるもののように、批判の声は党内で一部みられたものの、少なくとも第一次世界大戦終結時までは、党の公定理解とされた。こうみたとき、ＳＰＤがドイツの社会主義を代表するなか、ネルゾンがあえて社会主義を標榜するのは、考えづらいことであった。

ネルゾンが当初、社会変革の担い手として期待を寄せたのは、主に教養市民層の青年だった。[40] 彼によると、万人が先験的に共通して備える理性ではあるが、人が外部からの権威や個人の傾向性を離れて最高善を認識するようそれを行使できるようにするためには、理性行使の方法たる「心術（Gesinnung）」を、なるべく早期の段階から鍛錬する必要があった。[41] そこでまず必要とされたのが、哲学教育だった。ギムナジウムそして大学で哲学を学んだ経験をもつ若者たちは、その条件に合致していた。哲学教育を受けた人々が社会と国家の方針を決めるという、プラトンが『国家』で示したような思想がここでは示されていた。[42] 対して、大戦以前の段階で、ネルゾンが労働者層に対して同様の期待を寄せた痕跡は、管見の限り見られない。彼はあくまで、当時の社会秩序の枠内で自由主義の刷新と、その先に繋がる社会改良を求めていたということができよう。[43]

彼が、行動主義を選択するとともに、自由主義陣営から身を離し社会主義を自称する契機となったのが、大戦とその後に続くロシア革命の成功とソヴィエト・ロシアの成立、そしてドイツ革命であった。なぜ彼は社会主義者を自認することになったのか、次章で検討する。

3　自由主義から社会主義へ

一九一八年一一月一一月、キール軍港での蜂起の一週間後、ドイツと連合国の間で休戦協定が結ばれたこの日、ＩＪＢは新しい「基本方針」を発表した。そこでは以下のように宣言された。「我々〔ＩＪＢの構成員：著者、以下同〕は、今日の自由主義諸政党のいう意味での自由主義者ではない。残念ながらそれらの諸政党が、自ら改良することがないことは証明されてしまった。〔中略〕社会主義に対立しているようにみえかねない全ての行動を我々は避けてゆくつもりである。ネルゾンは実際のところ社会主義者なのである」。[44]

ネルゾンが「社会主義者である」という宣言とともに注目すべきは、彼らＩＪＢの構成員が、もはや自由主義陣営に属さないと宣言されたことである。社会主義者を自認する上で、なぜ自由主義との決別まで宣

言される必要があったのか。以下考察する。

（1）第一次世界大戦の勃発と、戦後の社会改革の求め

一九一四年の七月に至るまで、ネルゾンは学者、教育者として精力的に活動を行なっていた[45]。同年七月下旬にロシア帝国がオーストリア＝ハンガリー帝国国境に動員を行なった際、彼は当面のところ深刻な問題には発展しないだろうと予測した[46]。しかしドイツがロシアに宣戦布告し、その後連鎖的に戦線が拡大するなか、ネルゾンは、開戦後わずか一ヶ月の間に「国家連合（Staatenbund）設立とそれに伴う内政改革に関わる覚書」と題する論考[47]を書き上げた。

同覚書で彼は、この戦争がドイツの勝利に終わるという予測を示すとともに、平時では実現できない「大規模な改革をおこなうための千載一遇の機会[48]」であるとし、ドイツを中心とする新しい国際秩序たる「国家連合」の創設と、国民の権利拡大や社会福祉制度の充実[49]といった五項目に亘る内政改革の実現を求めた。同覚書は、一五〇部印刷され、当時の著名な政治家、言論人に対して郵送された[50]。

戦争を機に内政改革が進むという期待は、教養市民層や自由主義者のなかでも広く共有されたものだった[51]。しかし、ネルゾンの国家観と指導者教育論がまとまって示されていたという点で、同覚書は注目に値する。そこで彼は、改革の一環として民主化と社会化の必要性[52]を述べた上で、理性を適切に行使でき、正しい判断を可能とするだけでなく「必要とあらば公的世界で公に行使できるような実行力を備えた」指導者の必要性を指摘した[53]。そして、指導者育成のために「哲学的、とりわけ倫理的な教育を通じた、心術の陶冶」とその行使の訓練が必要であるとした[54]。指導者候補として期待されたのが、ここでもやはり「教養を備えた人々」であり、特に青年運動に集った若者たちであった[55]。

（2）ネルゾンと青年運動

ここでネルゾンと青年運動の関係性を整理したい。彼はゲッティンゲンの青年運動組織「アカデミック義勇団（Akademische Freischar）」の主要構成員の一人だった。それは、ブルシェンシャフトを始めとする既存の学生組合のあり方が時代にそぐわないとし、代わるものとして一九〇七年に設立された学生組織であり、その設立者は、ハンブルクでヴァンダーフォーゲルを経験した、ゲッティンゲン大学の学生たちであった[56]。

一九一三年一〇月、カッセル南部のホーアー・マイスナー山で、自由ドイツ青年ホーアー・マイスナー第一回大会が開催された。現在でもドイツ青年運動の転換点の一つとして認識されている同大会には、計一五のヴァンダーフォーゲル団体、学生団体、教育団体、生活改革団体が集まった[57]。彼らは、新たな青年、そして青年組織のあり方を求めて集まった。大会の発案者クヌート・アールボーン（Knud Ahlborn）を代表とする同義勇団は、中心的なグループの一つであった[58]。

大会の記念冊子には、当時の青年運動関係者、知識人らが大会に対して贈った賛辞が掲載されている。ネルゾンもまた、そこに寄稿した[59]。彼は、自由ドイツ青年のなかに「ドイツの青年の最良の部分による力と自立性、健康と大いなる勇気、その昂まりをみている」と述べ、青年の果たすべき役割として「人民（Volkstum）の刷新」の主体たることを掲げた。そして、既成の権力や支配的な構造に対して人々がそれを「無批判に信頼し意思なき恭順さを示す」なか、自らの理性を信じ人々の内面的な自由を守るべく既存の力に対して抵抗することこそが、道徳的な必要

性に基く青年の役割であるとした[60]。そして自由ドイツ青年は、そのような指導者を輩出する教育を担う組織たるべきとした[61]。

このような期待のもとネルゾンは、同時期、ゲッティンゲンを中心にして、青年運動諸団体との関係とその連携構築に腐心していた。大戦勃発直前の一九一四年七月二四日には、「当地では喜ばしいことに、学生団体（〔それは例えば〕自由学生組合、義勇団、教育諸集団、アカデミー同盟や女子学生団体）の左派ブロックが結成されつつある」と述べている[62]。先述の覚書で記された、教育を受けた若者による社会変革という楽観的な見通しは、このような青年運動に対する期待に裏打ちされたものだったといえよう。

（3）青年運動動員の試みと失敗

教養を備えた青年運動参加者を中心とした、世の中の刷新、社会改良というもくろみを困難としたのが、大戦の開戦直後から生じた青年層の大量動員と大量死だった。開戦の年の一〇月に彼は早くも、「〔青年たちによる〕組織の芽は、戦争の勃発によって残念ながら皆、無に帰されてしまった」という嘆きの手紙を両親に宛てている[63]。翌年には「一度獲得した教え子を引き留め、〔社会変革のための〕意志を強くもてるよう力付けることの〔中略〕際限なき難しさ」を語っていた[64]。すでに、友人や教え子のなかに戦死者が出ており、彼自身、動員の恐れを抱えていた[65]。

青年運動の参加者自体が国内から失われ、残ったものも現状への適応で精一杯となるなか、ネルゾンが青年運動関係者に対して、戦争終結のための行動を強く求めたのは一九一六年のことであった。

同年六月、自由ドイツ青年の臨時代表者大会が開催された。組織構成のあり方、活動方針が議題となるなかネルゾンは、青年運動諸団体が今こそ政治的問題に関与すべしと強く主張し、自由ドイツ青年が特定の目標の実現に向けた集団（Zweckgemeinschaft）であるべきという文言を綱領に盛り込むべきとの主張を行った[66]。この「特定の目標」とは「自由をめぐる戦いのほかない」ものだった[67]。そして政治行動に対する自由ドイツ青年の「受動的な態度」をして「奴隷たちの英雄」の「自己保身」と批判した[68]。この激しい批判は、彼が運動関係者に対して抱いていた期待の裏返しであると同時に、教え子や弟子が失われていくことに対する焦りから生じたものだったといえよう。

このような提言に対する自由ドイツ青年の主流派からの反応は、概ね否定的なものであった。元来、既存の文化政策に対抗して結成された自由ドイツ青年であったが、この時期、主要構成員の多くが従軍しており、議論に参加できる状態ではなかった。そのなかで、政治活動に「消極的」であると批判しつつ、ドイツ国内に残る一八歳未満の若年者に対して政治的決断を迫るのは悪質な扇動ではないかという、ネルゾンへの批判の声もまた強かったのである[69]。その後、彼が自由ドイツ青年の「受動性」を痛烈に批判した書簡が公開されたことで、彼は、所属するアカデミック義勇団でも孤立することになった。同年九月にアカデミック義勇団を除名され、彼は自由ドイツ青年との関係を失った[70]。

（4）二つの革命と労働者階級の青年への期待

既存の青年運動組織の動員に失敗し、自由主義運動の同志であったオール[71]を戦争で失うなか、ネルゾンは一九一七年四月、ＩＪＢの前身にあたる独自組織を設立した。その目的は「公的生活における理性の支配」を促進するべく、その「先兵（Vorkämpfer）」となる哲学的な教育を受けた政治的指導者を育成することであった[72]。

彼は、青年運動の「失敗」の原因の一つとして、目指すべき目標や実現のための方略を指し示す力を備えた指導者の不在と、現状変革の意思の欠如を指摘していた[73]。そして一九一六年にはすでに、自ら「小規模サークル」を作り、社会変革の意思と能力を備えた指導者を育成することを構想していた[74]。そこで作られたのが上記の組織であった。一九一八年春、同組織は、ＩＪＢへと改組された[75]。

ＩＪＢの設立当初、ネルゾンとその構成員はまだ「社会主義者」を称しておらず自由主義の流れにあると自認していた。一九一八年八月に発行された「新規参加者募集のための指導原理と解説」と題する文章で、彼らはあくまで「かつての自由主義に根ざしている」ことが確認された[76]。実際、その構成員の中心は、青年運動の参加者や彼の教え子といった教養市民層出身の人々であった。

この自由主義、青年運動の流れを汲んだ人々が、突如社会主義者であることを宣言したのが、先述の「社会主義者宣言」だった。一九一八年一一月一一日というそのタイミングを考えたとき、それがドイツ革命の勃発とそれに続く政治的激動を、直接的な要因としたことは明らかである。ただし、ネルゾンらはそれ以前から社会主義に対して思想的に接近していた。以下、接近の過程をロシア革命の成功によってネルゾンのなかで生じたレーニンの前衛党論への着目と、青年運動への幻滅と反比例して生じた労働者の青年に対する期待の増大、という観点から整理したい。

ネルゾンは、ボリシェヴィキ勢力のロシア革命での最終的な勝利をして、レーニンが『なにをなすべきか』[77]で表明した前衛党論の勝利と理解した[78]。すなわち、適切な教育を受けて育成された職業革命家によって労働者が指導され、その結果、革命が生じたというのである。

前衛党論は、ネルゾンの「指導者教育」とそれに基づく社会変革という思想とパラレルであった。そして彼が、教養市民層を中心とする青年たちの意思と主体性のなさに幻滅するなか、労働者階級出身の指導者という発想をもたらすものであった。

労働者階級の青年が、主体として期待されるようになったのは、ロシア革命後のことであった。一九一八年の論考でネルゾンは、マルクスの言葉を引用しつつ「社会を刷新するために、困窮しているものと、思考するもの、学問とプロレタリアートの連帯が必要である」と述べ、社会変革の主体として労働者階級を認めるようになった。教育とともに、重視されたのが社会全体のために「犠牲となる意思」をもつか、否かであった[79]。

同年、ＩＪＢの中心人物の一人が記した論考のなかでは、さらに進んで、教養市民層の青年に代わって、社会変革の主体としての役割を労働者階級の青年に期待する旨が記された。そこではまず、青年運動に集った青年たちの「偏狭なブルジョワ的思考」と「自己中心的な動機」が批判されたのち、それと対照させて、不正義との戦いにおいてより成果を挙げている存在として、社会主義者の青年が称揚された。その上で、今日、ＩＪＢが「社会主義者の青年と肩を並べようとしているのは、公正な社会への道のりは、社会主義を経てその目的地に繋がるからである」として、理想とする社会の途中に社会主義があることが示された。そしてそのような社会の実現のためには、「可能な限り多くの人々を仲間につけ組織する」べく「プロレタリアートの青年たち」を動員することが必要であるとされた[80]。

労働者階級の青年に対する指導者教育の必要性が語られたことも、着目に値する。仮に、労働者階級の青年が社会不正の根元からの根絶に取

り組んでいないという点で「十分にラディカルではな」かったとしても、それは彼ら自身の責任ではないとした上で、その原因として、生活の困難さから「十分な精神的な技能を与えられるための時間が許されなかったこと」が指摘された[81]。その上で、「能力のある指導者になる資質をもった人々は、全ての社会階層に存在し」「何もアビトゥーアを通った人々に限らない[82]」というのであった。当時の社会的・文化的・経済的エリート層と労働者階級との階層的な距離を踏まえるなら、教養市民層出身のネルゾンやＩＪＢに集った人々にとって、これは大きな転換だったといえよう。

この後、ネルゾン、そしてＩＪＢの構成員らは、社会主義者として活動を続けていく。そこでの基本的な思想は、理性を中心に人間の尊厳や公平性を求めるとともに、理性を行使するための教育を、指導者育成の観点から求める、実現しようとするという、「社会主義者宣言」以前の思想の延長線上にあるものであった[83]。

4　終わりに

本稿では、今日「倫理的社会主義者」として知られるレオナルト・ネルゾンが、第一次世界大戦以前に掲げていた「倫理的自由主義」の思想の内実を検討するとともに、自由主義者だった彼が、同大戦を経て、なぜ社会主義者を自称することになったのか、その経緯を検討してきた。その結果、従来「社会主義者」として理解されることの多かったネルゾンは、元々左派自由主義陣営に属し、人間理性の力に基づき道徳的な社会を構築するという、哲学的思弁に基づく左派自由主義の立場にあったこと、そして、第一次次世界大戦とロシア革命の勃発を機に、社会主義を標榜することになったことを確認した。

最後に、第一次世界大戦を挟んだドイツ社会主義の思想的拡大という観点からみて、ネルゾンの事例はどのような示唆をもたらしてくれるだろうか。重要となるのが、同時期生じた史的唯物論に対する懐疑的な態度の広がりと人間の主体性に対する着目である。

先述の通り、第一次世界大戦以前、史的唯物論はＳＰＤの党是であり、それに対する公的な批判は、修正主義論争以来、目立って存在しなかった。史的唯物論の機械論的・メシア論的世界観が公に批判されるようになったのが、同大戦の後半であった。青年社会主義者のような、青年運動の流れを汲む「右派」の人々が「マルクス主義者たちの古いイデオロギー的なドグマからの訣別を強く推し進めようと」する[84]とともに、ルドルフ・ヒルファーディングやジークフリート・アウフホイザーといった、ＳＰＤの理論家たちもまた、労働者大衆による自然発生的な革命という展望に対して疑念を示すようになった[85]。彼らはマルクス主義からの漸次的な離脱を試み、労働者階級以外の社会階層の積極的な取り込みを求めた。この議論は一九二一年に成立した「ゲルリッツ綱領」に繋がるものであった[86]。

人間の主体性を中心に置き、それを否定するものとして史的唯物論の排斥を求めるネルゾンの思想は、この思想潮流の一部を構成したものとして理解すべきであろう。すなわち、一度は廃れた、人間の主体性を基礎とする社会主義という思想を、ドイツ社会主義の外部、すなわち自由主義の文脈で練られた新カント主義の哲学から、その内部に再度組み込もうとしたのである。ＳＰＤの国民政党化の一過程がここに見て取れるのではないだろうか。この点については稿を改めて検討したい。

注

（1）例として、ドイツ社会主義労働者党（ＳＡＰＤ）や共産党反対派、ノイ・ベギネンが挙げられる。Jan Foitzik, *Zwischen den Fronten. Zur Politik, Organisation und Funktion linker politischer Kleinorganisationen im Widerstand 1933 bis 1939/40*, Bonn 1986.

（2）ドイツ民主党（Deutsche Demokratische Partei）所属の自由主義政治家パウル・ナータンやゲオルク・シューマー、アードルフ・グリムらの事例が、また、青年社会主義者（Jungsozialisten）のような青年運動にルーツをもつ人々の事例が知られている。Detlef Lehnert (Hrsg.), *Vom Linksliberalismus zur Sozialdemokratie. Politische Lebenswege in historischen Richtungskonflikten 1890-1945*, Köln/Weimar/Wien 2015; Stefan Vogt, *Nationaler Sozialismus und Soziale Demokratie: Die sozialdemokratische Junge Rechte 1918-1945*, Bonn 2006, S.80 ff.

（3）Foitzik, a. a. O.

（4）なお他の観点としては、哲学者としてのネルゾンに着目した研究や、教育者としてのネルゾンに着目したものが存在する。例えば、太田明「レオナルド・ネルゾンと〈理性の自己信頼〉（一）」『玉川大学文学部紀要』第五五号、二〇一四年、一〇五―一二九頁、太田匡洋「レオナルト・ネルゾンと『新フリース学派』の成立」『理想』第七〇三号、二〇一九年、五八―六八頁、寺田俊郎「レオナルト・ネルゾンのソクラテス的方法」『臨床哲学』第三号、二〇〇一年、六一―七二頁など。

（5）Walter Euchner, „Ideengeschichte des Sozialismus in Deutschland. Teil 1“, in: Helga Grebing u.a. (Hrsg.), *Geschichte der sozialen Ideen in Deutschland. Sozialismus – Katholische Soziallehre – Protestantische Sozialethik. Ein Handbuch*, 2. Auflage, Wiesbaden 2005, S. 319 ff.

（6）ネルゾンの思想について、詳しくは本稿第一章を参照。その他の倫理的社会主義の潮流については以下を参照。Helmut Holzhey (Hrsg.), *Ethischer Sozialismus. Zur politischen Philosophie des Neukantianismus*, Frankfurt am Main 1994.

（7）安野正明『戦後ドイツ社会民主党史研究序説――組織改革とゴーデスベルク綱領への道』ミネルヴァ書房、二〇〇四年。特に、二〇九―二一五、二五九―二六七、三四八頁。「ゴーデスベルク綱領の父」という呼称については、Thomas Meyer, „Willi Eichler – Vater des Godesberger Programms. Eine Erinnerung zum 20. Todestag“, in: *Die Neue Gesellschaft/Frankfurter Hefte*, 38 Jg., Nov. 1991, S. 1048 f.

（8）ズザンヌ・ミュラー（河野裕康訳）『戦後ドイツ社会民主党史』ありえす書房、一九八七年、二〇九頁。

（9）例えば、ペーター・レッシェ、フランツ・ヴァルター（岡田浩平訳）『ドイツ社会民主党の戦後史　国民政党の実践と課題』三元社、一九九六年、一五三―一五八頁。

（10）安野、前掲書、一二二―一二四頁。

（11）レッシェ、ヴァルター、前掲書、一五四頁。

（12）これは例えば、前述の安野やレッシェとヴァルターの研究のほか、以下のレムケ＝ミュラーの研究にもいえる。Sabine Lemke-Müller, *Ethischer Sozialismus und soziale Demokratie. Die politische Weg Willi Eichlers vom ISK zur SPD*, Bonn 1988.

（13）Leonard Nelson, *Gesammelte Schriften*〔以下、*GS*と表記〕Bd.1-9,Hamburg 1970-1977.

（14）Erna Blencke, „Leonard Nelsons Leben und Wirken im Spiegel der Briefe an

seine Eltern, 1891-1915. Material für einen Biographen", in: Hellmut Becker, Willi Eichler u. Gustav Heckmann (Hrsg.), *Erziehung und Politik. Minna Specht zu ihrem 80. Geburtstag*, Frankfurt a. M. 1960, S. 9-72.

(15) 以上、Holger Franke, *Leonard Nelson. Ein biographischer Beitrag unter besonderer Berücksichtigung seiner rechts- und staatsphilosophischen Arbeiten*, Hamburg 1991, S. 51 f.

(16) 博士論文と教授資格取得論文の題目は、それぞれ、『ヤーコプ・フリードリヒ・フリースとその最近の批判者』と『カント認識論発展史の研究』というものだった。Ebenda, S. 73 u. 99.

(17) 一九〇三年に彼が興した新フリース学派（Neue Fries'sche Schule）と称する研究会はその拠点の一つであり、周囲の友人や研究者、教え子がそこに参加した。Erna Blencke, „Zur Geschichte der Neue Fries'schen Schule und der Jakob Friedrich Fries-Gesellschaft", in: *Archiv für Geschichte der Philosophie*, 60. Band, 1978, S. 199-208.

(18) Franke, a.a.O, S. 102 ff. u. 137.

(19) 自由ドイツ国民協会は、南ドイツの自由主義者組織の結集を目指して一九〇七年に創設された団体である。Werner Link, „Der Nationalverein für das liberale Deutschland 1907-1918", in: *Politische Vierteljahresschrift* 5 Jg. Heft 4, Dez. 1964, S. 426 f.

(20) „Brief Nelsons an seine Eltern am 13. Jul. 1907", zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 27.

(21) „Brief Nelsons an seine Eltern am 13. Jul. 1908", zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 30 f.「中欧論」については以下をみよ。板橋拓己『中欧の模索――ドイツナショナリズムの一系譜』創文社、二〇一〇年。

(22) „Brief Nelsons an seine Eltern am 25. Okt. 1908", zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 31. オールはもともと歴史学を修め、チュービンゲン大学の私講師を勤めていた人物である。自由ドイツ国民協会の設立に際して、綱領及び組織構造をめぐる議論に参加し、その後一九一〇年から総書記を務めた。Link, „Nationalverein", S. 425-433.

(23) ゲッティンゲン・アカデミック自由同盟は、既存の学生組合やブルシェンシャフトの団体を「立身出世主義的」かつ「硬直的」であると批判して成立した学生組織であり、ドイツ全土にある「自由同盟」の一つであった。Gerd Lüdemann und Martin Schröder, *Die Religionsgeschichtliche Schule in Göttingen. Eine Dokumentation*, Göttingen 1987, S. 43.

(24) Leonard Nelson, „Was ist liberal? (1908)", in: *GS*, Bd. 9, S. 6.

(25) Dieter Langewiesche, *Liberalismus in Deutschland*, Frankfurt a. M., 1988, S. 225 ff.

(26) „Was ist liberal?", S. 3-7.

(27) Ebenda, S. 4.

(28) Ebenda, S. 7.

(29) Ebenda, S. 9.

(30) E・カント（中山元訳）『純粋理性批判二』光文社、二〇一三年、一四五―一七二頁。

(31) „Was ist liberal?", S. 19-22.

(32) これをネルゾンは「理性の自己信頼の原則（Prinzip des Selbstvertrauen der Vernunft）」と呼んだ。Ebenda, S. 22.

(33) Ebenda.

(34) „Brief Nelsons an seine Eltern am 1. Jan. 1907", zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 27.

(35) „Was ist liberal?", S. 9 f.

(36) Ebenda, S. 15 f.

(37) 彼の念頭には、カント以降の自然哲学からロマン主義、歴史主義、弁証法、唯物論という哲学的な流れがあった。Ebenda, S. 14 ff.

(38) Hans-Josef Steinberg, *Sozialismus und deutsche Sozialdemokratie: zur Ideologie der Partei vor dem I. Weltkrieg*, Hannover 1967, S. 59 f.（ハンス＝ヨーゼフ・シュタインベルク（時永淑、堀川哲訳）『社会主義とドイツ社会民主党――第一次世界大戦前のドイツ社会民主党のイデオロギー』お茶の水書房、一九八三年、一〇二頁）.

(39) Ebenda, S. 74 f.（同書、一三三―一三四頁）.

(40) „Was ist liberal?“, S. 2 u. 26.

(41) Ebenda, S. 24.

(42) Ebenda. なおネルゾン自身、ここでプラトンに言及している。

(43) 彼自身は、ナウマンをして「今日のドイツにおいて期待を寄せることのできる唯一の政治家である」とし、その改革姿勢に賛意を示していた。„Brief Nelsons an seine Eltern am 1. Jan. 1907“, zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 27.

(44) „Richtlinien für unsere aktuelle politische Wirksamkeit vom 11. Nov. 1918“, zit. nach: Klär, a.a.O., S. 314.

(45) Franke, a.a.O., S. 109-116.

(46) „Brief Nelsons an seine Eltern am 29. Jul. 1914“, zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 59.

(47) Leonard Nelson, „Denkschrift betreffend die Einführung eines Staatenbundes und der damit zu verbindenden inneren Reformen zum Behufe der Stabilisierung eines auf der Grundlage eines deutschen Sieges möglichen Friedenszustandes (1914)“, in: *GS* 9 Bd., S. 59-110.

(48) Ebenda., S. 65 f.

(49) Ebenda, S. 97-110.

(50) 三宅立「第一次世界大戦とドイツ社会」若尾祐司、井上茂子（編）『近代ドイツの歴史』ミネルヴァ書房、二〇〇五年、一六八―一六九頁。

(51) 送り先にはベルンシュタインも含まれていた。ズザンヌ・ミラーによる史料解説より。Ebenda, S. 60 ff.

(52) Ebenda, S. 89.

(53) Ebenda, S. 68.

(54) Ebenda.

(55) Nelson, „Vom Staatenbund (1918)“, in: *GS* 9 Bd., S. 56.

(56) 以上、アカデミック義勇団の設立経緯と特徴については、田村、前掲書、八〇―八一頁。

(57) 以下を参照。Barbara Stambolis u. Jürgen Reulecke (Hrsg.), *100 Jahre Hoher Meißner (1913-2013). Quellen zur Geschichte der Jugendbewegung*, Göttingen 2015.

(58) 田村、前掲書、八〇―八一頁。

(59) Leonard Nelson, „An die freie deutsche Jugend und ihre Freunde . Aufruf zum Fest auf dem Hoher Meißner Oktober 1913“, in: *Freideutsche Jugend. Zur Jahrhundertfeier auf dem Hohen Meißner 1913*, Jena 1913, S. 134-136. そこには、グスタフ・ヴィネケンのように青年運動関係者のほか、歴史家ハンス・デルブリュックや、哲学者パウル・ナトルプ、社会学者アルフレート・ヴェーバーといった同時代の著名な知識人が名前を連ねており、寄稿者は三〇名に及んだ。

(60) Ebenda, S. 134.

(61) Ebenda, S. 135 f.

(62) „Brief Nelsons an seine Eltern am 24. Jul. 1914“, zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 59.

(63) „Brief Nelsons an seine Eltern am 30. Okt. 1914“, zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 64 f.

(64) „Brief Nelsons an seine Eltern am 11. Nov. 1915“, zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 71 f.

(65) „Brief Nelsons an seine Eltern am 12. Aug. 1914“, zit. nach: Blencke, a.a.O., S. 63 f. なお、その後、実際に動員されたのは一九一七年九月だった。ゲッティンゲン、カッセルの駐屯地での勤務後、不眠症や精神疾患を理由に翌年の二月に除隊となった。Franke, a.a.O., S. 138-143.

(66) Franke, a. a. O., S. 144 f.

(67) Leonard Nelson, „Eigene Verantwortung und innere Wahrhaftigkeit (Vier Briefe an die freideutsche Jugend)“, in: *GS* 8 Bd., S. 219 f.

(68) Ebenda.

(69) ウォルター・ラカー（西村稔訳）『ドイツ青年運動――ワンダーフォーゲルからナチズムへ』人文書院、一九八五年、一二四頁。

(70) Franke, a.a.O., S. 147f.

(71) オールは、政治的指導者を育成するための「政治アカデミー」の設立を目指していた人物であり、ネルゾンにとって政治教育という観点からも同志であった。Nelson, „Wilhelm Ohr als politischer Erzieher (1917)“, in: *GS* 8 Bd., S. 417-448.

(72) 組織設立時に中心メンバーであったミンナ・シュペヒトとベルタ・ギージンがおこなった演説より。Franke, a.a.O., S. 147.

(73) Nelson, „Eigene Verantwortung“, S. 222.

(74) Ebenda, S. 224.

(75) Klär, a.a.O., S. 313 f.

(76) „Leitsätze und Erläuterungen für die Werbetätigkeit vom 23. Aug. 1918“, zit. nach: Klär, a.a.O., S. 314.

(77) ヴェ・イ・レーニン（マルクス＝レーニン主義研究所訳）「なにをなすべきか？われわれの運動の焦眉の諸問題」『レーニン全集　第五巻』大月書店、一九五四年。

(78) Leonard Nelson, „Lebensnähe. Aus einer Rede, gehalten vor der Casseler〔原題ママ〕Arbeiterschaft“, in: *isk*, Jg. 1, Heft 5, Mai 1926, S. 85 f.

(79) Leonard Nelson, „Öffentliches Leben“, in: *GS* 8 Bd., S. 272 f.

(80) 以上、Klara Deppe, „Aufgaben und Gefahren“, in; Bertha Gysin (Hg.), *Der Völker-Bund der Jugend, Leipzig 1920*, S. 22-32. なお、同書に収められた各論考の執筆時期については、Gysin, „Einleitung“, in: dies, a.a.O., S. 5.

(81) Ebenda, S. 24-28.

(82) Ebenda, S. 32.

(83) 第一次世界大戦後のネルゾンらＩＪＢ／ＩＳＫ構成員の活動、思想については、例えば、安野前掲書、一二一―一二六頁、拙稿「ドイツ社会主義の「倫理的な基礎づけ」の起源に関する一考察――レオナルト・ネルゾンの哲学とＩＪＢ／ＩＳＫの政治的立場に着目して」『世界史研究論叢』第九号、二〇一九年、二三―四四頁。

(84) レッシェ、ヴァルター、前掲書、四四頁。

(85) 同書、四四―四五頁。

(86) 同書、四九頁。

※本研究はＪＳＰＳ科研費（19K13317）の助成を受けたものです。

（すずき　たけお・東京工業大学専任講師）

▼特集

学問と政治の関係を考える

――ドイツ現代史学会第四四回大会シンポジウム――

趣旨説明

磯部裕幸

はじめに

さる二〇二一年九月一八日と一九日、第四四回ドイツ現代史学会がオンラインにて開催された。学会初日に行なわれたシンポジウムでは、「学問と政治の関係を考える」と題し、その前年に起こったいわゆる「日本学術会議会員任命問題」を受けて、二一世紀における科学（研究）のあり方を考えることにした。

二〇二〇年九月に発足した菅内閣が、日本学術会議の推薦する新会員候補任命を拒否した問題は、広く「学問の自由」をめぐる議論へと発展した。そこでは特に「日本学術会議法」に関する政府の法解釈、また任命を拒否した具体的理由、さらには学術会議のあり方などに関心が集まることとなった。

その中には、戦後の日本において広く受け入れられてきた「学問の社会的責務」ついての理解に大きな変更を迫るものもあり、また二〇二三年六月の時点でこの問題における政府・与党の対応がなお流動的であるため、今後も引き続き注視する必要がある。

さて、こうした議論を通じて浮き彫りになるのは、「学問（学者）」が「政治」に対してどのような関係を構築すべきなのか、ということのように思われる。今日、多くの大学が国庫からの補助金に依存している現状からすれば、学者が「政治」とはまったく無関係なところに身を置くことは不可能である。しかし「科学」が「政治」との適切な距離を見失い、学問だけでなく国家の衰退を招いた例も少なくない。こうした歴史は、個々の研究者が専門領域を越えて知っておくべきだろう。

このシンポジウムでは、主に歴史学の分野において「学問の価値」や「社会における学問の役割」について研究成果を発表されている三名をお招きし、それぞれが専門としている地域や時代における状況について報告をお願いした。以下に紹介するのは、登壇の三名による報告原稿をもとにした論考である。ごく簡単にではあるが、その概要を記しておきたい。

第一論文（隠岐さや香「アカデミーと「自由」――一八世紀パリ王立科学アカデミーの理念と実際」）では、一七世紀後半に設立された「パリ王立科学アカデミー」が、絶対王政下のフランスでいかにして「学問の自由」、特に予算執行に関する裁量権およびアカデミー会員の任命権を保持しえたのかについて、数学者で政治思想家、そしてアカデミーの終身書記だったニコラ・ド・コンドルセの主張を参照しつつ分析している。王権の圧倒的な影響力の前に、「政治」からの完全な独立が困難だった同アカデミーが、なお「予算執行権」や「人事権」を掌握できたのは、優れた王といえども科学のことは専門家に任せるべきであるという社会的なコンセンサスであり、それが社会の安定をもたらすだろうとい

う体制側の思惑であった。そしてその原則は、絶対王政以上に「国民への奉仕」を強いる革命政府の時代に入っても維持されることになる。

絶対王政下のフランスにおける科学探究は、隠岐も指摘している通り「王の栄光とともに追求される公共善［…］の領域に属し、その資金は王権から賄われるべきものだった」。それでは、そうした「価値の源泉」たる王が歴史の表舞台から姿を消し、やがて大衆民主主義の時代へと向かう二〇世紀のヨーロッパでは、科学にはどのような意味付けがなされたのだろうか。

続く第二論文（野口雅弘「『価値自由』と政治――ドイツ社会学会（一九〇九―一九三四年）におけるゴルトシャイト・ウェーバー・マンハイム」では、一九〇九年に設立されたドイツ社会学会で活躍した三人の主張を追いながら、「神なく預言者なき時代」における科学研究の意味について考察している。二〇世紀初頭のドイツでは、「学問とは何か？」という問いをめぐって、いわば「長い一九世紀」と「極端な二〇世紀」が同居していた。すなわち社会学を通じ進化論的、進歩主義的な「社会改良」を夢見るルードルフ・ゴットシャルト、「事実」と「価値」を厳しく峻別し、後者の多元性を前提とした上で、学会をそれぞれの思想内容の比較検討の場にとどめようとするマックス・ウェーバー、そうした学問上の「禁欲的態度」を、社会的分断を助長するものとして拒絶し、諸思想や諸党派の「媒介」と「総合」を主張するカール・マンハイムなど、価値観が多様化し、政治的対立が激化する二〇世紀前半のドイツで、「学問的真理」をめぐって苦闘する社会学者たちが描かれる。

野口によれば、ウェーバーの主張する「価値自由」とは決して「政治との没交渉を意味しない」。すなわち「学問の名のもとで一義的な解答をあえてせずに、お互いの価値の違いを確認し［…］それぞれの論拠を検討し合う場を確保すること」は、「公共」のあり方として考えたとき、政治とりわけ民主主義にとって重要な意味を持つ。

この「公共（性）」という問題を戦後の東ドイツの状況に即して考察したのが第三論文（伊豆田俊輔「東ドイツにおける『公共性』と『党派性』――文化同盟の議論を中心に」）である。戦後まもなく設立された「文化同盟」は、科学研究に従事する研究者相互の交流を促し、その知見を広く社会に還元することを目的としていた。設立当初の目標は「超党派的な公共性」であり、その門戸はナチズムと軍国主義を拒絶するすべての人々（そこにはいわゆる「無党派層」も含まれる）に開かれていた。ところがこの前提は一九五六年、「修正主義知識人」とされたメンバーの一斉検挙によって崩れ去ることになる。「超党派的」だった組織は次第に党派色を帯び、ドイツ社会主義統一党の主張に沿うべきものとされた。唯物史観を掲げ、社会主義建設の推進に賛意を表明することが「公共性」と同義になったのである。

伊豆田が指摘するように、戦後の日本学術会議も「党派的中立性」や公共性を意識するがゆえに「その自立性が担保されてきたといえるだろう」。しかし現在政治の場で起こっていること、菅内閣が行なったこと、行なわなかったことは、この前提を掘り崩すものになっていないだろうか。あるいは特に歴史研究者は、しばしば排他的で寛容性を失った「国家（民族）神話」の形成に対して、どのように「抵抗」できるのだろうか。ここにご紹介する三編の論文は、こうしたことを考える上で有益な示唆を与えてくれるに違いない。

最後に、ご登壇下さった三名の報告者、また第四四回ドイツ現代史学会の運営にあたった関係者の皆様、オンライン開催という困難な状況にありながらもシンポジウムにご参加頂いた方々、ならびに本特集をご

提案下さった『ゲシヒテ』編集委員の皆様に、心より御礼申し上げます。

（いそべ ひろゆき・中央大学教授）

◇◇◇

アカデミーと「自由」
——十八世紀パリ王立科学アカデミーの理念と実際——

隠岐さや香

1　はじめに

本稿の目的は、「学問の自由」と呼ばれる概念の形成過程である一八世紀において、自然科学を研究する学者およびその愛好者を集めた研究交流団体であったパリ王立科学アカデミー（一六六六―一七九三）の関係者に見られた学者の共同体の自由や自律性についての理念を確認することである。

本論に入る前に、日本語で「学問の自由」と表現される内容を確認しておく。「学問の自由」は、英語の academic freedom、あるいはそれに類する欧州諸言語の表現で知られる概念である。ただし、その関心の焦点や法的な制度との関わりとなると各国ごとにずれがある。その由来はおおよそ、中世において大学を形成しようとした教員集団あるいは学生集団による自治・自律の要求に遡るとみなしてよい。だが、その関心の焦点や法的な制度との関わりは、初期近代以降のドイツ、フランス、米国といった諸地域では大きく異なってくる。ドイツ語圏では大学自治の問題を含む「学問の自由」論が伝統的に根強い。一七世紀頃からプロテスタンティズムの浸透と共に大学が複数の神学的立場を巡る葛藤を経験し、イマヌエル・カントをはじめ著名な論者により「哲学する自由」が論じられた。そして、一八五〇年にはプロイセン憲法が「学問の自由」を第二〇条に書き込むに至った[1]。他方、フランスおよび米国では憲法に「学問の自由」に関する条文は存在しない。フランスにおいてはサヴァリ法など教育関連の法律や判例に関連する記載があり、研究の自由、教育の自由、そして大学教員による表現の自由についての概念が定着している。ただし、それらは研究・教育職がその専門職務上必要とする特権であるとの解釈がなされている[2]。対して、米国では一部の国民に特権を認めない発想ゆえに「表現の自由」だけで充分との発想があり、「学問の自由」には法的な裏付けがない。しかし、それゆえに返って研究・教育に関する各種団体や協会が自発的に「学問の自由」の議論を行い、憲章や声名を通じて実質上制度化してきたという経緯がある[3]。

本稿で扱う一八世紀フランスの科学アカデミーという存在は、上に記した「学問の自由」を検証する先行研究では基本的に見落とされがちな対象である。科学史的観点からすれば、アカデミーは既存の大学が新興の学問に門戸を開かなかった時代において、学術・文化交流の場を提供した組織である。だが、大学史や法学史という「学問の自由」を探究するにあたっての従来的な枠組みからは抜け落ちてしまう。また、フランス語圏はドイツ語圏や英語圏に比べると、そもそも「学問の自由」の思想史的研究が豊かではない。だが、大学にまだ自然科学の研究に適した学部が整備されておらず、専門学会等も存在しなかった当時、当時のパリ王立科学アカデミーは実質上、学会の研究発表と国内外の学者間の交流、そして時折求められて専門的助言をする役割を担う組織としては欧州で最高峰にあった。そのような組織に「学問の自由」に類する思想がみられたとしたら、その内実を確認しておくことには一定の意義があるだろう。

以上を踏まえ、次節からは次の二点を取り扱う。第一に、先行研究を元に財政面・制度面での実態を確認し、パリ王立科学アカデミーがどの

程度、研究発表や運営、人事等における「自由」や「自律」を有していたのかを検討する。第二に、フランス革命直前期を中心にパリ王立科学アカデミー関係者がアカデミーの自由についていかなることを考えていたかを振り返る。その上で、「学問の自由」の思想史系譜におけるパリ王立科学アカデミーの位置づけを検討する。

2　パリ王立科学アカデミーの制度面・財政面の実態

一六六六年に設立されたパリ王立科学アカデミーは、同時期に創設された英国のロイヤル・ソサエティーと並び、自然科学を扱ったアカデミーの中では最も古いものの一つである。一七世紀前半にパリの富裕な学術愛好家たちが開催していた自然科学と数学のための複数の会合がその由来とされる。関係者たちは活動の結果、自然研究には世代を超えた積み重ねが必要であり、王こそがそのような永続性を要する活動を支援するに相応しいと考えるに至った。そこで王権からの直接の出資を伴う庇護を求めたのである。前述のロイヤル・ソサエティの場合は人事も財政も王権からは独立した私的団体として出発していたため、結果として大陸と英国とで異なるアカデミーの経験が紡がれていくことになった。

とはいえ、フランスの王権は学者の集団に権利を与えるのに慎重であった。一六六〇年代の設立当初、科学アカデミーは正式な名称も会則も得られず、大臣が開催する私的な会合として運営された。また、一七世紀後半の間は研究の自由も保証されず、政府高官は同アカデミーを特定の研究プロジェクト遂行のための団体とみなす傾向があった。たとえば宰相コルベールは、フランス全土の職人技芸調査や三角測量を用いた王国地図作成といった壮大な企画を依頼し、それは運良く後世にも成果を残す内容となった。だが、後続の大臣たちはその限りではなく、会員達の不満も呼んだ。このように政府との関係についても試行錯誤を経て、一六九九年になると科学アカデミーは王から会則を与えられ、制度的な輪郭が定まっていく。

一六九九年の会則で定められた制度のうち、まずは会員選出の自由について述べる。同アカデミーでは、科学的な研究能力が求められる会員については会員による投票で三人あるいは二人の候補が提示され、王がそこから一人を選んで任命するという方式が取られた。会員を自由に選びたいアカデミーと絶対王制とのあいだで折り合いが付ける措置が採られていたのである[4]。先行研究によると、一七一九年から一七八五年の間に行われた五〇回の選挙のうち六回ほどアカデミーの第一候補が王に承認されないことがあったという。だがいずれも主に一八世紀前半のことであり、一七四九年以降、記録に残る王による第一候補任命拒否は一度だけである[5]。また、政府高官の書簡には、一八世紀を通じてアカデミー会員達がなるべく自由に会員を選べるようにすることが望ましいとの言及がみられる。少なくとも一七二六年には既に、当時科学アカデミーを監督した政府高官ビニョン師が、会員を推薦してきた外部の人物に対してそのような趣旨の返答を返している[6]。ただし、科学的な能力が強く問われない名誉会員となると、会則上は会合で選出される規定であったにも関わらず王権の意向を汲んだ結果となりがちであった[7]。

次に制度面の自律性として重要であるのは、先に言及した一六九九年の会則で出版の権利を獲得したことであろう。当時のフランスは教会と王権による検閲が存在したが、科学アカデミーは自らの出版物を自分たちで検閲・認可することを許可された。宗教や政治について議論することはタブーであったが、これにより自然科学的発見については教会の意

向を気にせず出版出来るようになった。また、一八世紀から出版の始まった年刊の『王立科学アカデミー年誌・論文集』(Histoire et Mémoires de l'Académie royale des sciences)の編集において中心的な役割を果たしたのが終身書記(secrétaire perpétuel)[8]のフォントネルであるが、彼は当時危険視された唯物論的思想に傾いていたにもかかわらず王権の検閲官(censeur)を兼ねていた。近年の研究によると、王権が教会とは別に独自の検閲システムを確立していく過程と王立の諸アカデミー成立過程の両者において、同じ人物の関与がみられるという。フォントネルはその典型例である[9]。

最後に、財政面の自律について触れる。科学アカデミーは基本的に王権の出資により成り立っていたため、完全な財政的自律は存在しない。だが、先行研究および筆者の調査によると、その財政運営の歴史は、政府高官の個人裁量に完全に依存していた状態から、約束された一定額の予算を配分され、それを比較的自由に使用できるようになっていく過程として描くことが可能である。以下では少し詳しくその経緯を述べる。

創立間もない時期において、科学アカデミーの財政運営は制度上、宰相コルベールの個人裁量に依存していたようだ。当時、会員達の収入や研究費用に関する取り決めを記した公的文書は存在しなかった。それにも関わらず、コルベールが監督していた王室建造物局(Bâtiment du roi)という王権の建設事業を管轄する行政機関の会計から、直接かつ散発的に、個々の科学アカデミー関係者に対して報償の意味を持つ賜金(gratification)の支払いや、会員の実験のための支払いがみられるのである。

一六九九年の会則において科学アカデミー年金会員(収入を受け取る権利のある正会員)[10]が個人収入を受け取れることが明記される。それも一時金を意味する「賜金」ではなく、永続的に続くとの意味を持つ「年金」(pension)として記載された。これはアカデミーの側のささやかな政治的勝利であったようだ。同アカデミーの行政上の管轄も王室建造物局の親組織である宮内省(Maison du roi)へと移管され、文化行政の一角に位置付けられもした。ただし細かいことを言えば、依然として会員は「年金」と突然の減額もありうる「賜金」との二階建てで収入を受け取る構造となっていたり、その支払いも遅延が常態化していたりと、実際には相当な待遇の不安定さがあった。それでも一七七〇年代から一七八〇年代にかけて、アカデミー会員達は王権から定額の年金を得る約束を取り付けて収入を安定させていく。

組織の経常費用や実験費用などについても一六九九年の会則で位置付けられた。また、一七二〇年代には「財務委員会」の設置が科学アカデミーに明示されており、個人収入とは別の予算の用途を組織内で審議するようになっていた形跡がある。ただし史料が充分に残ってはおらず、わかっているのは一七六〇年代までには一二〇〇〇リーヴルが研究実務のための基金として与えられ、財務委員会がその分配を審議する仕組みが整っていたということである。

王権以外から独自財源を獲得して活動の自由度を高めるという発想は同アカデミーでは基本的に見られない。貴族や富裕な商人の篤志家など王権以外の出資者による寄付もあったが、その用途は主に懸賞の基金や大規模な実験企画、あるいはフランス全土地図作成計画のように王権が始めたが途中で資金不足となった計画の出資など、特定の項目に偏っていた。むしろ目立つのは、王権という公的な存在から約束された様々な資金をアカデミーの既得権益として定着させようとの試みである。たとえば王権は財政難でたびたび支払いの遅延を起こしたが、それでアカデ

ミーの運営費用が足りなくなった時は、財産に余裕のある会員が王権に「金を貸す」形で賄った。個人の篤志家に資金を頼るよりも、債権者となることで王権から資金を引き出すことが優先されたのである。また、王権から受け取った個人的な年金を科学アカデミーに「寄附」した例もある。レオミュルという会員は王権から科学的な業務のため受け取っていた個人年金を死後に科学アカデミーが基金として使えるよう取り計らった。このように紆余曲折を経ながらも、科学アカデミーは過去に王権から取り付けた様々な財源を固定化するかたちで、一定額予算への自律的な裁量を獲得していった。[11]

3　終身書記コンドルセのアカデミー論（一七七〇年代後半～八〇年代前半）

一世紀以上の運営がなされた一八世紀後半になると、その実績のもとで「学問の自由」の思想的系譜に連なる主張が明確に見られる。その一つが、パリ王立科学アカデミーの終身書記であり、数学者で政治思想家としても知られるコンドルセ侯爵による次の未公開文書である。もともと無題であったが、後に「アカデミーの有用性について」[Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, « Sur l'utilité des académies »] と呼ばれるようになったこの文書は、書簡の写しと推定されるが宛先も不明、執筆年代も不明である。[12] 一九七七年に同文書を公刊したマックレラン（McClellan）は、同書簡が一七七七年から一七八三年の間に書かれ、欧州でアカデミーを設立しようと考えているカトリック国の宮廷関係者に向けて送られたと推測している。その宛先の有力な候補はマドリードのフロリダ＝ブランカ大臣である。カルロス三世に仕える同大臣は、一七八〇年代半ば頃国内の文芸・人文主義の動きに対抗し、主には啓蒙思想を支持する立場で精密科学のアカデミーを形成しようとしていたからである。[13]

このように製作年代も目的もはっきりしない文書であるが、実際の制度的制約とは別にアカデミーとその自由についての著者の理念が素直に現れた内容には間違いない。以下、主にマックレランの解説も踏まえつつ、学問の自由に関わりそうな箇所を中心に同文書を紹介する。なお、日本語に訳出されたことのない文書であるため、引用を多めに掲載することをお許し願いたい。

（1）国家に仇となる者を飼い慣らし役立てる組織（とりわけ自然科学のアカデミー）

文書はまず、国王や王子がどれだけ優れた人物であっても学識者の見極めは困難であるから、学者の団体がそれを選ぶ必要があるとの内容から始まる。

> ある王者がどれだけ開明的であろうとも、器用なペテン師に騙される危険にさらされないほどになんらかの科学を究めることは不可能である。そこで彼は平凡な人々を迎え入れて、栄誉を与えたり、文芸的な報償を与えたりしてしまうだろう。そして、人々は王者に対し、天才の誇りを傲慢なものとして、その独創性を奇妙なものとして語ってしまうので、王者は天才的な人物を軽んじてしまうことになるだろう。〔中略〕アカデミーを設立すれば、そのような不都合を防ぐことが出来る。もしも王者がその助言を求めるならば、王の諸科学の庇護も開明的なものとなるからである。もし

も王がアカデミーを軽んじるとしても、学者の団体に投票で選ばれることは、すぐれた人々にとって慰めとなり、彼らが必要とし、彼らに見合っていると感じる栄光を祖国の外に求めに行くことがなくなるだろう。[247（1）][14]

一八世紀においても、ヴェルサイユ宮殿には医師を含めてお抱えの学者が常に雇用されていた。時には王族の寵愛を得て一躍有名となる人物もいたが、それが科学にとって望ましくない場合はありえた。ゆえに王の個人的な寵愛とは別に、学者の団体が集団投票で才能ある人を選ぶことができれば、少なくとも相応しくない人が過度に引き立てられることは防げるというのである。引用後半には「王がアカデミーを軽んじる」とあるが、それまでに科学アカデミーに王が深い関心を示してきたとはいえないし、資金供給が充分でなかった時期もあったという現実を反映しているのであろう。[15]

同時に、コンドルセはいささか皮肉を感じさせる筆致で、王政期におけるアカデミーのもう一つの側面、すなわち知的な人々が王権にとって政治的な脅威とならないための「封じ込め」の場としてそれが機能したという事実に触れる。

諸アカデミーは王制国家にとってもう一つの利点を有している。全ての市民が公的問題に関わる権利を有している共和国に於いては、市民はその才能を用いた活動や、その魂の精力をそこに注いでしまうかもしれない。／そして、彼が独立心と共に生まれついていればいるほど、その人は政治へと引き寄せられるのである。／[以下、コンドルセによる欄外補足文] 王制下では同じようにはいかない。王者が任命した者だけが公的諸問題に関わる権利を持っている。行動する必要や才能を持って生まれた者、それも、国の体制により不活発にしかなりえない地位を手中にする者に服従するにはあまりにも誇り高い魂を持って生まれた者は、もしも科学の研究が彼らの活動にとって、自尊心を満たし、魂の高揚を満足させるに足るような偉大な栄光のキャリアとならないのならば、役立たずの状態に置かれるか、国家秩序を乱す者となっていたことだろう。このように、アカデミーというものは学者達に政治秩序の中での居場所を与え、彼らを公共の視線に晒し、彼らが有するものを力づくででも発展させるよう促すものである。また、王国においては、それがなければ国家にとって有害となるような人々を有用な形で役立てさせる利点を有している。[247-248（2）]

王制下では大半の人が政治に参画できないので、「独立心と共に生まれついて」いる、あるいは「あまりにも誇り高い魂を持って生まれた者」ほど不満をためることになる。そこで、アカデミーでの科学研究という熱中できる対象を与えれば、そうした人物もそれに伴う名誉で満足させておくことができるだろう、というのである。[16] 着目すべきは、アカデミーが「国家にとって有害」となるような頭脳の持ち主すらも役立たつ者に変えてしまうと述べていることである。当時の彼は王政そのものを否定する意図はなく、むしろ妥協的な発想を取っていたことも伺えるが、それでも潜在的な国家反逆者をも囲い込める場としてアカデミーが想定されていることは特筆に値するだろう。いわば、アカデミーは国家における異分子、全体に同一化しきれない他者の居場所として想定されていたのである。先行研究も指摘するように、この見解には恐らくコンドル

セ自身の経験が反映されている。彼は積分の理論的問題に取り組むような数学者であった一方、文書執筆時点で既に政治改革に携わろうとして失敗した過去があった[17]。また、科学アカデミーの終身書記としての顔とは別に、カトリック教会や守旧的な司法システムを匿名文書で批判する言論活動家の側面を持ってもいた。

もう一つ興味深いのは、学問分野ごとに政府から向けられる警戒の程度が異なるという指摘もなされていることである。

> 安定が最も大きな政治的善であるとみなされているような諸国、人民を騙すことが利得であり得ると信じられているような諸国では、研究することで警戒心を呼び起こすような諸学がある[18]。これらの諸国ではあらゆる開明的な人々の努力を自然諸科学（Sciences Phisiques [sic]）に向けさせるアカデミーが必要となる。アカデミーに所属したいという欲望により、真理へのあまりにも激しい熱情がある種の精神にもたらすような行きすぎが抑制されるだろう［248（3）］。

秩序の安定を志向する国家では人民に事実を教えないことがよしとされるが、その中でも自然科学は政府の警戒を呼びすぎないというのがコンドルセの評価であった。では、警戒を呼び起こす分野とは何か。この箇所の後で、「アカデミーは自然諸学（Physique）における発見を促進し、習俗・道徳（morale）における新規なことを抑制することに役立つ」［248（3）］と述べられていることが手がかりになる。通常は「道徳」あるいは「精神」などと訳される morale は当時、人々の慣習などを含めた習俗を示す mœurs と同じ意味でも用いられる語であった。また、コンドルセ自身が一七八〇年代からまさに「道徳政治科学」（sciences morales et politiques）への確率論の応用なる学術的な試みを始めている[19]。そのことから総合すると、「警戒心を呼び起こすような諸学」としては政治や倫理、社会秩序に関する関心全般が意図されていると考えることができる。

同時に、彼は自然科学という分野自体が、知的な人の関心を政治や倫理、社会秩序に対する鋭い問いかけへと向かわないよう抑制する働きを持つともみなしていたようである。

> 自然的対象（objets phisuques [sic]）のみを見ることや、その検証において緩慢で確実な歩みを辿ること、そして人々の気まぐれから独立した実在的な知識、いわば触れて確かめられる知識しか持たないことに慣れている人々は、形而上学的で道徳的な問いの大半において、不確実性と空虚さしか見出さない。そして、その種の偏見や誤謬にはあまりにも深い軽蔑を抱くので、わざわざそれら［偏見や誤謬を］破壊することにかかずらわったりはしないのである［248（3）］。

すなわち、自然界にある物理的な対象についての実証的な検証に馴染んだ知性は、社会的な問いに対して慎重になる。そして、仮に「偏見や誤謬」を見つけたとしても、それを軽蔑はするが正そうとする労は執らないというのである。この記述にコンドルセがどのような意図を込めているのかは読者の判断が分かれるであろう。素直に読めば、自然科学に敢えて関心を注ぐことにより、人は過激な理想主義に走ることなく着実で現実的な検証の態度を身につけるという主張と取れる。だが穿

った味方をすれば、本来なら（たとえば共和国であれば）素直に政治や社会に身を捧げたであろう人が、王政では自然科学の探究に導かれ、その結果、社会的な問題に対して距離を取り、やり過ごす態度を身につけるようになったという主張にも読めなくはない。

（2）学者の自律性と自由――王侯貴族および宗教との関係

近代的な意味での「学問の自由」が存在しない王政時代の社会ということもあり、科学アカデミーが権力を持つ各身分の人々どういう関係を持つべきかについてコンドルセは紙幅を費やし論じている。一七世紀の設立当初、自然科学に関心を持つ学者には平民階級の者が多く、彼らだけで団体を作っても軽んじられることは明らかだった。そのため科学的発見を期待される正会員（年金会員、準会員）の他に、主に政府の高官や高位の貴族から構成される名誉会員（honoraire）という立場が設けられた。彼らは科学を愛好するが発見をするような研究能力は持たない人々であり、いわば科学アカデミーに身分的な威信を添えるために存在していた。だが同時に、彼らが学者に対して高位の者として振る舞うと前者にとっては窮屈で不快になる。そのため、アカデミーの内規では、少なくとも研究や運営に関する限りは、正会員の高位のものは名誉会員とほぼ同じ権利を持つように配慮がなされていた。また、学術的知見を持たない高位貴族は議事の議長などにはなれても、アカデミーを代表する終身の地位である終身書記には就けない仕組みとなっていた。従って、名誉会員からすると、身分の低い学者を守る盾となっているにも関わらず、得なことはあまりないようにすらみえる。だが、コンドルセによれば、名誉会員は学者と交流し、その同類のような気分になること自体に意味を見出しているという。彼のその記述は、文人のよき支援者であったカヴォワ伯爵と劇作家ジャン・ラシーヌとの関係についてルイ一四世が述べたとされる言葉に基づいていた［249-250（5-6）］[20]。

王とアカデミーの関係は、より直接的にアカデミーの自律性に関わる問題である。何故なら、最終的な会員任命権は国王に存在したからである。だが、コンドルセは王が選出された学者を拒否できることは認めつつも、アカデミーには会員を選出する権利が必要であることを明言している。

> アカデミーというものはその会員を選出する権利を持たねばならない。君主は選出された学者を拒否する権利を保持することはできるが、その権利を決して濫用せず、君主自身の意見が尊重されることで［アカデミーによる］選出の自由にとって妨げとなることを認めず、また、アカデミー会員の数が不可侵の法により確定されていること、それが、会員の地位を栄誉あるものにする唯一のやり方である。王による選出は戦士やあるいは大臣であれば名誉となる。何故なら王は軍事的功績や統治の才についての審判となりうるからである。だが、アカデミー会員の栄誉となるのは学者たちによる選出以外あり得ない。また、自らの才能を自覚し、その魂が幾ばくかの高みにある全ての者は、彼自身が審判とみなすことに同意しうる者の票決によらずに会員の地位が決まるようなアカデミーを軽蔑するであろう。［251（9）］

君主は戦士や大臣を選ぶことには長けているが、学者を見極めることは出来ない。そのため、君主によりアカデミー会員に選ばれることは学者にとって名誉ではなく、ひいてはアカデミーの名声を傷つけるものと

なるという内容が語られている。また、アカデミーの会員の数が王を含め誰によっても恣意的に変えられない法により定められていることも彼は重視している。

宗教的権威との関係も自然科学を探究するアカデミーにとっては悩ましい問題であった。コンドルセは反カトリック教会の立場で知られる人物である。そのため、教会の不寛容を批判する立場から、次の二つの態度を表明している。まず、彼は無神論者、古代の異教者、ムスリム、カトリックなど、信仰を問わず多様な人にアカデミーが開かれるべきだとの見解を示す。だが他方では、カトリック信徒の聖職者団体、すなわち修道会に属する関係者の場合は、住居をフランス国内に持たない外国人会員という地位の場合をのぞき、アカデミーに属するべきではないとの意見を示す。何故なら、修道士の一人と論争すると、「ヨーロッパ全体にいる同じ服を着た修道士、彼らが導く全ての男性達や、その男性らに率いられた女性達が、論争に介入してくる」[252（11）]からだと彼は述べる。

コンドルセの本草稿を書き起こし出版したマックレランはこの部分に対して、「偽の体系や若者、そして修道士の危険性については、深慮ある独創的な思想家というより、教条的な哲学者のように見える」と述べている[246]。ただ、修道士と一人論争するとその人の属する宗教団体を敵に回すことになるという記述には、奇妙な生々しさがある。原理的な宗教思想と実際に対峙していた緊張感が、コンドルセに「教条」的な発言をさせているという面はあるだろう。彼の時代はかつてより宗教的対立は弱まってはいたものの、異端や不信心を理由に人が命を落とすことはまだありえた。事実、この書簡を書いたとされる時期、彼はヴォルテールと共に、聖遺物に傷を付け冒涜したとの咎で死刑に処せられた若き貴族ラ・バールの名誉回復とその仲間たちの無罪のため闘っていた。[21]

4　おわりにかえて

コンドルセは彼が目の当たりにしてきたパリ王立科学アカデミーの経験をもとに、あるべきアカデミーの理想像を描きだした。王政期のパリ王立科学アカデミーは近代的な意味での研究・人事の自由や運営の自律を達成してはいなかったが、政府との交渉の結果、自由裁量の効く予算の獲得や会員選考の原則的な自由という課題をほぼ達成していた。そのあり方は、私的な自律した団体として運営を目指すことになった英国のロイヤル・ソサエティとは異なるアカデミーのモデルとなった。パリの科学アカデミー会員にとって、科学的探究は王の栄光とともに追求される公共善（bien public）の領域に属し、その資金は王権から賄われるべきものだったのである。

フランス革命期になると、旧体制期に作られた教育と研究の組織が公教育改革の名の下に刷新されることとなった。その中で、科学アカデミーを始めとする王立の諸アカデミーが国家（国民議会）や国民の一体感形成に貢献する組織であるのか、それとも別の目的のための組織であるのかが問われることになった。それは単にアカデミーという組織が革命政府と旧体制のどちらを支持するかという問題に留まらない問いであった。たとえば科学アカデミーの場合、既に旧体制期において「学術の共和国」とでもいうべき自律性を志向していたため、自らの自律と自由を保証するために革命政府という新しい権力との距離をいかに設定するべきかが課題となったのである。実際、革命政府は未曾有の社会変革に際して科学アカデミーに多くの仕事を要求し、会員達はそれに翻弄されも

した。[22]

会員達の身分がより政治に従属するものへと変更されかねない状況もあった。革命は王政期の省庁を国民国家の官僚組織として再編し、その従業者を公務員（fonctionnaire）として再定義したのだが、この論理でいくと科学アカデミー会員も国家に奉仕する公務員ということになる。これに対し、アカデミー会員は公務員ではないとの反論により、実質上、その自由を守ろうとしたのが化学者のラヴォワジエであった。科学アカデミーの財務担当役員でもあった彼は、一七九二年に議会の公教育委員会で次のように述べている。「彼ら［アカデミー会員］が担っているのは自由の役職（fonctions libres）より他にない。彼らは恣意的な解任に甘んじることはないのだ」[23]。公務員ならば特定の任務のために雇用され、それがなくなれば解任される。だが、同業者の選挙により選ばれたアカデミー会員の任務は、学者である当人が自由に定める権利を持つ。ゆえにそれを解任することのできる上位の存在がいないというのである[24]。科学アカデミーの人事に対する政治権力の介入を事実上拒絶するこのような議論は、同時期にコンドルセが主導していた公教育制度改革の論調とも共振していた。そこでは、諸アカデミーが政府からも独立に公教育の人事や内容を監督するべき組織として想定されていたのである。

だが、革命の過激化と共に台頭したモンターニュ派はこのような論調を貴族的であるとして批判し、それよりは国民全員の政治的一体感と平等とを重視した。周辺諸国とフランスとの戦争が進展する極限状況の中でモンターニュ派の主張は支持を集め、ついには一七九三年夏、全てのアカデミーが廃止されてしまう。だが、それも長くは続かなかった。モンターニュ派が失墜した一七九五年、旧アカデミーは国立フランス学士院（Institut national de France）として実質上復活した。そして国家の中にありながらも「学術共和国（république des lettres）を代表する団体」[25]として自らを位置付けたのである。

注

（1）藤井基貴・栗島智明「ドイツにおける学問の自由の生成と制度化」『学問の自由の国際比較　歴史・制度・課題』岩波書店、二〇二二年、第一章。

（2）堀口悟郎「フランスにおける大学の自由」上掲書、第二章。

（3）松田浩「アメリカにおける学問の自由の需要と制度化」『学問の自由の国際比較』第三章。例えば次を参照。Richard Hofstadter, *Academic Freedom in the Age of the College*, Columbia University Press, 1955（井門富二夫・藤田文子訳『学問の自由の歴史　Ⅰ　カレッジの時代』東京大学出版会、一九八〇年）. Stanley Fish, *Versions of Academic Freedom: From Professionalism to Revolution*, University of Chicago Press, 2014.

（4）Règlement ordonné par le Roi pour l'Académie royale de sciences, Versailles, 26 janvier 1699, art. VIII, IX.

（5）Rhoda Rappaport, "Liberties of the Paris Academy of Sciences", in *The Analytic Spirit: Essays in the History of Science in Honor of Henry Guerlac*, Harry Woolf,ed., Cornell University Press, 1981,pp. 232-233. 一七一六年を境に会員構造が変化し、一七八五年に改革が行われている。前者については次を参照。小風綾乃「摂政期のフランス王権とパリ王立科学アカデミー――一七一六年の会員制度改定を中心に――」『人間文化創成科学論叢』第二一巻、二〇一八年、五三―六一頁。

（6）Rappaport, "The liberties of the Paris Academy of Sciences, 1716-1785", p.225. ビニョンの書簡は次。Bibliothèque Nationale, ms fr. 22234, f. 28.

（7）Règlement de 1699, art. VII. Roger Hahn, *The Anatomy of a Scientific Institution: the Paris Academy of Sciences, 1666-1803*, Berkeley, University of California Press, 1971, p. 80.

（8）「常任幹事」と訳す事もあるが、代表者としての対外的交渉などに加え、文書保管の役割があったことを踏まえて本文のように訳出する。

（9）Laurence Macé, « Académiciens et censeurs. Quels liens entre l'activité censoriale et la culture clandestine ? », *La Lettre clandestine*, n° 28, 2020, Pensées secrètes des académiciens. Fontenelle et ses confrères, p. 49-66, DOI : 10.15122/isbn.978-2-406-10651-7.p.0049.

（10）科学アカデミーには研究能力を要しない名誉会員の他、研究能力と週二回の会合出席を要求される年金会員、準会員の地位があった。このうち、年金会員だけが永続的な年金を得た。準会員の収入は保証されていなかったが、一八世紀後半には賜金枠での支払いがみられる。

（11）Alice Stroup, *Royal Funding of the Parisian Académie Royale des Sciences during the 1690s*, American Philosophical Society, 1987. Sayaka Oki, « Les finances de l'Académie Royale des Sciences : histoire des tentatives d'obtention d'un financement durable pour les institutions scientifiques », *Annales historiques de la Révolution française*, vol. 407, no. 1, pp. 29-53.

（12）Philadelphia, American Philosophical Society, Ms 506.C75 : Condorcet, "Sur l'utilité des academies", sans date, reproduit dans James E. McClellan "Un Manuscrit inédit de Condorcet : Sur l'utilité des académies" In: *Revue d'histoire des sciences*, tome 30, n°3, 1977, pp. 241-253.

（13）McClellan, op.cit., p. 243. ただし、「空想的な宛先」に向けてしたためられたもの、すなわち手紙の形で書かれたコンドルセ個人の思想表明の文書との解釈も可能ではある。

（14）引用のうちのマックレランの版にもとづく頁数と元の草稿版の頁数を丸括弧にて並記する。また「／」はそれ以降コンドルセ自身が加筆として示した部分であることを示す。

（15）隠岐さや香『科学アカデミーと有用な科学――フォントネルの夢からコンドルセのユートピアへ』名古屋大学出版会、二〇一一年、第二章。

（16）全ての自由な市民は権利さえあれば政治的問題に関わりたがるという前提は、この時代の貴族の男性の発想としては突飛ではないと思われる。次を参照。Elisabeth Badinter & Robert Badinter, *Condorcet. Un intellectuel en politique*, Nouvelle édition augmentée, Paris, Fayard, 1988, pp. 291-298.

（17）彼は経済政策への知識が深く、友人のテュルゴーが一七七四年に財務総監という行政の重要な地位に就いたとき、その右腕として自由な穀物市場の実現を支持し、当時は主流であった統制価格政策を批判した。だが、理想主義的傾向のあったテュルゴーはすぐに失脚し、コンドルセも失意の内に科学アカデミーでの仕事に戻った。Keith Michael Baker, *Condorcet: From Natural Philosophy to Social Mathematics*, Chicago and London, The University of Chicago Press, 1975, p. 73.

（18）マックレランの注釈によるとこの箇所はフリードリヒ二世に宛てて書かれているとされる。フリードリヒ二世はダランベールの提案に基づき、一七七七年一一月、自身が庇護するベルリン王立科学文芸アカデミーに「人民を騙すのは有益か」という主題の懸賞論文を提案させた。

（19）Condorcet, *Arithmétique Politique. Texte rare et inédite (1767-1789)*, Edition critique commentée par Bernard Bru et Pierre Crépel, Paris: INED, 1994.

（20）コンドルセは典拠を示していないが、筆者が確認した限りではジャン・ラシーヌの息子、ルイが執筆した父の生涯の伝記（一七四七年

出版）が一番古い。Louis Racine, *Mémoires sur la vie de Jean Racine, t.* 2, Lausanne et Genève, Chez Marc-Michel Bousquet & Compagnie, 1747, p. 179.

（21）Badinter et Badinter, *Condorcet*, pp. 79-85.

（22）Lavoisier, *OEuvres de Lavoisier. Correspondance*, volume VII, 1792-1794, édition dirigée par Patrice Bret, Paris, Éd. Hermann, Institut de France—Académie des sciences, 2012, Annexe III, pp. 503-515. 公教育については次を参照。石堂常世『フランス公教育論と市民育成の原理：コンドルセ公教育論を起点として』風間書店、二〇一三年。

（23）AAS, PS généralité 1792 : Lavoisier, « Observations sur les questions 2, 3 et 4 du payeur principal de la section des dépenses diverses de la Trésorerie Nationale », ff. 1r-1v.

（24）Oki, « Les finances de l'Académie royale des sciences… », p. 51.

（25）ピエール・ドーヌー（Pierre Daunou）による革命暦九年、プリュメール三日［一七九五年一〇月二五日］の演説、次に引用。*Choix de rapports, opinions et discours prononcés à la Tribune Nationale depuis 1789 jusqu'à ce jour*, t. XV (années 1794-1795), Paris, 1821, p. 409.

（おき　さやか・東京大学大学院教授）

◇◇◇

「価値自由」と政治
――ドイツ社会学会（一九〇九～三四年）における ゴルトシャイト・ウェーバー・マンハイム――

野口雅弘

1　学会と政治

学問と政治はそれぞれ相対的に自律的な領域である。時間の制約があるなかでの、すべての人を巻き込む、集合的な意思決定である政治の文法は、長期的なスパンでの、訓練を受けた比較的少数の専門家による、懐疑を基礎にした知の探究である学問のそれとは当然のことながら異なる。しかし学問の領域と政治の領域を相互に隔絶すればよい、というわけでもない。学問に携わる者は「学問は社会に対して何ができるか」という問いになんらかの形で応答しなければならない。そしてこの問いにいかに答えるにせよ、学問の営みとその成果は、それを意図するにしても意図しないにしても、なんらかの仕方で政治的な意味を持つ。

本稿では、一九〇九年に創設されてから一九三四年に中断するまでのドイツ社会学会（DGS：Deutsche Gesellschaft für Soziologie）に注目する。社会学という新しく成立しつつあった学問領域の学会を舞台として、自分たちの学問のあり方をめぐって展開された議論を、学問と政治の関係という視点から検討してみたい。主として取り上げるのは、ルードルフ・ゴルトシャイト（Rudolf Goldscheid, 1870-1931）、マックス・ウェーバー（Max Weber, 1864-1920）[1]、そしてカール・マンハイム（Karl Mannheim, 1893-1947）の三人である。

2　ゴルトシャイトとドイツ社会学会

本稿はもちろん草創期のドイツ社会学会の限定された断面を取り上げるにとどまり、これを包括的に考察するものではない[2]。ただ、この学会を舞台にして展開された論争を追うにあたり、最低限必要な情報を共有しておく必要はあるだろう。ここでは三点について述べておきたい。

まず、確認しておくべきなのは、オーストリアの進化論的な進歩主義者ルードルフ・ゴルトシャイトがこの学会の呼びかけ人であったということである。彼は大学に籍を持たない、いわば在野の研究者として、ドイツ社会学会の設立に尽力した。今日では、ゴルトシャイトの名前をみることは少ないかもしれない[3]。しかし彼は、当時のドイツ語圏の重要な知識人であり、いわゆる「赤いウィーン」を支えた一人でもあった。ヨーゼフ・シュンペーター（Joseph Schumpeter, 1883-1950）とともに、あるいはそれに先立って、彼は「租税国家」について論じた[4]。また、彼は社会改良のためのキーワードとして「人間経済」（Menschenökonomie）という概念を生み出した。ここでの「人間経済」、あるいは「人間的な経済」とは「現在の経済でもまったく一般的に行われているような、人間生活、人間的な健康、そして人間的な発展力の途方もない消耗と、断固として決別する」理論であるという[5]。この概念は、当時のドイツ社会民主党内の議論でも用いられるなど、一定の影響力を有していた[6]。

ドイツ社会学会は一九〇九年に設立され、一九一〇年にフランクフルト・アム・マインで第一回の研究大会が開催された。ただし、それには前史があった。すでに一九〇七年に、ウィーン社会学会（Soziologische Gesellschaft in Wien）が設立されていた。この学会を主導したのもゴルトシャイトであった。学会というと、政治や政局からは切り離された「中

立的」な学者の世界であると考えがちである。しかしドイツ社会学会は、少なくともその創設者の意図としては、そうではなかった。ゴルトシャイトが目指したのは、社会学者の結集による社会改良であった。

二点目は、ドイツの大学に社会学講座を新設することが、学会の創設目的の一つであったということである。ドイツ社会学会が設立された時点で、ドイツの大学で社会学の正教授は一人もいなかった。いわば教授のいない学会であった。ドイツで最初の社会学の正教授になったのは、もともとは医師であったフランツ・オッペンハイマー（Franz Oppenheimer, 1864-1943）であり、それも一九一九年のことであった。

ドイツの大学における社会学の制度化について詳述することはできない。ここで確認しておくべきは、ドイツ社会学会は、社会学に関心を持つ研究者の「利害関心」と密接に結びついていたということである。大学での講座の創設と教授ポストの確保・拡大は、少なくとも当初のこの学会にとって、重要課題の一つであった。このことは、もちろん初期のドイツ社会学会だけの特殊事情ではない。いかなる時代のどのような学者の集まりにも、ツンフト的な利害関心がなんらかの形で存在してきた。それは外部からみえれば、「利権」を確保しようとする試みにみえる。その内部の当事者たちがいかに「純粋」に学問に携わっていたとしても、この存在被拘束性は変わらない。

三点目として、ドイツ社会学会にはユダヤ人が多かったということも確認しておいたほうがよいだろう。いわゆる形式社会学の創始者で、「余所者」についての社会学的エッセーなどでも知られるゲオルク・ジンメル（Georg Simmel, 1858-1918）も、ドイツ社会学会の発足当初からの中心メンバーであった[7]。ベルリンを代表するスター哲学者であったにもかかわらず、彼がなかなか正教授になれなかったのもユダヤ人であったことと無関係ではない。このほかにも、すでに述べたゴルトシャイト、そして『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』の著者として知られ、初代のドイツ社会学会会長でもあったフェルディナント・テンニエス（Ferdinand Tönnies, 1855-1936）もユダヤ人であった。ユダヤ人の会員の多さ、そしてそれに加えて社会主義者の割合の多さは、ナチズムが台頭するなかで、政治的な意味を持たないわけにはいかなかった。

3　ウェーバーによるゴルトシャイト批判と「価値自由」

ウェーバーは一九一七年に「社会学・経済学における「価値自由」の意味」を雑誌『ロゴス』に発表した。この論文は、もともと一九一三年に隣接学会の社会政策学会に提出した意見書であったが、もちろん同時期のドイツ社会学会の議論状況に対する意見書としても読むことができる。

ここでウェーバーは周知の「価値自由」論を展開した。「研究・叙述する者は、経験的事実（その人によって調査された経験的な人間の振舞いで、「評価的」と確定されたものも含む）と、その人が実践的に評価する態度決定〔…〕を絶対に区別すべきである」と彼は主張した。ウェーバーはこれを「きわめてささやかな要求」であると述べているが、この区別にこだわった[8]。

ドイツ社会学会は社会学の専門家集団として一定の進歩的な「規範」を提示すべきだと考えたゴルトシャイトに、ウェーバーは反対する。「価値自由」論文で彼は、ゴルトシャイトの名前を出してはいない。しかし「人間経済」というタームにカッコを付けて引用し、これを批判的に論評している。当時のドイツ社会学会の会員やその周辺の人たちには、それが

ゴルトシャイトを指すことは一目瞭然だったはずである。[9] ウェーバーは次のように書いている。

「適応性」（Angepaßtheit）という概念は［…］究極において根底にある評価（Wertung）については何も情報を提供しない。むしろこの概念は評価を覆い隠すだけである。例えば「人間経済」（Menschenökonomie）も同様である。これは最近好んで用いられているが、私の見解では根本的に混乱している。[10]

ゴルトシャイトは「人間経済」というスローガンを用いることで、彼自身の評価基準を示している。このため彼はウェーバーからの批判を理解しかねたのではないかと思われる。彼らの議論が生産的な結果をもたらすことはなかった。ウェーバーが問題にしたのは、人間的な経済を目指すというような、進歩の図式で議論すると、そこに含まれるいくつかの、場合によっては矛盾する価値的な観点が蔑ろにされるという点であった。彼は経済学者のローベルト・ヴィルブラントへの、一九一三年四月二日付の書簡で、療養先のアスコナから、いくぶん感情的になって次のように書いている。

例えば、「人間経済」とは何か（このゴルトシャイト的な概念は、私にはよく知られた事柄に対する新しい言葉にしかみえない）。これ［「人間経済」］によって、人間のいかなる質（Qualitäten）が発展させられるというのか。物理的なものだけではない、というのであれば、いかなる精神的な質なのか。もしかしたら反経済的な性質や作用を持つ人間の質も発展させられるのではないか。もう十分だ。私の頭ではどうにもならない。私は途方もなく疲れている。[11]

ウェーバーによると、私たちの社会にはさまざまな価値があり、それらは必ずしも一致せず、それどころか突き詰めれば、しばしば矛盾している。近代社会は「合理化」の時代だ、といわれることがある。しかし、一つの方向に向かう「合理化」という大きな物語を、ウェーバーは論じていない。価値が多元的であること、それらの複数の価値は「啓示」宗教でもなければ、つまり人間の理性では調停できないことを、ウェーバーは前提として考えている。[12] このような立場からするならば、「人間経済」や「進歩」はそう簡単に語れなくなる。少なくとも、深刻に争われている問題について一義的な正解を出すことは学問にはできない。

ゴルトシャイトとウェーバーの論争は、ドイツ社会学会の規約（Satzung）の文面をめぐっても展開された。ベルリン規約（一九〇九年一月三日）からライプツィッヒ規約（一九〇九年五月二九日）に修正された際に、いくつかの箇所が加筆された。そこには「純粋に学問的な（rein wissenschaftlich）研究・調査を行う」こと、そして「学会は社会学のあらゆる学問的な方向性と方法に、等しくその場を提供するが、なんらかの実践的（倫理的、宗教的、政治的、美的）目的を主張するものは拒絶する」という文言が含まれていた。[13] この点では、ウェーバーの言い分が通った。しかし、彼は結局、この学会を去ることになる。ウェーバーは一九一二年の第二回大会には参加したが、その後「委員」を辞任し、大会の残務処理を終えてから、一九一四年に最終的に退会している。[14] 彼の退会後、これらの文言は学会規約から削除された。[15] ウェーバーのテクストがこの分野の「古典」の地位を確保したあとの彼の読者は、その当時

も彼の発言力や影響力は甚大だったと思いがちである。しかし、少なくともドイツ社会学会における価値判断排除をめぐる論争では、ウェーバーは孤立した。ゴルトシャイトも「あるもの」と「あるべきもの」を区別する必要は認めた。しかし学問は「存在すべきもの」についても「道案内役」（Wegweiser）であるべきだ、というのが彼の立場であった[16]。そしてこの当時の会員の多数は、ウェーバーではなくゴルトシャイトを支持した[17]。

学問と政治について両者の議論を整理すると、次のようになる。ゴルトシャイトは社会学の専門家集団であるドイツ社会学会が社会に対して規範的な方向性を示し、社会を変えることに積極的であった。彼にとって学問は政治と無縁ではありえなかった。今日、日本の研究者はほとんど「進歩」を語ることはない。しかし、社会における不正義を論じ、それからの解放を語ることは、今日の関連分野の研究者にとってもどうでもよい問題であるはずはない。

ゴルトシャイトとは異なって、ウェーバーは学会として政治的なメッセージを出すことに対して慎重であった。彼はアカデミック・コミュニティ内での多元的な価値の併存とそれらの間での論争にこそ意味をみる。彼にとって学会は思想の相互検討の場であり、ある政治的な目的を持つ結社ではない。

なお、「学問と政治」というと、私たちは国家権力が学問の自由を侵害するという図式で考えがちである。そしてウェーバーの「価値自由」も、とりわけ日本では、そうした文脈で参照されることが多い。体制のイデオロギーや「神話」が政治サイドから押し付けられる局面では、事実と価値の分離の要請は、それらに飲み込まれないで、学問の自律性を確保する論理として意味を持つ。実際に、日中戦争前後にウェーバーの方法論的な著作の翻訳・受容が集中して行われた日本では、このように「価値自由」が論じられることが多い[18]。しかしウェーバー自身は、第一義的には、国家権力との対抗関係において「価値自由」を論じているわけではない。彼がこれを要請したのは、むしろアカデミック・コミュニティ内の多数派に向けてであった。

4　ウェーバー的自由主義の限界とマンハイムの「競争」

ウェーバーの自由主義は、学者として「進歩」を語ろうとするゴルトシャイトの立場と相容れなかった。彼が要請した「価値自由」はドイツ社会学会の多数派であったゴルトシャイトに向けられていた。しかしこうしたウェーバーの立場も、後続の世代から批判を受ける。ここでは、一九二八年にチューリッヒで開催された、第六回ドイツ社会学会でのカール・マンハイムの報告「精神領域における競争の意義」を取り上げて、検討してみたい。報告のタイトルからはそのように理解されないかもしれないが、この報告はウェーバー的な「競争」理論に対する、真正面からの批判的考察であった。

価値の対立を直視し、それに対して誠実に向き合うことを求めるウェーバーの立場は、ゴルトシャイトらの進歩主義者に対しては、一定の意味を持った。しかし、分極化していくワイマールの政党政治の状況を背景にして、この主張の政治的な意味は変わってくる。マンハイムが問題にしたのは、まさにそこであった。

彼は「存在の公共的な解釈」をめぐる競争を次の四つの段階に整理している。最初は、伝統社会における同意にもとづく協力が成り立っている段階、第二は、一つの解釈集団（中世社会の教会）による独占状態、

第三は、相互の関連を失った原子化された集団による競争の段階、そして第四に、しだいに支配的になっていく少数の極への集中の段階である。[19] 一九二八年のワイーマールの文化的・政治的状況は、まさにこの第四段階に該当する。

マンハイムは自由主義、保守主義、社会主義について記述したあと、次のように指摘する。

> 緊張の原理的な調停不可能（Unschlichtbarkeit der Spannungen）がはじめから既成の事実であるとする人はみな、極化の瞬間（Moment der Polarisation）がまぶしく照らし出されるという、われわれのこれまで叙述した局面に固執するであろう。しかし、これは状態の一面を絶対化するものである。[20]

マンハイムはここで、マックス・ウェーバーの名前を出しているわけではない。しかし、価値の対立を不可避とし、それに耐えることを求めたウェーバーの理論的な前提は、マンハイムの図式では明らかに、分極化を「絶対化」するものにみえる。対立の時代に対立を強調することに意味はない。それどころかこのような理論は状況をさらに悪化させるだけで、悪害ですらある、との反応が出てきても、少しも不思議ではない。この時代に、社会学者も含めて多くの同時代人がマックス・ウェーバーから離れていった理由の一つもここにあった。[21]

この会場には、のちにフランクフルト大学でマンハイムの助手になり、『宮廷社会』の執筆に取り組むことになる社会学者のノーベルト・エリアスもいた。[22] 彼は、このときの模様を次のように回想している。

> 意図的であったにしろ、意図的でなかったにしろ、マンハイムがいささかアルフレート〔・ウェーバー〕の怒りを刺激したことは確かであった。マンハイムは自由主義を相対化するような説明によって、また、社会学の研究を政治的価値判断から解放することが可能であるといったマックス・ウェーバーの考えを半ば隠しながら攻撃することによってそうしたのである。[23]

実際にマックスの弟のアルフレート・ウェーバーが怒ったのかどうかはわからない。しかし、諸党派間の対立が先鋭化し、社会の分断の危機が深刻化するなかで、ウェーバー流の抗争的自由主義が限界を露呈していることは、その時代のほとんどの人にとって自明であった。

以上の問題状況を確認したうえで、マンハイムは分極化や対立の激化はその反対運動として「総合」（Synthese）への動きも生みだしており、共通のプラットフォームが形成される可能性もあるとして、「総合」を理論的なテーマに据えようとする。マンハイムにとっての社会学の課題は、ゴルトシャイトのように「進歩」に寄与することでも、ウェーバーのように対立があるものは対立があるものとして扱い、学問の名においてこれに決着を付けようとしないことでもない。それは諸思想的潮流・諸政治的党派の「媒介」と「総合」に寄与することであった。

私たちはその後のドイツ社会学会の運命を知っている。マンハイムの問題提起が現実的に意味を持つことはほとんどなかった。一九三〇年の第七回ベルリン大会は開催されたものの、会長のテンニエスのお膝元のキールで、一九三三年に予定されていた第八回大会は開催されなかった。保守的なハンス・フライアー（Hans Freyer, 1987-1969）が会長に就任したが、[24] ドイツ社会学会はそのまま活動を停止した。フランクフルト学派

を含め、多くの会員はアメリカ合衆国に亡命した。マンハイムもイギリスに亡命することになる。[25]

分極化と分断の時代に、「媒介」や「総合」を模索したことは、もちろん無意味ではなかった。しかし、このような時代状況で、こうした試みが現実的な力を獲得することは、やはり容易ではなかった。ただ同時に、たまたまヒトラーと同じことを主張しているからといって、それがすぐに誤謬であるとはいえないように、[26]たまたまナチズムに対して政治的に敗北したからといって、その理論が理論として誤っているわけではない。

5　最後に、「思想の自由市場」をめぐって

ゴルトシャイト、ウェーバー、そしてマンハイムがそれぞれどのように社会学の課題を理解していたのかについて論じてきた。ゴルトシャイトは社会学とその専門家の集まりであるドイツ社会学会を通じて「進歩」を語り、社会改良を実現しようとした。それに対してウェーバーは「価値自由」の要請によって、学者のコミュニティーにおける価値の多元性を擁護し、諸価値の相互検討の場として学会を位置づけた。マンハイムは、ワイマールの分極化のなかで、ウェーバー的自由主義の限界を指摘し、さまざまな党派の「媒介」ないし「総合」の必要を訴えた。彼らの議論は狭い意味での社会学に限定されるものではなく、広く人文・社会科学系の学問分野にも適用可能であろう。そして、この三人を比較することで、ウェーバーの「価値自由」が何と対決し、どこで批判を受けることになるのかもみえてくる。現在のアカデミック・コミュニティーをめぐる「学問と政治」を考えるためには、この三者のいずれが一番正しいかを問うよりも、それぞれの可能性と難点を確認することが、まずは重要であると思われる。

最後に、ウェーバーの「価値自由」の歴史的な位置と今日の状況におけるその意味について述べて結びとしたい。

学問の自由は国家権力によって脅かされることがある。しかし、それは同時にアカデミック・コミュニティーの多数派の倫理的な態度によっても侵害される可能性がある。ウェーバーが「価値自由」によって論じたことは、多数派の画一的な世論が少数者の自由を脅かすことを指摘したJ・Sミル（J.S. Mill, 1806-1873）の『自由論』（一八五九年）に通じている。

ウェーバーが「価値自由」論文を雑誌に発表した二年後、一九一九年に、アメリカでホームズ判事が「エイブラムズ対合衆国事件」で反対意見を述べた。ここで彼は「思想の自由市場」と呼ばれることになる有名な議論を展開した。経済の分野で、自由な市場競争が確保されることで、資源の最適な配分が可能になるのと同じように、思想についても、他の複数の思想との自由競争の機会が存在することで、相互の検討が可能になり、真理に至る可能性が高まる、というのがそれである。このテーゼの思想的な出典は、もちろんミルの『自由論』である。

ウェーバーとホームズ（あるいはミル）を並べてみると、「価値自由」と「思想の自由市場」が呼応していることがわかる。しかし、両者の違いにも注意が必要である。たしかに、ミルもウェーバーも、価値ないし思想の多元性を擁護し、少数派も急進派も議論の場から排除すべきでないと考える。しかし、ミルは、競争・論争でそれぞれの思想が吟味され、そうしたプロセスで誤謬が明らかになり、真理に接近するという前提で議論している。これに対してウェーバーは、価値をめぐる対立については、学問による決着はありえないという。学問にできることは、彼によ

れば、「複数のありうる価値評価相互の競争」を整理し、それぞれの立場について手段や副次的な結果を吟味しながら、各自の「立場」をその人自身に自覚させる手助けをすることだけである。[27] 彼は思想相互の競争からなんらかの一義的な真理が出てくるとは考えていない。もちろんウェーバーも、思想の競争のなかで粗野な誤謬が指摘され、排除される可能性までも否定しているわけではない。しかし、すでに述べたように、学者が論争の余地のない真理に到達できると想定し、そうした真理を僭称する形で専門家が集団として政治的な発言を行うことには、彼は慎重であった。

二〇世紀のドイツの思想家であるウェーバーは、ミルよりもはるかに「価値相対主義」の傾向が強い。[28] そして、価値をめぐる討論が噛み合わないことを、いっそう深刻に受け止めている。しかし彼はそれでも、お互いの対立をめぐる観点の違いを確認し、そしてそれを相互に検討する営みを継続しようとした。学会の意味も彼はそこに見いだした。百年前に比べると、今日の私たちのほうがはるかに「思想の自由市場」を語りにくくなっている。インターネットやSNSの力学によっても促されながら、人々のオピニオンが分極化し、相互に対話することも難しくなっている。嘲笑や憎悪は溢れても、媒介や総合どころか、共通の議論の土俵を設定することも容易ではなくなっている。

しかしそうだからといって、こうした状況で学術団体が「純粋さ」を保持しようとすると、それ自身が「部族」化し、社会から孤立してしまう。そしてこの志向は特定の同業者の「既得権益」を守ろうとしているだけだ、という粗野な批判を招きやすくする。さらに、議論が噛み合わなければ噛み合わないほど、「最後は政治決断が必要だ」という、学術的な議論をいっさい無視した政治的な介入がまかり通ることにもなる。[29] 専門家とそれ以外の人たちの乖離が一定以上に大きくなれば、当然のことながら、学術団体の訴えに対する外部からの共感や応援は期待できなくなる。

「思想の自由市場」が困難になっているとはいえ、異なる立場の人たちが相互に対話できる公共的な空間がなんとか維持されていることが、研究者コミュニティと政治の関係が悪くならないですむ条件である。ゴルトシャイトやマンハイムに比べると、ウェーバーが学問と学会に求めたものはかなり慎ましいようにみえる。しかし、「価値自由」は政治との没交渉を意味しない。学問の名のもとで一義的な解答を出すことをあえてせずに、お互いの価値の違いを確認し、議論を整理し、それぞれの論拠を検討しあう場を確保すること、そしてそうした検討のプロセスを公共的に示すこと。進歩や媒介を語らないからこそ、「価値自由」にはこのような可能性がある。それが有している政治的な意味は、とりわけ今日の状況において決して小さくはない。

注

(1) ウェーバーのテクストからの引用はJ. C. B. Mohr (Paul Siebeck) から刊行されているマックス・ウェーバー全集（Max Weber Gesamtausgabe）から行い、引用に際しては略号（MWG）を用いる。

(2) ドイツ社会学会の設立の経緯やそこでの議論については、米沢和彦『ドイツ社会学史研究――ドイツ社会学会の設立とヴァイマル期における歴史的展開』恒星社厚生閣、一九九一年を参照。

(3) Vgl. Arno Bammé, *Rudolf Goldscheid. Eine Einführung*, Marburg: Metropolis-Verlag, 2020.

(4) シュンペーターは次のようにゴルトシャイトを評価している。「ゴル

トシャイトの功績として永く残ることは、彼が最初に、この財政史的考察方法を適切に強調したこと、また、予算が国家の「あらゆるイデオロギーを脱ぎすてた骨格」であるという真理〔…〕を広範な人びとに伝えたことである」(Joseph A. Schumpeter, *Die Krise des Steuerstaats*, Graz: Leuschner & Lubensky, 1918, S. 6. 木村元一・小谷義次訳『租税国家の危機』岩波文庫、一九八三年、一〇頁)。

(5) Rudolf Goldscheid, *Entwicklungswerttheorie, Entwicklungsökonomie, Menschenökonomie: eine Programmschrift*, Leipzig: Klinkhardt, 1908, S. 46. なお、ゴルトシャイトは、一九〇八年九月三日にハイデルベルクで行われた第三回国際哲学会議で、この本の概要を報告し、ウェーバーは討論者としてこれにコメントしている(vgl. MWG I/12, S. 519-524)。

(6) 「人間経済」と優生学の関連については、市野川容孝「社会学と生物学――黎明期のドイツ社会学に関する一考察」『現代思想』二〇〇七年一一月臨時増刊「総特集 マックス・ウェーバー」、一七〇頁を参照。

(7) ウェーバーをこの学会に誘ったのもジンメルであった。Vgl. Georg Simmel, *Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd. 22. Briefe 1880-1911*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 2005, S. 669.

(8) MWG I/12, S. 460. 木本幸造監訳『社会学・経済学の「価値自由」の意味』日本評論社、一九七二年、四二―四三頁。

(9) Vgl. Gertraude Mikl-Horke, Max Weber und Rudolf Goldscheid: Kontrahenten in der Wendezeit der Soziologie, in: *Sociologia Internationalis 42*, 2004, S. 265-286.

(10) MWG I/12, S. 482.『価値自由』八〇頁。

(11) MWG, II/8, S. 166. ここで下線を引いているのは、全集(MWG)でイタリックになっている箇所である。

(12) この前提を問題にしたのがレオ・シュトラウスであった。野口雅弘「ウェーバーとシュトラウス――「人間の理性では価値の葛藤を解決できない」というテーゼをめぐって」、石崎嘉彦・厚見恵一郎編『レオ・シュトラウスの政治哲学――『自然権と歴史』を読み解く』ミネルヴァ書房、二〇一九年、四三―六一を参照。

(13) MWG I/13, S. 857-868.

(14) ウェーバーは一九一二年一一月九日付の、ロベルト・ミヘルス宛の書簡で次のように書いている。「私は「社会学者」の委員会を抜けました。ゴルトシャイト氏のような、とてもねばねばした昆虫(klebrige Insekten)との闘争に、私の神経は長くはもちません。彼の堂々とした「功績」〔とされているもの〕やその「理想主義」〔とされているもの〕も同様です」(MWG II/7, S. 733)。

(15) 米沢『ドイツ社会学史研究』一四五頁。

(16) 一九〇九年の社会政策学会における「生産性の概念」をめぐる討論でも、ウェーバーはゴルトシャイトに言及している(vgl. MWG I/12, S. 213-214)。

(17) Vgl. Katharina Neef, *Die Entstehung der Soziologie aus der Sozialreform: eine Fachgeschichte*, Frankfurt a.M.: Campus-Verl., 2012, S. 266; Paul Honigsheim, *On Max Weber*, New York: Free Press, 1968, p. 60. 大林信治訳『マックス・ウェーバーの思い出』みすず書房、一九七二年、九八頁。

(18) 関連の邦訳は以下である。『職業としての学問』尾高邦雄訳、岩波文庫、一九三六年、『社会科学方法論』恭恒藤恭校閲、富永祐治・立野保男訳、岩波文庫、一九三六年、『社会科学と価値判断の諸問題』戸田武雄訳、有斐閣、一九三七年(「社会学的及び社会政策的認識の「客観性」」と「社会学的及び経済学的科学の「没価値性」の意味」を収

録)。Vgl. Wolfgang Schwentker, *Max Weber in Japan: eine Untersuchung zur Wirkungsgeschichte 1905-1995*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1998. S. 143. 野口雅弘・鈴木直・細井保・木村裕之訳『マックス・ウェーバーの日本――受容史の研究 1905-1995』みすず書房、二〇一三年、一一六頁。

(19) Karl Mannheim, Die Bedeutung der Konkurrenz im Gebiete des Geistigen, in: *Verhandlungen des 6. Deutschen Soziologentages vom 17. bis 19. September 1928 in Zürich*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) 1929, S. 45. 鈴木広・田野崎昭夫訳『世代・競争』、誠信書房、一九五八年、一二九頁。

(20) Mannheim, a.a.O., S. 74. 一八一頁。

(21) もちろんワイマール期からNS支配の時期にかけて、ドイツ語圏でウェーバーへの言及がなくなったわけではない。例えばウェーバーの理論からナチズムへの橋渡しをしたと評価されることが多い Christoph Steding, *Politik und Wissenschaft bei Max Weber*, Breslau : Korn, 1932 などがある(vgl. Joachim Radkau, Max Weber. *Die Leidenschaft des Denkens*, München: Carl Hanser Verlag, 2005, S. 847-848)。ただし、この時期の研究で「価値自由」がテーマ化されることはほとんどなかった。

(22) Vgl. Reinhard Blomert, *Intellektuelle im Aufbruch. Karl Mannheim, Alfred Weber, Norbert Elias und die Heidelberger Sozialwissenschaften der Zwischenkriegszeit*, München: Carl Hanser Verlag, 1999.

(23) Norbert Elias, *Norbert Elias über sich selbst*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 1990, S. 153. 大平章訳『エリアス回想録』法政大学出版局、二〇一七年、二一三頁。

(24) フライアーを中心とする、いわゆる「ライプツィヒ学派」では、ナチズム支配下においても社会学の研究が継続された。ただしもちろん、「社会学」とはいっても、アメリカに亡命した知識人たちとは別の展開をみせた。またこの時期のドイツでウェーバーについての研究が継続されたのもこの学派においてであった。Elfriede Üner, Der explizite und implizite Diskurs zwischen Max Weber und der „Leipziger Schule". Ein Arbeitsbericht, in: Karl-Ludwig Ay / Knut Borchardt (Hg.), *Das Faszinosum Max Weber, Die Geschichte seiner Geltung*, Konstanz: UVK Verlagsgesellschaft, 2006,S. 219-239.

(25) 亡命を余儀なくされたマンハイムがナチズムの被害者であることはいうまでもない。しかし同時に、彼の知識社会学が依拠する相対主義、さらには「ニヒリズム」がファシズムと一定の親和関係にあるという学史的な説明がなされることも少なくない。Vgl. René König, Die Situation der emigrierten deutschen Soziologen in Europa, in: Wolf Lepenies (Hg.), *Geschichte der Soziologie*, Bd. 4, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 1981, S. 135-136.

(26) 野口雅弘「政治用語再考(四)ヒトラーと同じだ」『生活経済政策』三〇二号、二〇二二年三月、二四―二五頁。

(27) MWG I/12, S. 470-471.『価値自由』六一頁。

(28) 福澤諭吉と二〇世紀の価値相対主義の違いについては、渡辺浩『明治革命・性・文明――政治思想史の冒険』東京大学出版会、二〇二一年、五四八頁を参照。

(29) 政治的な意思決定に関して「忖度」という言葉が説得力を獲得するのは、論拠や理由を提示し、それを相互に検討するというプロセスが蔑ろにされる程度に比例する。野口雅弘『忖度と官僚制の政治学』青土社、二〇一八年を参照。

(のぐち　まさひろ・成蹊大学教授)

◇◇◇

東ドイツにおける「公共性」と「超党派性」
――文化同盟の議論を中心に――

伊豆田俊輔

1　はじめに

二〇二〇年九月、当時の菅義偉首相が日本学術会議の会員候補六人の任命を拒否したことが報じられた。それ以降、（原稿執筆時点の二〇二三年一月まで）日本学術会議と政治の関係は着地点が見えていない。学術会議の新規会員は、会員および連携会員、そして関連する学術団体の推薦によって選出されてきた。学術会議によると、この方法は「科学者が自律した集団として公共的役割を果たす」ためとされる[1]。また、学術会議が政策立案者と意見交換をする際には、「科学的助言活動の党派的中立性」に留意することが前提とされている[2]。同組織は党派的に中立で、公共的な役割を果たしているために、その自律性が担保されてきたといえるだろう。

ところで、この「公共」という概念は歴史的なカテゴリーであり、地域や時代に応じて、その意味するものは変わってきた[3]。そこで本稿では現在の日本の公共性を考える一つの材料として、東ドイツの事例を紹介したい。この地域において公共性と党派性はどのように理解されていたのだろうか。もとより、現代の日本と旧東ドイツにおける学問と政治の関係を同列に扱うことはできない。東ドイツにおいて、学術は政治的に日本よりもはるかに厳しい統制のもとに置かれていたからである。しかしながら、いかなる論理でその統制が正当化されたのか、そしてこの際に学問が公共性や党派性とどのように結びついていたのかを分析することは、現代の日本における政治と学問の関係を考えるための参考材料になるのではないだろうか。

以下、本論ではまず東ドイツの政治と学問が置かれた状況を確認する（2）。次いで戦後間もない時期から一九五〇年代後半にかけて公共性がどのように捉えられてきたのかを、文化同盟という組織の事例から論じる（3、4）。その後、一九五八年に東ドイツの大学で開催された或る討論会の事例から、東ドイツの公共圏の変化について素描する（5）。

2　一九四五～五〇年代までの東ドイツ政治と学問

第二次世界大戦後の東ドイツ地域では、一時的に多元主義的な政治制度が再生したが、次第にそれがドイツ社会主義統一（以下ＳＥＤ）による一党独裁体制に変質していった。一九四五年六月にドイツ共産党（以下ＫＰＤ）が、次いでドイツ社会民主党（以下ＳＰＤ）が再建された。さらに同年六月末にキリスト教民主同盟（以下ＣＤＵ）が、七月に自由民主党（以下ＬＤＰＤ）が結党された。この四政党は―かつてのナチ党や極右政党を排除しながらも―ヴァイマル時代の諸政党とそのスペクトラムをおおよそ再現していた。一九四六年四月には占領軍の支援を受けつつ、ＫＰＤがＳＰＤを強制的に取り込んでＳＥＤが誕生した。一九四八年六月にはＣＤＵとＬＤＰＤの支持基盤を奪うことを目的に、ＳＥＤと占領軍が、ドイツ民主農民党（以下ＤＢＤ）とドイツ国民民主党（以下ＮＤＰＤ）という政党を作らせた。そして一九四九年に建国されたドイツ民主共和国は、国制上は議会を最高機関とし、そこには上述の五政党と多数の社会団体（労働組合や女性団体、文化団体など）が議

席を有していた。これは学問の世界にも影響を及ぼしていた。とりわけ自然科学や医学の分野ではＳＥＤ党員が少なく、[5]ＣＤＵ党員やＬＤＰＤ党員、さらにどの政党にも所属していない研究者も多かった。

東ドイツにおける学問にとって重要な役割を果たした機関としては以下の三つを挙げることができる。まずは大学である。大学は新たなるエリート生産の拠点であるため、哲学や社会科学を中心に党と国家から統制を受けるようになった。ただし、物理や化学や医学などの自然科学分野は簡単に自律性を失わなかった。[6]第二の重要な機関はアカデミーである。その一つのベルリン・ドイツ科学アカデミー（一九七二年以降の「ＤＤＲ科学アカデミー」）は、自然科学や機械工学を中心に多数の研究所を有する総合研究機関であった。ほかにも、現存するドイツ語圏最古の自然科学アカデミー「レオポルディーナ」が東ドイツには存在していた。レオポルディーナは医療・薬学研究で重要な地位を占めており、東ドイツの国家機関ではなく、ドイツ全体の組織として東西交流の機能も有していた。[7]三つ目に民間の結社の存在を挙げることができる。戦後間もない東ドイツでは様々な民間の結社が再建・新設されていた。そしてこれらの中には、研究者同士の交流を促し、学術的な知見を公衆に訴える啓蒙活動をおこなう団体もあった。その一つが「ドイツの民主的刷新のための文化同盟（以下、文化同盟）」という結社である。この組織は一九四五年七月に共産主義者で詩人のヨハネス・Ｒ・ベッヒャーの呼びかけによって作られ、ドイツの芸術家や科学者を糾合した団体となった。[8]

3　一九四五／七年の文化同盟――「超党派性な公共性」

文化同盟が設立されたとき、この結社は超党派の組織とされ、その超党派性は団体の「公共的」性質と結びつけられていた。たとえば四五年七月の設立集会で、発起人の一人で作家のベルンハルト・ケラーマンは、文化同盟が「わたしたちの国の精神的・文化的な議会」になるべきと述べた。[9]ここでいう「議会」とは、ナチズムを排除しながら、それ以外のあらゆる政治的立場が歓迎される場という意味であった。[10]文化同盟は同年八月に会長と理事会員（通常時の意思決定機関の役員）を選出した。ＫＰＤ党員のベッヒャーが会長になり、副会長には政党に属していないケラーマンと画家のカール・ホーファーと古典文献学者ヨハネス・シュトルクスが選ばれた。そして事務を担当する書記長にはＫＰＤの政治家ハインツ・ヴィルマンが就任した。[11]この時期の文化同盟は多種多様な世界観に開かれた場とされた。さらに地域レベルの活動でも文化同盟はＳＥＤやＣＤＵ、ＬＤＰＤ党員や無党派の人々の交流の場になっていた。[12]

ベッヒャーとヴィルマンは複数の政党の存在を歓迎していた。一九四七年に書かれた冊子『文化同盟の二年間』では以下のように書かれている。

> 文化同盟は諸政党に対してどのような関係にあるのか。私たちは強力な諸政党が作られることを、人民による自由な意思決定のはじまりとして歓迎する。創造的人民の諸勢力によって担われる歴史的で強力な諸政党が作られることで、我々の公共の生活〔unser öffentliches Leben〕がはじまる。そして、そうした政治化の過程の中で私たちドイツ人には、国民の生存を脅かす矛盾を、すなわち、意志と現実、内奥と国民としての実存とその国家としての外形の間の矛盾を乗り越える機会が与えられる。[13]

「公共の生活」とは広義の政治という意味で用いられている。そして政党は政治への参加を促すものとして歓迎されていた。そしてここで、ベッヒャーとヴィルマンは常に複数形で「諸政党」と書いていた。特定の一つの党が「公共の生活」を支配することは許されず、むしろ公共的なものは超党派である必要があったからだ。さらに「超党派性」というものは、諸政党の成員だけを指しているのではなく、どの政党にも所属しない人々をも包摂することと理解されていた[14]。この点は以下のように敷衍されている。

> 超党派性とは、しばしば政治的出来事に対する無関心と取り違えられる。しかし私たちの国の重大問題に無関心であることは、私たちにとって有害なままである。ドイツにとって重大な決断が問題である場合、私たちは消極的なままでいることを望まないし、そのようなことはできない[15]。

戦後間もない時期の文化同盟幹部にとって超党派的とは、党派的＝部分的な利害を超えて、現在のドイツ国民がおかれた危急存亡の事態に関心を持つすべての人々に開かれた状態として考えられていた。

ただし、ここで想定されている公共圏にはいくつかの排除も前提とされている。第一はナチズムと軍国主義の全面的な排除である。文化同盟はナチのイデオロギーを「公的生活から粛清し、純粋さを守ること」を基本的な課題に設定していた[16]。そのため旧ナチ党員やSSやSAなどの関係団体に在籍した経歴がある者は、原則として会員になることはできなかった。第二に、女性の存在が挙げられる。一九四五年八月に選ばれた二七人の理事の中で、女性は彫刻家のレネ・ジンテニスのみであった[17]。また七月の設立集会でも女性の登壇者は見つけられなかった。しかしながら、文化同盟は全体としては多数の女性会員を有し、地域別に作られたグループでは男女の会員数が同数近かった[18]。それゆえ文化同盟において女性は過少代表の状態であったといえる。第三に指摘するべきは社会階層による排除である。文化同盟は知識人を代表する組織として誕生した。そのため文化同盟の理事に労働者や農民は含まれていなかった。さらに、地域のレベルでは絵画展やコンサート、研究者の講演などが行われていたものの、その参加者は主として、書籍を読み音楽などの文化を消費する都市の市民であった[19]といってよい。すなわち、文化同盟は主として都市の公衆からなる超党派の公共圏を形成していたのである。

4　一九五七／八年の文化同盟の組織改革

文化同盟の超党派的な理念は一九五六年を機に変化を余儀なくされる。この年の秋、文化同盟のメンバーであった哲学者のヴォルフガング・ハーリヒやアウフバウ出版社社長のヴァルター・ヤンカ、さらに文化同盟の機関紙『ゾンターク』紙の編集部員たちが検挙されたからである。SED指導部やシュタージから「修正主義」知識人の温床とみなされた文化同盟は、組織の名称と基本理念を一部変えることで、この危機を逃れようとしていた。

一九五七年九月一三日の理事会で、書記長のカール＝ハインツ・シュールマイスター（SED）は、文化同盟会員たちが国家に敵対する行為をしてしまったのは、「中立という雰囲気」や「イデオロギー的な共存」を許してしまったからだと分析した[20]。こうした反省から、今後の文化同

盟は社会主義に対して明確な態度を取るべきだとして、こう述べた。

この新しい〔文化同盟の―引用者〕方針は、文化同盟の超党派性をあきらめることになるのでしょうか。こうした問いに私たちはつねにこう答えるべきでしょう。文化同盟は超党派的な組織であり、今後もそうあり続ける。しかし、つねに社会主義という大義の味方であると〔für die Sache des Sozialismus Partei ergreifen〕。[21]

こうした傾向は、文化同盟の名称変更に関する議論からもうかがうことができる。一九五八年二月に「ドイツの民主的刷新のための文化同盟」は「ドイツ文化同盟」に改称した。その理由は、「民主的刷新」という標語が現在の東ドイツでは誤解を招きかねないというものだった。理事の一人であるエーリヒ・ヴェント（ＳＥＤ）は、五七年一〇月三日の理事会でこの点に触れた。

もし民主的刷新という言葉に固執したら、この名前は本当に誤解を招きかねません。いったい我が国でなにを民主的に刷新するべきなのでしょうか。かつて少々広まっていた民主主義の理解に基づいて、つまり、複数政党制等々を備えたブルジョア的な民主主義の理解に基づいて民主的な刷新を目指そう、と主張する人々がいるだろうと十分に想像できます。[22]

ここで複数政党制は誤解として退けられている。文化同盟は、ＳＥＤやＬＤＰＤやＣＤＵ党員、さらに党に所属していない人が活動する場ではあるが、複数の世界観が競合することは明示的に否定されるようになった。

第二に、これまでの組織の閉鎖性が問題視されるようになった。たとえば五七年九月三日に行われた文化同盟内のＳＥＤ党員たちの会合において、物理化学者のローベルト・ハーヴェマンは、文化同盟が急進的な社会主義路線について行けない人のための「保冷庫」のようになっていると指摘した。[23] さらにシュールマイスターは先述の九月一三日の理事会で、文化同盟は知識人だけの閉鎖的な組織であることをやめ、文化に関心をもつ勤労者たちと知識人の団体として自らを定義するべきだとした。[24] そして翌五八年に開催される第五回文化同盟大会（最高意思決定機関）への期待をこう表明した。

第五回同盟大会が、会員から、そして世論〔Öffentlichkeit〕からも大きな関心が寄せられることは、非常に喜ばしいことです。〔…〕すべての勤労者、とりわけ我々の共和国の指導的な勢力である労働者階級と緊密に結びつき、ドイツ最初の社会主義国家をさらに強靭で堅固にする仕事にとりかかりましょう！[25]

こうして文化同盟の幹部たちは、都市の市民からなる公共圏だけではなく、その外延の労働者や農民を含めた勤労者の世界まで広がる公共圏を意識するようになっていた。

上述の変化は五八年二月に定められた新しい基本方針と理事の構成からもうかがうことができる。文化同盟は党の所属や宗派から独立して、東ドイツにおける知識人と文化に関心を持つすべての人をまとめ、その際に「我が国の指導的な勢力である労働者階級と勤労農民と密接に同盟し、社会主義の建設のために働く」ことが謳われるようになった。[26] 新し

く選ばれた理事八七人の中には東ドイツの五政党すべての党員が含まれている。しかし、SED党員が人数で他党を圧倒するようになった[27]。また教会関係者は一人も含まれなくなった。そして今まで会員の少なかった農村部での新規会員獲得が目標に掲げられるようになる[28]。また、基本課題のなかで「ナチ」、「NSDAP」のイデオロギーの排除という文言はなくなっていた。そして新しい理事には旧ナチ党員が（少なくとも）八人含まれるようになった[29]。加えて、新しい理事には九人の女性が選ばれた[30]。この時期の文化同盟においては、参加の機会の拡大が、社会主義的な党派性の貫徹と同時に進んでいたのである。

5　一九五八年の討論会――「党派的な公共性」へ

一九五八年四月十二日と二十一日、ハレ大学において「社会主義的意識形成」というテーマで討論会が開催された[31]。ここにはSEDの指導者ヴァルター・ウルブリヒトとハレ大学・レオポルディーナ関係者の計八〇〇人が参加した。主催は文化同盟ハレ県指導部と文化同盟のハレ大学・知識人クラブであり、集会は二日間、計一〇時間にわたっておこなわれた[32]。司会で文化同盟の幹部のゲルトルート・ザッセ（LDPD）とウルブリヒトを除いて二〇人が登壇している。この二〇人のうち、SED党員が七人、LDPD党員が一人、どの党にも所属していない者四人が確認できた（その他の八人の所属政党は不明）。一八人が男性で、女性登壇者は司会を含めて四人だった。登壇者の多くは博士号ないし教授資格を有しており、労働者はハレ近郊の化学工場「ヴァルター・ウルブリヒト・ロイナ工場」から参加したマリアンネ・ヴェルナーの一人であった。さらに教授陣には旧ナチ党員四人（SAへの加入履歴を見ると五人）が含まれていた[33]。

この会議では、アカデミズムに残る旧来のブルジョア的エリートが糾弾され、ハレ大学の社会主義的な改造が正当化された。テーマは西側との関係、西に逃亡した学生・研究者の学位取り消し問題、学内の保守的な結社の存在など多岐に及んだ。集会全体の経過としては、第一にウルブリヒトが現状の問題点と改善の方向を提示し、これに対しハレ大学教授でレオポルディーナ会長でもあった薬学者のモーテスが、次いで二日目には、レオポルディーナの会員で医学部教授のエアヴィン・ライヒェンバッハが改革に反対する立場から発言をした。その後、それ以外の登壇者がモーテスたちを批判し、最後にウルブリヒトが閉会の演説をしている。

会議初日の開会演説の中で、ウルブリヒトは大学教員が唯物論的弁証法を身に着ける必要性を訴えた。ただし彼は特定の考えを教授たちに押し付けるつもりはなく、自由で「開かれた」討論を通じてマルクス主義が広められるべきだと繰り返した[34]。そしてこの「開かれた」討論は、大学教員や学生だけではなく、男女の労働者たちや農民や手工業者とともに行われるべきだとした[35]。こうしてウルブリヒトは労働者階級の政党であるSEDが外部から大学に関係者を送り込み、学内行政に介入することを正当化した。

対してモーテスは大学が置かれている窮状を訴え、外部からの干渉を否定的に論じた。

> しかし、私たちの大学と研究機関では不毛で不穏なことが起きていて、常に忙しい状態です。数時間一つのことを考え続けることもできないのは、絶えず電話が鳴り続け、新しい催しがあるから

だけではありません。私たち科学者の中で、内心激昂する状態がここ数か月続いているからです。この状況のせいで何か創造的なことを考えるのが不可能になっているのです。〔…〕

大学ではある特定の不穏な状態が広まっていて、私はこれを不毛な不穏さと呼んでいます。これは、本質的には、学術にまったく関係のない男たちによって引き起こされています。私たちの大学では、一度たりとも学問に従事したことがない、これからも関係ないだろう男たちによって物事が決められ、彼らが私たちに絶え間なく容喙してくるのです。[36]

一九五六年以降、東ドイツ各地の大学では「修正主義」に対する取締が強まり、同時に西側への亡命者が増えていた。これに対処するために、大学教員は政治的なキャンペーンに動員され続け、さらに党幹部の介入によって精神の平穏を奪われているという。加えてモーテスは思想的な圧力に触れ、「大学に他の人たちと違う人が少しくらいいても、それを幸せに思ってください（笑）〔…〕私たちはいま、あらゆるものを均そうとしているのです」と訴えた。[37]

モーテスに対して他の登壇者たちから批判が相次いだ。たとえば犯罪学者のヨーン・レクシャス（SED）は、そもそも学部が国家に対して自律しているという前提が間違っているとした。[38]彼は、大学の「学部はそれ自体が国家の一部であり、国家の立てた原則に従わねばならない」と断じた。[39]そして初日の最後の演説でウルブリヒトは、複数の異なった観点を持つことは、学術の仕事を妨げるだろうと述べた。[40]つまり、唯物論的世界観とブルジョア的世界観の併存は弊害を招くという。ただし、同時にこの観点の違いという問題は「率直に〔＝開かれた形で〕話すことで解決しなければいけないとも繰り返した。[41]

四月二一日には二回目の集会が開催された。この日の二人目の登壇者であるライヒェンバッハは、モーテスを援護した。曰く、モーテスの言ったことは医師たちにも当てはまる。東ドイツの医学部教員たちはそもそも過労状態にある。一二時間から一六時間が患者に当てられる。研究ができるのはようやく夜になってからとなる。しかも、ここに政治的な動員がかかる。「私たちは次から次へと集会に出るように急き立てられています。〔…〕こうした話し合いの九〇％で良いことはありません。完全に非建設的です」と不満を述べた。[42]

こうした批判に対して、二日目には複数の登壇者が旧来のアカデミズムの弊害を語った。たとえば、神学部付属の美術史・考古学の研究機関で研究者を志していたイングリット・シュルツェは、昨年に研究所を辞めねばならなかったという。シュルツェによると、労働者の家庭に生まれた女性として、彼女が神学部で学び続けることは困難が多かった。[43]神学部はいまだに「国家内の一種の国家」であり、教授たちには身分的な特権意識が残り、東ドイツ国家の正統性を認めないこともしばしばだったからである。[44]そして彼女はとりわけ神学部教授のクルト・アーラントから政治的な理由で迫害を受けたと告発した。なお、このときシュルツェはシュタージのIM（非公式協力者）として働いており、この告発は東ドイツ国家に従順ではないアーラントの追い落とし工作の一環でもあった。[45]彼女曰く、保守的な教授であるアーラントはシュルツェの左派的な考えを矯正すべく指導したが、彼女はそれを拒否した。するとアーラントは「赤か黒かを選びなさい」と立場を表明するように迫ったという。[46]彼女はSED党員ではなかったが、「赤」と答えた。そこから彼女に対するボイコットが始められ、彼女は孤立し、職場を辞めざるを得な

くなったと主張した。[47] 彼女の告発はモーテスやライヒェンバッハへの直接的な反論ではなかったが、旧来のエリートの求める大学の自律性に疑問を投げかけるものになった。

これ以外にも、学内に前時代から残る組織が批判された。たとえば医学部生のドロテア・ヴンダーは、キリスト教系学生団体が「悪意を持って」学生の軍事教練に反対し、大学の社会主義的な教育を妨害していると訴えた。[48] さらにマルクス研究者のヴォルフガング・ヤーンは、ハレ大学内にある学者たちの結社「スピリトゥス会」が進歩的な大学教授の招聘を妨害してきたとした。[49] 彼によると、「スピリトゥス会」は見ることも感じることもできないのに、大学政策に隠然たる影響力をふるっているという。[50] このような組織は存在自体が非合法であり、大学の方針はすべて教員・党（＝ＳＥＤ）組織・大衆組織の「率直な〔＝開かれた〕議論」のなかで解決することができるはずだとした。[51] さらに歴史家のティルマンは、大学の歴史学研究に残るブルジョア的な歴史観と唯物論的歴史観の対立を恐れるべきではないとしてこう述べた。

〔ブルジョア的な歴史観との―引用者〕対決をしてこなかったのは、第一に私たちの怠慢でしょう。こうしたことを実行すること、あらゆる形ではじめること、対話ないし対決を、開かれた形で、そして党派的に行うことが必要不可欠です。[52]

誰に対しても開かれていることと党派的であることは両立するものとされた。かつての超党派的な公共性は、党派的な公共性に変わりつつあった。

この集会は、文化同盟の公共性の変化を反映したものだった。第一に、一つの党派性があらゆる人に求められるようになった。ここでいう党派性とは、必ずしもＳＥＤへの所属のことではない。党派的な人物とは、唯物論的な歴史観を備えた人のことである。そしてこの前提として、「率直な〔＝開かれた〕議論」を通じて、一つの正しい認識にたどり着けるとされている。それゆえこの時、公共圏とは複数の「正しさ」が存在する、妥協や交渉の場ではなく、正しい党派性を身につけさせるために誰にでも開かれた場になった。

第二に、参加者が社会的な意味で多様になった。集会は大学とアカデミー関係者を中心に行われたが、そこには少数派ながら労働者が、あるいは女子学生や女性研究者が含まれていた。さらに、この場においては（主として守旧派として批判される側ではあったが）旧ナチ党員・ＳＡ隊員にも発言の機会が与えられていた。戦後間もない時期の文化同盟が排除していた人々が、公共の討論の場に組み込まれるようになっていたと言える。

第三に、国家機構による言論への介入が行われていたことも見逃すことはできない。シュタージは集会を利用し、政治的な反対派であるアーラントやスピリトゥス会、キリスト教学生団体を弾圧するようになった。ただし、守旧派に位置づけられたモーテスやライヒェンバッハは遮られることなく自分の意見を最後まで直截にウルブリヒトに伝えることができた。シュタージやＳＥＤは完全に議論を管理できていたわけではなかった。しかし他方で、集会の翌日、四月二二日にはスピリトゥス会の解散命令が出され、[53] 七月にはアーラントが大学を解雇された。[54] この集会からは、参加の裾野を拡大させるという「民主的」な側面と、党派的な敵の排除や反多元主義的な抑圧という、東ドイツの公共性が持っていた両義的な性格を見ることができる。

6　むすびに代えて

東ドイツにおいて公共圏とは当初、多元主義的な場として想定されていた。文化同盟は諸政党の党員や無党派の人々を集めた「超党派的な公共圏」を作り出していた。しかし一九五七年以降、あらゆる人々に「開かれた」場とは、「率直な」討論を通じて、唯物論的な世界観をあらゆる人々に伝達する党派的な場に変わっていった。東ドイツ国家は、かつての都市の教養市民からなる公共圏を、その外部に排除されていた人々の参加という「民主的」な要求を掲げて、新たな公共圏に変容させようとしていた。それは、ＳＥＤの指導的役割によって管理された、全住民を含みこむ党派的な公共圏である。

しかし、５の討論会の例が示すように、一九五〇年代末の東ドイツでも学問の自律性は完全には失われたわけではない。ただしこのとき、大学の自律性とは閉鎖的な旧来の特権だと理解されるようになった。そしてモーテスやライヒェンバッハの主張も、アカデミアの外側からの介入によって、それまでのように研究時間が捻出できなくなり、研究活動の効率が落ちるという批判にとどまった。つまり、ウルブリヒトへの反対者は、学問の公的な役割を盾にしてその自律性を守ることはできなかったといえる。この時期の東ドイツにおいては公共性と党派性とが結合していたため、研究者たちが「公共的な役割を果たすために党派と距離を取る」ことは不可能になっていたからである。五八年四月の集会は、学問の自律性が失われるのに先んじて、党派から距離を置いた学問から公共性が失われたことを象徴するものだった。

それまで超党派性を保ち、公共的な役割を果たしてきた団体の自律性が失われるということは、公共圏が特定の党派によって簒奪され、党派的に再編成される転換点でもあったのである。

注

（1）日本学術会議「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（二〇二一年、四月二二日）（http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/pdf25/sokai182-s-houkoku.pdf）最終アクセス二〇二三年一月一五日

（2）同前。

（3）公共性を考えるための基礎的な文献としては、ユルゲン・ハーバーマス『第二版 公共性の構造転換――市民社会の一カテゴリーについての探求』細谷貞雄／山田正行訳、（未來社、一九九四年）を参照。ハーバーマスが叙述を避けた二〇世紀前半のファシズム体制における公共性の研究として、佐藤卓己『ファシスト的公共性――総力戦体制のメディア論』（岩波書店、二〇一八年）を参照。また日本や東アジアの「公」の概念を辿ったものとしては、東島誠『公共圏の歴史的創造――江湖の思想へ』（東京大学出版会、二〇〇〇年）；三品英憲「八、国家統合と地域社会」、歴史学研究会編『第四次 現代歴史学の成果と課題一・二、世界史像の再認識』（績文堂、二〇一五年）、一九四―二一二頁が有益。また社会主義圏の公共性を考えるうえでは、池田嘉郎「ソヴィエト・ロシア国制史家――石井規衛」、池田嘉朗／草野佳矢子編『国制史は躍動する――ヨーロッパとロシアの対話』（刀水書房、二〇一五年）二五―五八頁が参考になる。東ドイツにおける公共圏の研究としては、たとえば同国におけるスポーツ文化と公共圏を論じた Jan Kleinmanns, *Seltsam unverbunden. Breitensport in der DDR als öffentliche Sphäre zwischen System und Lebenswelt*, Frankfurt am Main / New York 2020 が挙げられる。

（4）本稿では公共圏・公共性〔Öffentlichkeit〕を、「誰に対しても開かれた場（公共圏）」、あるいは「誰に対しても開かれた関係性（公共性）」として論じる。

（5）Vgl. Ralph Jessen, „Vom Ordinarius zum sozialistischen Professor. Die Neukonstruktion des Hochschullehrerberufs in der SBZ/DDR, 1945-1969“, in: Richard Bessel / Ralph Jessen (Hrsg.), *Die Grenzen der Diktatur. Staat und Gesellschaft in der DDR*, Göttingen 1996, S.76-107.

（6）Vgl. Ebd.

（7）東ドイツ時代のレオポルディーナについては以下の文献を参照。Sybille Gerstengarbe / Jens Tiel / Rüdiger vom Bruch (Hrsg.), *Die Leopoldina. Die Deutsche Akademie der Naturforscher zwischen Kaiserreich und früher DDR*, Berlin 2016; Kristie Macratis, „The Unity of Science vs. the Division of Germany: The Leopoldina“, in: Kristie Macrakis / Dieter Hoffmann(eds.), *Science under Socialism. East Germany in Comparative Perspective*, Cambridge / Massachusetts / London 1996, pp.158-179.

（8）会員には芸術家や作家や研究者だけでなく、政治家や事務職員、主婦や医師、技術者などが含まれ、文化同盟は教養市民層の文化的な交流のための大衆組織でもあった。設立時の会員数は一一六人であったが、一九五〇年には一九万四七三四人となっている。会員数と会員の社会的構成については、Vgl. Gerd Dietrich, „Kulturbund“, in: Gerd-Rüdiger Stephan et al. (Hrsg.), *Die Parteien und Organisationen der DDR: ein Handbuch*, Berlin 2002, S.530-559, hier S.559.

（9）Bernhard Kellermann et al., *Manifest und Ansprachen*, Berlin 1945, S.10.

（10）Ebd., S.11.

（11）理事会は二十七人で構成された。会長と三人の副会長に加えて以下の人物が理事になった。ＫＰＤからは政治家のアントン・アッカーマンとオットー・ヴィンツァーとハンス・マーレが、ＳＰＤからは政治家のグスタフ・ダーレンドルフ、ＣＤＵからは（のちに西ベルリン市の副市長になる）政治家のフェルディナント・フリーデンスブルクとエルンスト・レンマーが理事に選出されている。プロテスタント教会からは牧師のオットー・ディルシュナイダーと神学者のフリードリヒ・ヴィルヘルム・クルムマッハーが、カトリック教会からは神父メルヒヨア・グロセクが理事に選ばれた。Vgl. Dietrich, „Kulturbund“, S.533; Magdalena Heider, „Kulturbund zur demokratischen Erneuerung Deutschlands“, in: Martin Broszat / Hermann Weber (Hrsg.), *SBZ-Handbuch*, München 1990, S.714-S.733, hier S.727.

（12）たとえば、史料が残っている一九四七年の（当時のメクレンブルク州の）シュトラールズントの支部を見てみると、会員は全体で一四五九人おり、そのうちＳＥＤ党員は二五八人、ＣＤＵ党員は二五人、ＬＤＰＤ党員は七六人で、最も多いのは政党に入っていない人たち（一一〇〇人）であった。州の人民教育省に送られた文化同盟の月次報告書を参照 „Betrifft: Kulturbund zur demokratischen Erneuerung Deutschlands gemäß Rundschreiben Nr. 50/47 vom 8. März 1947“, in: 6.11-21, Nr. 3176 (Ministerium für Volksbildung), Landeshauptarchiv Schwerin. Ohne Bl.

（13）Heinz Willmann, *Zwei Jahre Kulturbund*, Berlin 1947, S.12.

（14）Vgl. Ebd., S.13, 19.

（15）Ebd., S.22.

（16）Ebd., S.26

（17）Vgl. Dietrich, „Kulturbund“, S.533.; Heider, „Kulturbund“, S.727.

(18) たとえば註一二のシュトラールズントの支部では、男性会員は七一三人で、女性会員は七四六人だった。Vgl. 6.11-21, Nr. 3176.

(19) 文化同盟全体の社会的構成にかんする統計が最初に確認できる一九五〇年には、知識人〔Intelligenz〕が二五・五％、事務職員二一・〇％、生徒ならび学生一二・四％、労働者一一・七％、農民一・五％となっている。Vgl. Dietrich, „Kulturbund", S.559. また、註一二のシュトラールズントの地域グループで最も多いのは（見習いを含めた）事務職員で三七二人、次に多いのが教員で二〇二人、三番目に多いのが学生・生徒で一八八人、四番目に主婦で一五八人を数えた。さらに以下、商人が一〇一人、造形芸術家が七七人、手工業者五九人、医師四六人、労働者三八人となる。また農民は九人であった。シュトラールズント支部全体に占める労働者と農民の割合は、それぞれおよそ二・六％、〇・六％となる。Vgl. 6.11-21, Nr. 3176.

(20) Bundesarchiv Berlin, Stiftung der Parteien und Massenorganisationen der DDR (= BArch., SAPMO), DY27 923, „Stenografisches Protokoll der Sitzung des Präsidialrates des Kulturbundes. Freitag dem 13.9.1957", Bl.16.

(21) Ebd., Bl.18. この発言は機関紙でも確認できる。„Ein Wendepunkt. Aus der Rede der Ersten Sekretär des Kulturbundes Karl-Heinz Schulmeister, vor dem Präsidialrat"in: *Sonntag*, Heft 38, am 22. 9 1956.

(22) BArch., SAPMO, DY 27 985, „Präsidialausschuss Sitzung des Kulturbundes, am Donnerstag, dem 3. Oktober 1957", Bl.127.

(23) Magdalena Heider / Kerstin Thöns (Hrsg.), *SED und Intellektuelle in der DDR der fünfziger Jahre. Kulturbund-Protokolle*, Köln 1991, S.61.

(24) Ebd., S.120.

(25) Ebd., この Öffentlichkeit は新聞雑誌等の「メディア」とも解せるが、シュールマイスターの発言では、その読み手までが想定されているため、世論と訳している。

(26) „Grundaufgaben der Deutschen Kulturbund" in: *Sonntag*, Heft 7 am 16. Februar 1958

(27) 理事の中には党籍が不明の者も多かった。そのためあくまで暫定的な数字であるが、ＳＥＤ党員が三三人、ＬＤＰＤとＣＤＵ党員がそれぞれ二人、ＤＢＤ党員が一人、ＮＤＰＤ党員の理事が三人確認できた。Vgl. Ebd.

(28) Ebd., たとえば集団農場の農民フリーデル・ヒンメルライヒやＤＢＤの幹部ベルトルト・ローゼが加わった。Vgl. „Der neue Präsidialrat", in: Ebd. ただし、文化同盟の構成員の変化は限られたものだった。組織全体における労働者と農民の比率は、一九五五年の時点でそれぞれ一二・六％と〇・九％、一九六〇年で一五・四％と一・七％、一九六五年で一六・四％と一・四％だった。Vgl. Dietrich, „Kulturbund", S.559.

(29) Vgl. „Grundaufgaben der Deutschen Kulturbund". 第五回同盟大会で理事に選出された八七人のうち以下八人はナチ党に加入していたことが確かめられた。副会長で物理学者のエルンスト＝ヨアヒム・ギースマン（一九三七年から党員）、動物学者のダーテ・ハインリヒ（一九三二年からの党員）、古代史家のヴェルナー・ハルトケ（一九三七年からの党員）、ゲルマニストのエドガー・キルシュ（一九三七年からの党員）、軍事学者アルフレート・クラウゼ（一九四〇年からの党員）、農学者のルドルフ・シック（一九三九年からの党員）、厚生大臣のレオポルト・シュタイドレ（一九三三年からの党員）、化学者のペーター＝アドルフ・ティーゼン（一九二二年からの党員）。クラウゼとシックはロストック大学ＨＰで経歴を参照し（https://cpr.uni-rostock.de/

resolve/id/cpr_person_00002955 ; https://cpr.uni-rostock.de/resolve/id/cpr_person_00002034（最終アクセス二〇二三年一月二九日）)。またキルシュの履歴はハレ大学文書館の史料を参照した。Vgl. „Personalbogen“ am 18. 8 1951, PA.27539, „Doz. Dr. Edgar Kirsch“ in Universitätsarchiv Halle. Ohne Bl. これ以外は人名事典（*Wer war wer in der DDR. Ein Lexikon ostdeutscher Biographien*, Band 1 A-L/ Band 2 M-Z, hrsg. von Müller-Enbergs, Helmut et al., Berlin 2010）を参照している。

（30）Vgl. „Der neue Präsidialrat“. 女性理事の占める比率は約一〇%となった。

（31）この会合のプロトコルは、マクデブルクのザクセン＝アンハルト州文書館にタイプ用紙一七八枚の史料として収蔵されている。P.516, Nr.5412, „Protokoll des Gesprächs mit Walter Ulbricht im Kulturbund zu Fragen sozialistischen Bewusstseinsbildung“, in: Landesarchiv Sachsen-Anhalt, Abteilung Magdeburg. 登壇者のファースト・ネームはしばしばプロトコル上では省略されていたが、発言内容や肩書を参考にしつつ、人名事典とハレ大学文書館のＨＰ（https://www.catalogus-professorum-halensis.de/index1945.html（最終アクセス二〇二三年一月二九日））を利用して補った。ファースト・ネームが不明の人物は姓のみを示した。

（32）Ulbricht„Die Perspektive: der Sozialismus“ in: *Sonntag*, Heft 17, am 27. 4 1958.

（33）薬学者のクルト・モーテス（一九三三年からナチ党員、同年にＳＡに加入）、医学者のエアヴィン・ライヒェンバッハ（一九三三年からのナチ党員、同年にＳＡに加入）、スポーツ科学者のゲアハルト・ルーカス（一九三七年からのナチ党員）、生物化学者のホルスト・ハーンゾン（一九三三年からＳＡ、一九三七年からナチ党員）。このほかに地理学・古生物学者のハンス・ガルヴィッツが一九三三年から三四年にＳＡに在籍していた。以上の経歴はすべて註二九のハレ大学文書館のＨＰを参照した。

（34）Vgl. P.516, Nr.5412, „Protokoll des Gesprächs mit Walter Ulbricht“, Bl.26.

（35）Vgl. Ebd., Bl.28.

（36）Ebd., Bl.30-31.

（37）Ebd., Bl.36.

（38）Ebd., Bl.48. レクシャスは労農学部からハレ大学に入学した研究者で、一九四七年からＳＥＤ党員であった。

（39）Ebd., Bl.48.

（40）Vgl., Ebd., Bl.89.

（41）Vgl., Ebd., Bl.97.

（42）Ebd., Bl.108-109.

（43）Ebd., Bl.113.

（44）Ebd., Bl.114-115.

（45）シュルツェがＩＭであったことについては、ハレ大学文書館ＨＰのアーラントにかんする項目を参照した。https://www.catalogus-professorum-halensis.de/alandkurt.html（二〇二三年一月二六日最終アクセス）

（46）P.516, Nr.5412, „Protokoll des Gesprächs mit Walter Ulbricht“, Bl.118-9.

（47）Ebd., Bl.119.

（48）Ebd., Bl.123.

（49）Ebd., Bl.135-136. シュルツェによって糾弾されたアーラントもこの会員であった。「スピリトゥス会」については以下を参照。Vgl. Günter Mühlpfordt / Günter Schenk, *Der Spirituskreis (1890-1958). Eine Gesellschaft in neuhumanistischer Tradition. Vom Kaiserreich bis zum Verbot durch Ulbricht im Rahmen der Verfolgungen an der Universität Halle 1957 und 1958*, Band 2: 1945-1958, Halle 2004; Günter Schenk / Regina Meyer, *Auch*

das war die DDR! Zum Verbot Wissenschaftlergemeinschaft „Sprituskreis“ vor 50 Jahren zur Resivionismusbekämpfung 1958, Halle 2007.

（50） P.516, Nr.5412, „Protokoll des Gesprächs mit Walter Ulbricht“, Bl.135-136.

（51） Ebd., Bl.137.

（52） Ebd., Bl.149.

（53） Vgl. Mühlpfordt / Schenk, *Der Sprituskreis (1890-1958)*, S.512.

（54） 註四五のハレ大学文書館ＨＰのアーラントにかんする項目を参照。

【付記】

本稿の基になったのは、第四四回ドイツ現代史学会（二〇二一年九月一八日）のシンポジウム発表である。しかし、その後行ったシュヴェリーンとマクデブルクとハレでの資料調査の結果を利用し、加筆・修正を行っている。

※本研究は二〇二二年度獨協大学学外研修員（派遣）制度による成果の一部である。

（いずた　しゅんすけ・獨協大学准教授）

▼書評

北村陽子著『戦争障害者の社会史――二〇世紀ドイツの経験と福祉国家――』

（名古屋大学出版会、二〇二一年二月、三六六頁、五四〇〇円＋税）

林田敏子

戦争障害者は国家に身を捧げた英雄として戦死者に次ぐ地位を付与される一方、究極の英雄たる戦死者が味わうことのなかった苦難を戦後も長く経験した。国家や他者への依存を前提に生きざるを得ない彼らは、社会の周縁に追いやられただけでなく、ときに家族のなかでも孤立した。とりわけ両大戦の敗戦国たるドイツにおいては、戦争障害者は忘れ去りたい「過去」の象徴でもあった。本書は、「労働による自立」原則を柱とする戦争障害者支援が、社会的弱者救済のための福祉施策として国家化されるプロセスのなかに、ドイツの社会国家の生成過程を読み解いたものである。強力な破壊兵器の導入と長期戦・消耗戦に特徴づけられる両大戦期に急増した戦争障害者に焦点をあてることで、彼らに対する公的支援のあり方、その基盤となった思想や社会の価値規範が浮き彫りにされる。第四三回サントリー学芸賞〔思想・歴史部門〕の受賞作品となった本書に、スケールの大きさ、視点の斬新さが備わっていることは言うまでもないが、緻密かつ誠実な史料分析の上に重ねられていく議論には、読む者を圧倒する力がある。ドイツ史が専門ではない評者には文字通り「手に余る」大作であるが、まずはその概要を記した上で本書の意義と論点を提示してみたい。

本書は三部構成となっており、Ⅰ部（第一～二章）は第一次世界大戦まで、Ⅱ部（第三～五章）は戦間期、Ⅲ部（第六～終章）は第二次世界大戦とその後を扱っている。第一章では戦争犠牲者支援の歴史が第一次世界大戦前史として整理される。著者によると公的援助の起源は一八五〇年にプロイセン王国で出された兵士遺家族支援法まで遡ることができ、一九〇六年の軍人年金法で就労不能度と関連づけた規定が導入された。労災保険の基準を援用した同法の施行によって、戦闘行為に伴う負傷が公的補償の対象となり、戦争障害者支援が開始される。第一次世界大戦に焦点をあてた第二章では、戦闘力維持のために傷病兵の再起用（リサイクル）の必要性が認識され、これがのちの「労働による自立」思想へとつながっていったことが明らかにされる。再起用／自立を目的とした補償制度は、義肢の提供、職業訓練、就労斡旋といった複合的な支援システムを生み出したものの、当初から精神疾患の認定には消極的な姿勢がみられた。

第三章が対象とするのは第一次世界大戦期に設立された除隊者および戦争犠牲者組織の動向で、党派別に設立されるなど政治的な分断を特徴としていた。ナチ党の躍進によって左派政党系の組織が非合法化され、ナチ戦争犠牲者援護（NSKOV）への合一が図られるなど、政治情勢の変化に伴う再編が繰り返された。第四章では、戦争障害者に注がれる社会のまなざしと戦争障害者の自己認識が焦点化される。家族の扶養者としての役割を完遂できない戦争障害者は、社会のなかで周縁化され、ときに家族とも衝突した。身体的な「男らしさ」を喪失することで、「去勢」され、「女性化」された戦争障害者が、敗戦というネガティヴ・イメージの体現者でもあったことが説得力をもって示されている。第五章が焦点をあてるのは社会国家システムの基盤となった一九二〇年の全国

援護法である。同法は国民軍の理想である平等原則を前提に、軍隊内の階級に関係なく、就労不能度で受給基準を鑑定しようとするものであった。就労不能度の基準が厳格化されるインフレ期以降、戦争障害者は職の確保と年金受給という二重の利得者、社会の厄介者として周縁化され、不満を募らせた戦争障害者がナチ党に取り込まれる現象も生じた。

第六章では、「民族共同体」の不適格者が排除されたナチ党統治期に焦点があてられる。ナチ党は障害者差別政策を押し進める一方、戦争障害者を「第一の市民」として称揚し、政治的プロパガンダに活用した。この時期も「労働による自立」原則が踏襲され、労働過程への再編入と「民族共同体」への包摂が目指されたが、その「実現」には程遠かった。第七章では、戦後の非ナチ化のプロセスが描かれる。一九四五年に戦争犠牲者援護法はすべて停止され、ＮＳＫＯＶも解散した。新たに制定された身体障害者給付法では、戦争障害者は労災犠牲者と同等に扱われるようになり、支援制度の非軍事化が推し進められていった。第八章は戦後の西ドイツを対象に戦争障害者支援の「実態」に迫った意欲的な章である。一九五〇年の連邦援護法では、家族の介護が得られる場合は支援の適用外とされたこともあり、戦争障害者の現実の姿は男性稼得者モデルから完全に逸脱していた。一九六〇年代になると、戦争障害者の不可視化はさらに進む。家族の破綻（離婚）といった危機が生じ、第二波フェミニズム運動の影響も受けながら夫婦／家族関係の再編がみられた。終章では、戦争障害者研究の課題と可能性に触れつつ、本書の議論がまとめられる。著者によれば戦争障害者支援を国が補償する社会国家システムはヴァイマル期には確立をみた。二一世紀を迎え、軍隊や戦争障害者を取り巻く状況は大きく変化したものの、戦争障害者の社会復帰を促す、すなわち社会生活への再統合をめざすという「労働による自立」原則は現代まで受け継がれているという。

特殊なナチ党統治期も含め一九世紀半ばから二〇世紀半ばまでの約百年を視野におさめた本書は、戦争障害者という観点からみたドイツ福祉国家形成史としてだけでなく、この時代の国家や社会のあり方を通史として描き出したドイツ現代史として読むことができる。対象は戦争と福祉にとどまらず、医療、技術革新、教育、職業訓練、家族、ジェンダー、身体、スポーツと多岐に渡っている。二重の意味で周縁化された精神障害者への着目は、本書の議論に厚みを与えているだけでなく、特殊なナチ党統治期をとらえる切り口としても有効に機能している。

本書が描き出しているのは、戦争を契機として生み出された障害者支援の理論モデルの一貫性と、理想と現実のはざまで、戦後も長い戦いを強いられた戦争障害者たちの「葛藤」である。そのため、叙述から浮かび上がる戦争障害者の姿はプリズムのように多面的である。彼らは戦争の英雄として称揚され、政治利用されると同時に、国家による補償に依存する弱者として周縁化された。また、自立への道を懸命に歩もうとする彼らは、戦後復興や再生のシンボルとしても機能したが、敗戦というネガティブな「過去」の象徴でもあった。経済の波や政治体制の変化に翻弄される存在であるからこそ、戦争障害者というプリズムを通して、各時代におけるドイツ社会の諸相が浮かび上がってくる。

本書は戦争障害者支援を支えた理念や法を分析した手堅い実証研究であるだけでなく、そうした法システムと「現実」との乖離のなかに、時代に翻弄された戦争障害者やそれを支えた家族の「生」を読み取ろうとするものである。障害認定や就労の「実態」はどうだったのか。社会は戦争障害者にどのようなまなざしを向け、社会復帰できない障害者を支えた家族はどのような苦難を経験したのか。そして当事者は戦争障害者

としての自己をどのように認識し、戦後をいかに生き抜いたのか。本書のタイトルに「社会史」の語が入る所以である。

大戦研究という枠組みにおいても本書は多大な貢献をなしている。戦争障害者への補償や支援は戦後に本格化するため、本書の議論は第一次世界大戦より戦間期、第二次世界大戦より占領期に重きがおかれており、従来の大戦研究とはいわばネガ／ポジが逆転しているのが特徴である。「戦時」に限定されない議論は、両大戦を接続し、この時代を通史として描くことを可能にしただけでなく、戦争障害者にとどまらない「障害者」一般への視点の拡大にも寄与している。

本書の意義や功績は枚挙に暇がないが、イギリスを中心に大戦史・ジェンダー史を研究する立場から、いくつか論点を提示してみたい。まずは、著者がドイツの障害者支援を貫く柱であったと指摘する「労働による自立」原則、すなわち戦争障害者に可能なかぎりの就労を促し、社会復帰を目指すという支援のあり方は、どの程度「ドイツ的」でありえたかという問題である。むろん、著者はこうした原則をドイツに特有のものであったと主張しているわけではない。よって、ドイツの戦争障害者をめぐる制度や言説は、他国と比較したとき、どのように特徴づけることができるのかと問い直したほうがいいかもしれない。たとえば本書では、労災認定の基準が戦争障害者認定に援用されたことが指摘されているが、これはドイツ特有の現象なのか。さらに、「敗者であること」は、どの程度ドイツの戦争障害者支援のあり方に影響を及ぼしたのか。

評者が研究対象とするイギリスでも、第一次世界大戦中に戦争障害者に対する国家補償が整備されている。戦争障害者に支給される年金はあくまで収入の補助と位置づけられ、経済的再統合が第一義とされるなど、理念的にはドイツと大きな違いはない。イギリスの独自性は理念ではなく、戦争障害者支援の大部分を民間のチャリティがカバーしていたという運用の方に求めることができる。ドイツでは、結果的に自立がかなわない戦争障害者が別の福祉の恩恵にあずかったり、民間の支援の対象となったりすることはなかったのだろうか。国家補償という形での戦争障害者支援は単独で機能したのか、それとも生存保障というより広いセーフティネット（総体としての福祉）のなかで機能したのかという問題は、福祉国家の生成過程を論じる本書にとっても論点となりうるのではないだろうか。

次に提起したいのは、「戦争障害者」というカテゴリーの自明性と、カテゴリー内の差異をめぐる問題である。戦争障害者の中核を占め、研究上も「把握」が容易なのは、公的補償の対象者や互助組織への入会者というカテゴリーであろう。しかし、公的援助の対象とならなかったり、資格をはく奪されたりした者も存在したであろうし、戦争障害者として明確な自己意識をもち、権利獲得や互助に主体的に参加した者ばかりともかぎらない。なかには、元兵士（除隊者）という自己意識を強くもつ者、あるいは、より広い障害者という括りに自己同一する者もいたであろう。元兵士、障害者、戦争障害者といった複数のカテゴリーは、どのような関係・重なりを有していたのだろうか。また、精神疾患者が戦争障害者のなかで周縁化されていたことは本書でも繰り返し指摘されているが、戦争障害者内部にもある種のヒエラルキーが存在したと考えられる。たとえば障害や自立の度合いは国家への犠牲や貢献とどのように関連づけてとらえられたのか。戦争障害者というカテゴリー内の差異という観点から、不況でも好況でも「取り残される」彼らと社会との関係や分断について再考する余地はないだろうか。

戦争障害者は、国家への貢献と依存という両義性をもつがゆえに、そ

のマスキュリニティ（男らしさ）もまたアンビバレントな性格をもつ。稼得者として家族を扶養することができない戦争障害者は、たしかに理想的なマスキュリニティ像から逸脱する存在であったが、彼らが自らのマスキュリニティの「回復」のために、健常者とは異なる形でのマスキュリニティを構築することはなかったのだろうか。R・コンネルが展開するマスキュリニティの複数性、階層性、可変性をめぐる議論に触れるまでもなく、[1] ある種の周縁性を抱える男性集団が特有のマスキュリニティを構築することで、支配的なマスキュリニティ観に修正を迫る事例は少なからずみられる。たとえば大戦期のイギリスでも、戦争障害者には「わずかな恩給で自立する労働者」というマスキュリニティ像が強制されていた。年金省に送られた陳情書を分析したJ・メイヤーは、戦争障害者たちが不服申し立てという行為を通して、「国家のために自らの健康と未来を捧げた英雄」、「家族のために年金受給という権利を要求する父や夫」という新たなマスキュリニティ像を立ち上げたことを明らかにしている。[2] 同様の現象が両大戦期のドイツでどの程度確認できるのかはわからないが、社会が戦争障害者にどのようなまなざしを向けたかだけでなく、戦争障害者自身が自らをどう認識し、何を考え、どう行動したかに迫ろうとする本書にとって、戦争障害者による対抗的マスキュリニティの構築という問題は、彼らの「主体性」に迫る上でも一つの論点となりうるだろう。

本書の射程は戦争障害者支援を含めた戦後処理が一応の決着を見た一九六〇年頃までであるが、終章では新たな戦争障害者が生み出された一九九〇年代にも言及されている。国や地域による違いはあるものの、九〇年代は両大戦を頂点とする「国民軍の時代」が終焉を迎えた時期とも重なる。その後、ヨーロッパを中心に徴兵制を廃止する動きが広がり、女性への職域拡大という形で軍隊内のジェンダー統合が加速した。また、貧困層や移民といった弱者が軍事要員の供給源となり、業務が民間に委託されるなど、軍事のアウトソーシング化も進行している。[3] そうした意味で軍隊は、かつてのように国民をつくる場でも、マスキュリニティを涵養する場でもなくなりつつあると言えるのかもしれない。「ポスト国民軍時代」の戦争障害者は、もはや戦争という業務に伴う「労災」の補償対象に過ぎないのか。さまざまな意味でのマイノリティを内に抱えた今日の軍隊や社会のなかで、両大戦期の英雄像から乖離した戦争障害者は何を経験し、何を表象するのか。国や時代を超えて、本書が投げかける問題はきわめて重い。

注

（1）レイウィン・コンネル（伊藤公雄訳）『マスキュリニティーズ――男性性の社会科学』新曜社、二〇二二年。

（2）Jessica Meyer, *Men of War: Masculinity and the First World War in Britain*, London: Palgrave Macmillan, 2009.

（3）佐藤文香『女性兵士という難問――ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』慶應義塾大学出版会、二〇二二年。

（はやしだ　としこ・奈良女子大学教授）

二〇二二年度例会一覧

四月例会（二〇二二年四月二四日（日）、オンライン（Ｚｏｏｍ開催））
特集：事典刊行をめぐって
登壇：佐藤公紀（明治大学専任講師）『ドイツ文化事典』
羽場久美子（青山学院大学名誉教授）『中欧・東欧文化事典』
桑名映子（聖心女子大学准教授）『中欧・東欧文化事典』
大津留厚（神戸大学名誉教授）『ハプスブルク事典』他

六月例会（二〇二二年六月二六日（日）、オンライン（Ｚｏｏｍ開催））
報告：宇治・ホーファーファビエン（大阪大学大学院）
「帝国日本の知識人とドイツの言語政策――プロイセン東部とアルザス・ロレーヌにおける台湾総督府の視察活動を中心に（一八九五―一九一四年）」
書評：原田昌弘『政治的暴力の共和国――ワイマル時代における街頭・酒場とナチズム』（名古屋大学出版会、二〇二一年）
評者：小野寺拓也（東京外国語大学准教授）
著者リプライ：原田昌弘（鳴門教育大学教授）

七月例会（二〇二二年七月二四日（日）、オンライン（Ｚｏｏｍ開催））
報告：村上遥香（大阪市立大学大学院）
「一九八〇年代の東ドイツにおけるベトナム人労働者の受け入れ――コトブスにおける労働者専用宿舎の設置を中心に」
企画：「上山安敏氏を偲ぶ」
登壇：丸畠宏太氏（敬和学園大学教授）
「上山安敏先生、その謦咳に接して」
登壇：服部伸（同志社大学教授）
「『神話と科学』の衝撃――私にとっての上山安敏先生」

一〇月例会（二〇二二年一〇月二三日（日）、オンライン（Ｚｏｏｍ開催））
書評：中野智世ほか『価値を否定された人々――ナチス・ドイツの強制断種と「安楽死」』（新評論、二〇二一年）
趣旨説明：中野智世（成城大学教授）
自著紹介：中野智世・木畑和子（成城大学名誉教授）
コメント：江口布由子（高知工業高等専門学校教授）
書評：キース・ロウ『戦争記念碑は物語る――第二次世界大戦の記憶に囚われて』（田中直訳・白水社、二〇二二年）
評者：水野博子（明治大学教授）
訳者リプライ：田中直（龍谷大学・同志社大学ほか非常勤講師）

一二月例会（二〇二二年一二月一八日（日）、オンライン（Ｚｏｏｍ開催））
連続フォーラム：日本にあるドイツ・オーストリア現代史①
報告：大津留厚（神戸大学名誉教授）
「姫路と青野原――箱庭の国際社会とその解体」
報告：今井宏昌（九州大学准教授）
「ドイツ兵と「特殊俘虜」――第一次世界大戦期日本の俘虜収容所における「箱庭の民族問題」」
報告：梶原克彦氏（愛媛大学教授）
「マツヤマと世界大戦――松山収容所の通時性と共時性におけるドイツ兵捕虜」

一月例会（二〇二三年一月二一日（日）、オンライン（Ｚｏｏｍ開催））
連続フォーラム：日本にあるドイツ・オーストリア現代史②
報告：林祐一郎（京都大学大学院）
「ドイツ系プロテスタント教会による日本伝道と関西――普及福音新教伝道会の宣教師エミール・シラー（1865-1945）を中心に」

報告：中村綾乃（大阪大学大学院准教授）
「神戸のドイツ人コミュニティと第二次世界大戦」

三月例会（二〇二三年三月一九日（土）、オンライン（Ｚｏｏｍ開催））

報告：嶋田結花（同志社大学院）
「西ドイツ「一九六八年」の転換点――学生ベンノ・オーネゾルクの二つの身体」

報告：河邊凌（大阪市立大学大学院）
「帝政期ドイツにおける保守派による多民族包摂の試み
――ハンス・デルブリュックのポーランド人問題論を中心に」

ドイツ現代史研究会規約

二〇〇四年一二月一九日、臨時総会にて承認
二〇〇五年三月二七日、臨時総会にて改定承認
二〇〇七年七月一日、臨時総会にて改定承認
二〇〇八年二月二四日、臨時総会にて改定承認
二〇〇九年四月二六日、総会にて改定承認
二〇一二年四月一五日、総会にて改定承認
二〇一八年四月一五日、臨時総会にて改定承認
二〇二一年四月二五日、総会にて改定承認
二〇二二年四月二四日、総会にて改定承認
二〇二三年四月二三日、総会にて改定承認

第1条　本会の名称は、「ドイツ現代史研究会」と称する。

第2条　本会は、歴史学の各分野および隣接諸科学との交流を通じて、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の深化をめざす。

第3条　本会は、研究例会、研究誌『ゲシヒテ』発行、その他本会の目的に沿う活動を行なう。

第4条　本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌三月三一日に終わる。

第5条　本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めたものは、本会の会員となることができる。本会の会員は、一般会員、学生会員、通信会員からなる。

第6条　本会は、事業年度初めに総会を開き、年度の方針と課題を定め、決算と予算および、その他本会の運営に関わる事項について審議する。その議案は前年度事務局が用意する。議案の可決には、総会参加者数の過半数の賛成が必要となる。可否同数の場合は前年度代表の判断による。

第7条　本会の運営は、事務局が行なう。事務局は、代表、事務局長、編集担当、通信担当、会計担当によって構成され、例会・総会開催および会計の任にあたる。事務局は総会で選出され、任期を一年とする。

第8条　事務局は、やむを得ない事情により時間的余裕が少なく、総会を待たずに議決することが適当であると判断する議案について、メール審議を実施することができる。メール審議に参加するものは、本会の会員のうち本会のメーリングリストに登録されているものとする。参加者からの回答のうち棄権を除いたものを有効回答とする。議案の可決には、有効回答数の過半数の賛成が必要となる。可否同数の場合は代表の判断による。

第9条　『ゲシヒテ』の編集は、編集委員会が行なう。編集委員会は六名からなり、総会で選出される。委員の任期は一年とする。

第10条　本会は会計監査を一名おく。会計監査は総会で選出され、任期を一年とする。

第11条　本会の本部は、総会によって定められた場所におき、本会の口座管理責任者は、事務局の会計担当とする。本部は下記の住所におく。〒六〇二―八五八〇
京都市上京区今出川通烏丸東入　同志社大学文学部（服部研究室内）

第12条　本会の規約改正は、総会に参加した会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

会員及び会費に関する規定

（1）　本会の会費は年額、一般会員四〇〇〇円、学生会員二〇〇〇円、通信会員二〇〇〇円とする。

（2）　一般会員は、大学・大学院の専任教員、任期付教員、日本学術振興会特別研究員（PD）、COE研究員、定年退職した元教員、および事務局が承認した者とする。一般会員は、本会の活動に参加することができ、『ゲシヒテ』の配布を受ける。

（3）　学生会員は、大学・大学院の学籍を有する者、非常勤の教員・研究員、および事務局が承認した者とする。学生会員は、本会の活動に参加することができ、『ゲシヒテ』の配布を受ける。

（4）　通信会員は、事情により本会の活動に参加することができず、『ゲシヒテ』の配布のみを受ける者とする。

（5）　一年以上の長期にわたり在外研究ないし留学する会員は、当該年度の会費を免除

される。免除を希望する者は、在外期間を本会事務局まで連絡することとする。

（6）事務局担当者の会費については、これを免除する。

（7）会員は、任意に退会することができる。退会を希望する者はその旨を、事業年度末までに、本会事務局に連絡する。なお、会費を三年滞納した者については、退会したものとみなす。

編集に関する規定

（1）本会は、編集委員会の編集にもとづき、『ゲシヒテ』を年一回定期発行する。

（2）本誌は、論文、研究ノート、研究動向、書評、本会活動報告その他から構成され、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の発表にあてる。

（3）本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。

（4）投稿原稿は、投稿に関する規定にしたがうものとする。

（5）原稿の掲載は、編集委員会の決定による。掲載にあたって、編集委員会は原稿の修正をもとめる場合がある。

（6）原稿の執筆者は、本会が掲載原稿のデータを無償公開・配布することに同意する。

投稿に関する規定

（1）『ゲシヒテ』に発表する論文等は、いずれも未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等で口頭で発表したものを除く。

（2）投稿資格は、本会の一般会員または学生会員で、所定の会費を納めた者に限る。

（3）投稿を希望する者は、九月末日までに、電子メールにて本会事務局にその旨（①名前・②所属・③原稿の種類・④タイトル）を連絡する。

（4）投稿者は、審査用の原稿を、可能な限りＰＤＦファイルにして、**一一月三〇日**までに、電子メールにて本会事務局（doitsugendaishiken@gmail.com）に提出する。原稿は、所定の執筆要領にしたがって、必ずパーソナルコンピュータまたはワードプロセッサで作成する。提出にあたっては、原稿の種類、題名、氏名、所属、連絡先、メールアドレス、原稿の総字数を記した表題紙を添付する。

（5）掲載を認めるか否かは、二ヶ月程度をめどに回答する。論文の掲載を認められた投稿者は、編集委員会の指示にしたがって、完成原稿一部と内容のデータを、指定した期日までに本会事務局（doitsugendaishiken@gmail.com）に提出する。データについては、原則としてメールによって提出するものとする。画像のデータがある場合は、ＪＰＥＧ形式（.jpg）のデータを添付する。

（6）掲載を認められなかった投稿者には再投稿の機会を認める。**三月三一日**までにその旨を本会事務局（doitsugendaishiken@gmail.com）に連絡した上で、審査用原稿を可能な限りＰＤＦファイルにして、**五月三一日**までに、電子メールにて本会事務局に提出する。その後の対応については、（5）に準じる。

（7）編集委員会からの要請による場合を除き、一度提出された完成原稿の撤回、差し替え、書き直しはできない。また、掲載の可否にかかわらず、原稿の返却は行わない。

執筆要領

（1）『ゲシヒテ』に発表する論文の分量は、本文・注・図表等を合計して、全角で二万字以内とする。研究ノートおよび研究動向の分量は、全角で一万四〇〇〇字、書評と本会活動報告その他の分量は、全角で六〇〇〇字以内とする。

（2）原稿のデータの形式は、原則としてＰＤＦファイル形式（.pdf）とする。ただし、やむを得ない場合は、マイクロソフト・ワード形式（.doc）、もしくはリッチテキスト形式（.rtf）でもかまわない。

（3）原稿の書式については、基本的な原則を以下の通りとする。

①原稿は横書きまたは縦書きとし、用紙をＡ４で設定し、一頁あたり四二字×三六行とする。

②章には全角数字で「1　見出し」と番号をつける。「はじめに」や「おわりに」にも必ず番号をつける。番号の後には全角スペースを入れる。

③本文では数字は原則として漢数字を用い、半角の算用数字は用いない。桁数の大きな数字については「一〇億五〇〇〇万」のように表記するが、図表等においてはその限りではない。

④注は、本文の該当箇所に半角数字＋上付き文字で「(1)」「(2)」と通し番号を付し、後注で半角数字で「(1)」「(2)」と番号を表記した後に注の内容を記す。(例)「……が明らかになった[1]。」「(1)　この点については……を参照。」

⑤参照文献を注等で挙げる際は、著者名、題名、出版社（または出版地）、発行年の順に記述すること。和文書名は『』、和文論文名は「」、欧文論文名は“”または„“で囲むこと。欧文書名はイタリック体にするか、下線を引くこと。和文文献の場合、項目間の区切りには全角の読点を用い、最後に句点をうつ。欧文文献の場合、項目間の区切りには半角コンマ＋半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。

⑥論文以外の場合には、本文の後に文献リストを置き、文中で「(著者名　発行年：ページ数)」という形式で文献を指示する方法を認める。その場合、著者名と発行年の間、およびコロンの後には、半角スペースを入れる。文献リストでは、和文・欧文文献を一括し、文献を著者名のアルファベット順に並べる。同じ著者の文献を複数挙げる場合、二点目以降は著者名のかわりに四字分のダッシュを用いる。和文・欧文文献ともに、項目間の区切りには半角コンマ＋半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。

⑦図表等は別紙に書き、挿入箇所および大きさを指定する。本文に埋め込んだ状態で投稿することも認める。図版を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理すること。

⑧体裁の統一をはかるため、編集委員会の責任において原稿に修正を施す場合がある。

ドイツ現代史研究会事務局からのお願い

以下の場合には、研究会事務局へメールでご一報ください。

・ご住所・ご所属・メールアドレス等に変更があった場合
・例会案内等、研究会からのお知らせが届かない場合
・本誌『ゲシヒテ』についてのお問い合わせ

入会のご案内

入会を希望される方は、研究会ホームページ上の「規約」をお読みいただいた上で、「会員登録用紙」（ワードファイル）に必要事項を記入し、研究会事務局メールアドレス宛に添付ファイルでお送りください。折り返し、通信担当から連絡を差し上げます。

退会をご希望の場合

退会を希望される方は、研究会事務局メールアドレス宛に、あるいは当該年度の事務局員に直接ご連絡ください。

各種書類の発行について

転載許可証や掲載証明書など書類の発行については、研究会事務局までお問い合わせください。

ドイツ現代史研究会ホームページアドレス：https://dogenken.web.fc2.com/

ドイツ現代史研究会事務局メールアドレス：doitsugendaishiken@gmail.com

▼編集後記

▽二〇二三年四月から放映していたＮＨＫ朝の連続ドラマ「らんまん」。純粋に植物学を愛する主人公槙野万太郎、および国家を背景に国益のための植物学研究を進める東京帝国大学の教授たちとの間の軋轢が、物語の大事な軸の一つとなっている。主人公には生計の問題がのしかかり、留学帰りの教授や助教授には「国」の存在が重くのしかかっている様子が描かれており、物語は単純な善悪に還元されるものではない。「らんまん」、学問と政治の微妙な関係が描かれている。まさか三年前の日本学術会議会員の任用拒否問題が物語に反映しているのではあるまいが、学問の社会的立ち位置を考えさせられてしまう。その点、本号の「特集」は、学問と政治の関係の歴史について着実な実証と位置づけを行った論考によって成り立っており、この問題について深く考える手がかりを提供している。三年前に学術会議があたかも特権団体であるかのような論調がＳＮＳではびこったことを思い返すに、この「特集」が果たしてほしい役割は大変重いようにおもう。

（北村昌史）

▽ずいぶんとお時間をいただきましたが、何とかこの『ゲシヒテ』16号を形にすることができました。これもひとえに編集委員や執筆者の皆さんのご協力と的確なご指摘、そして忍耐強さと優しさの賜物だと心より感謝しております。この16号には論文（二本）、研究ノート、特集に書評が掲載され、非常に盛りだくさんな内容となっております。皆さまには、是非ともじっくりと読んでいただき、日本におけるドイツ現代史研究の奥深さを味わっていただければと思います。

思い返せば二二年度は七回もの研究会がＺＯＯＭで開催されました。毎回、多くの参加者に恵まれ、コロナの流行と共に「仕方なく」模索されたリモートでの研究会ではありますが、上手く定着してきたように感じております。もちろん今後の動向は分かりませんが、研究会への参加やこの『ゲシヒテ』を通じて、ますます活発な歴史学の議論が展開されることを願ってやみません。最後に、二年間にわたり、このような学会誌の編集という貴重な経験をさせて頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

（田中直）

▼編集委員

北村昌史（大阪公立大学）
服部伸（同志社大学）
田野大輔（甲南大学）
中野智世（成城大学）
近藤正基（京都大学）
西田慎（奈良教育大学）
河合信晴（広島大学）

▼編集実務

田中直（同志社大学ほか非常勤講師）

ゲシヒテ

第16号

２０２３年４月３０日発行

▼編集発行

ドイツ現代史研究会（代表・田野大輔）

〒６０２－８５８０

京都市上京区今出川通烏丸東入

同志社大学文学部　服部伸研究室内

▼印刷

株式会社オーエム